令和
8年度版

障がい福祉のしおり



習志野市役所
健康福祉部　障がい福祉課

〒 275-8601
習志野市鷺沼２丁目１番１号

電　話　０４７（４５３）９２０６（直通）
ＦＡＸ　０４７（４５３）９３０９（健康福祉部共通）
　　０４７（４５１）６８５１（聴覚・言語障がい者専用）
E-mail　syogaifu@city.narashino.lg.jp

この２次元バーコードは
習志野市のHP(障がい者
の福祉)のページのリンク
となります

1. 制度一覧表 6
2. 障がい者手帳 10
3. 障がい福祉サービス 17
4. 地域生活支援事業に係るサービス 25
5. 補装具 27
6. 日常生活用具 29
7. 手当、年金等 42
8. 医療 46
9. 税金、公共料金 59
10. 交通機関、自動車 67
11. 日常生活支援 73
12. 障がい別支援①聴覚 78
13. 障がい別支援②視覚 85
14. 障がい別支援③その他 89
15. 就労支援 92
16. 経済的支援 94
17. 緊急時・災害時支援 95
18. 選挙 98
19. 相談 99
20. 関係機関 106
21. シンボルマーク 110
22. 習志野市の障がい者数 111

習志野市心が通うまちづくり条例

障がいのある人の情報とコミュニケーションを保障し、共生社会を実現するための習志野市独自の条例です。

内　容

正式名称は「**習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例**」です。

どんな条例？

○障がいのある人のなかには、情報を得ることが難しかったり、他の人とコミュニケーションをとりにくかったりする人がいます。
○手話はろう者（手話を使って話す人のこと）にとって大切な言語です。

障がいのある人の情報とコミュニケーションを保障し、手話を言語と保障することで、共生社会の実現をめざします。

障がいのある人の情報伝達やコミュニケーション

■情報伝達、コミュニケーション手段は様々

例えば、視覚障がいのある人に音声や点字で案内したり、聴覚障がいのある人に手話や筆談で対応したり、知的障がいのある人や精神障がいのある人に穏やかな口調で、丁寧にゆっくりと絵カードを使って話したりと様々な方法があります。その人にあった方法で話してみましょう。


点字


手話


筆談


絵カード

■書類等は、個々の障がいに合わせたものを配布します

視覚障がいのある人には、拡大文字や、点字、音声に訳したものを配布したり、知的障がいのある人には、やさしい言葉や、ふりがなを付けたものを配布したりする方法があります。

■会議などでは、障がいに合わせた支援者がいるように配慮します

手話通訳者や、聴覚障がいのある人に向けて発言を文字で表記する要約筆記者、視覚障がいのある人に対して資料を読み上げる人などがいます。

窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

習志野版障がいのある人の生活を支える体制
～ならとも拠点システム～
（習志野市地域生活支援拠点等）

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を支援するため、地域の障がい福祉に関する各機関が分担して役割を担い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制のことです。

地域生活支援拠点等の機能とは

○相談

相談支援専門員等が、障がいのある人の緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行います。

○緊急時の受け入れ・対応

障がいのある人の状態変化や介護者の急病等の緊急時において、短期入所等を活用した受け入れ体制等の確保や医療機関への連絡などの必要な支援を行います。

○地域移行の推進（体験の機会・場）

親元からの自立や入所施設等からの地域移行に当たってグループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供します。

○専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な人や行動障がいを有する人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の育成を行います。

○地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所及び計画相談支援事業所の相談支援専門員等が、障がいのある人のために地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等を構築します。

緊急時の受け入れ対応についての相談体制

<table>
<tr><td rowspan="5">日中の場合</td><td>・相談支援専門員が有の方</td></tr>
<tr><td>→計画相談支援事業所等に連絡</td></tr>
<tr><td>・相談支援専門員が無の方　①または②に連絡</td></tr>
<tr><td>→①委託相談支援事業所に連絡
【身体障がい・知的障がいの方】　習志野玲光苑　電話　047-411-9616
【精神障がいの方】　旅人の木　電話　047-475-7350</td></tr>
<tr><td>→②習志野市障がい福祉課に連絡　電話　047-453-9206（直通）　FAX　047-451-6851　（聴覚・言語障がい者専用）</td></tr>
<tr><td>夜間・休日の場合</td><td>※習志野市役所警備員室に繋がりますので、「緊急のため、障がい福祉課へ連絡してください」と伝えてください。</td></tr>
</table>

緊急時のための事前登録について

ご家族の急病等により、障がいのある人がご自宅で過ごすことが困難な状況になった際、速やかに短期入所やグループホームへの利用に繋げられるよう、障がい特性や食事形態、薬の服用などの情報を事前に登録ができるようになります。
登録をご希望の方は、障がい福祉課へご相談ください。

目　　次

1	**制度一覧表**	
①	福祉サービス、手当・年金、医療	6
②	税、公共料金、交通機関	7
③	自動車、日常生活支援、聴覚、視覚	8
④	その他の障がい、就労、経済、緊急時、選挙	9
2	**障がい者手帳**	
2-1	身体障害者手帳	10
2-2	療育手帳	13
2-3	精神障害者保健福祉手帳	14
2-4	難病等について	14
3	**障害福祉サービス**	
3-1	サービス利用の流れ	17
3-2	サービスの種類と対象者	18
3-3	サービスの利用者負担	22
4	**地域生活支援事業に係るサービス**	
4-1	サービス利用の流れ	25
4-2	サービスの種類と対象者	25
4-3	サービスの利用者負担	26
5	**補装具**	
5-1	補装具	27
6	**日常生活用具**	
6-1	日常生活用具(身体障がい、知的障がい、精神障がい)	29
6-2	日常生活用具(難病)	38
6-3	日常生活用具(小児慢性特定疾病)	40
7	**手当、年金等**	
7-1	特別児童扶養手当(20 歳未満)	42
7-2	障害児福祉手当(20 歳未満)	42
7-3	特別障害者手当(20 歳以上)	42
7-4	心身障害者福祉手当(20 歳以上)	43
7-5	外国人心身障害者福祉手当(20 歳以上)	43
7-6	障害年金(20 歳以上 65 歳未満)	43
7-7	特別障害給付金	44
7-8	心身障害者扶養年金	44
7-9	難病患者見舞金	44
7-10	児童扶養手当	45
7-11	自動車事故による重度後遺障害者の介護料	45
8	**医療**	
8-1	重度心身障害者医療費助成	46
8-2	自立支援医療(精神通院)	47
8-3	自立支援医療(更生医療)	48
8-4	自立支援医療(育成医療)	50
8-5	精神障害者入院医療費助成	53
8-6	後期高齢者医療制度の早期加入	53
8-7	特定疾病療養受療証	53
8-8	指定難病医療費助成制度	54
8-9	その他の医療関係の制度	57
9	**税金、公共料金**	
9-1	所得税・住民税の控除	59
9-2	自動車税の減免	60
9-3	軽自動車税の減免	61
9-4	相続税の控除	61
9-5	贈与税の非課税	62
9-6	その他の税金関係の制度	62
9-7	NHK 受信料の免除	63
9-8	千葉県企業局水道料金の一部免除	64
9-9	無料電話番号案内(NTT ふれあい案内)	64
9-10	携帯電話の基本使用料金の割引	65
9-11	はがきの無償配付(青い鳥郵便葉書)	65
9-12	公共施設の使用料の免除	66
9-13	公共施設の使用料の減免	66
10	**交通機関、自動車**	
10-1	鉄道運賃割引	67
10-2	バス運賃割引	67
10-3	航空運賃割引(国内線のみ)	68
10-4	タクシー運賃割引	68
10-5	習志野市福祉タクシー券	68
10-6	有料道路の割引	69
10-7	施設通所交通費の助成	69
10-8	市営駐輪場年間利用整理手数料の免除	70
10-9	JR東日本ジパング倶楽部特別会員の入会	70
10-10	駐車禁止除外車両標章の交付	70
10-11	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	71
10-12	自動車改造費の助成	71
10-13	自動車運転免許取得経費の助成	71
10-14	自動車運転適性相談、検査	72
11	**日常生活支援**	
11-1	ごみ出しの支援(戸口収集)	73
11-2	配食安否確認サービス	73
11-3	市営住宅の入居優遇	73
11-4	県営住宅の入居優遇	74
11-5	車いすの貸出し(在宅福祉活動支援事業)	74
11-6	車いすの貸出し事業	74
11-7	福祉車両の貸出し	75
11-8	福祉サービス利用援助事業	75
11-9	成年後見制度	76
11-10	ストラップ型ヘルプマーク、ヘルプカード	77
11-11	習志野市オリジナル「コミュニケーションボード」	77





目　　次

12	**障がい別支援（①聴覚）**	
12-1	意思疎通支援（手話、要約筆記）	78
12-2	電話リレーサービス	78
12-3	ヨメテル	79
12-4	FAX119 番通報、病院案内	79
12-5	NET119 緊急通報システム	80
12-6	FAX110 番緊急通報	80
12-7	メール 110 番システム	81
12-8	110 番アプリシステム	81
12-9	FAX によるガス漏れ通報	82
12-10	聴導犬の給付	82
12-11	手話通訳者の設置	83
12-12	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	83
12-13	高齢者の補聴器購入費用助成	84
12-14	その他の聴覚障がい者支援	84
13	**障がい別支援（②視覚）**	
13-1	広報習志野（声の広報、点字広報）	85
13-2	県民だより（声の広報紙、点字広報紙）	85
13-3	中途視覚障害者自立更生支援事業	85
13-4	視覚障害者社会生活訓練教室開催事業	86
13-5	視覚障がい者　点字教室	86
13-6	視覚障がい者　IT 教室	86
13-7	穴あき封筒の使用	87
13-8	盲導犬の給付	87
13-9	点字・音声即時情報ネットワーク	87
13-10	視覚障がい者　相談支援室	87
13-11・12	視覚障がい者用図書の貸出し	88
14	**障がい別支援（③その他）**	
14-1	オストメイト社会適応訓練	89
14-2	オストメイトトイレ設置場所	89
14-3	音声機能障害者発声訓練	90
14-4	介助犬の給付	90
14-5	訓練器具の貸与	90
14-6	在宅人工呼吸器療養者支援事業	91
15	**就労支援**	
15-1	ハローワーク船橋	92
15-2	千葉障害者職業センター	92
15-3	障害者就業・生活支援センター　あかね園	93
15-4	千葉県立障害者テクノスクール	93
16	**経済的支援**	
16-1	生活福祉資金の貸付	94
16-2	らいふあっぷ習志野	94
16-3	生活保護	94
17	**緊急時・災害時支援**	
17-1	緊急通報装置のレンタル	95
17-2	避難行動要支援者支援事業	95
17-3	福祉避難所	96
17-4	緊急情報サービス「ならしの」	96
17-5	ストーマ用装具の備蓄	97
17-6	障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフ	97
18	**選挙**	
18-1	代理投票、点字投票	98
18-2	郵便等による不在者投票	98
19	**相談**	
19-1	習志野市障がい者相談支援事業所	99
19-2	習志野市障がい者相談員	99
19-3	差別に関する相談	100
19-4	障害者人権 110 番	100
19-5	虐待に関する相談	101
19-6	ひきこもり支援ステーション LeaLea	101
19-7	精神障がいに関する相談	102
19-8	心配ごと相談所	103
19-9	発達障がいに関する相談	104
19-10	こどもの発達に関する相談	104
19-11	高齢者・障がい者のための無料電話法律相談	105
20	**関係機関**	
20-1	市役所・市の関係施設	106
20-2	官公署	106
20-3	福祉関係機関	106
20-4	障がい者団体	107
20-5	障がい者協会	107
20-6	障がい者向けスポーツサークル、教室	108
20-7	特別支援教育（市立小中学校）	108
20-8	特別支援教育（近隣の特別支援学校）	109
21	**シンボルマーク**	**110**
22	**習志野市の障がい者数**	**111**
	相談支援事業所	**裏**

1　制度一覧表①（福祉サービス、手当・年金、医療）

●…ほぼ該当　▲…一部該当　空欄…該当しない　詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください

主な制度等 ＼ 障害種別・等級			福祉サービス等				手当・年金								医　療							
			3	4	5	6	7-1	7-2	7-3	7-4	7-6	7-8	7-9	7-10	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	8-6	8-7	8-8
			障害福祉サービス	地域生活支援事業に係るサービス	補装具	日常生活用具	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	心身障害者福祉手当	障害年金	心身障害者扶養年金	難病患者見舞金	児童扶養手当	重度心身障害者医療費助成	自立支援医療　精神通院	自立支援医療　更生医療	自立支援医療　育成医療	精神障害者入院医療費助成	後期高齢者医療制度の早期加入	特定疾病療養受療証	指定難病医療費助成
所得制限					有	有	有	有	有	有	有			有	有	有	有	有	有			
身体障害者手帳	視覚	1,2	●	●	●	●	●	▲	▲		●	●	▲	●	●		▲	▲		▲		▲
		3	●	●	●	●	●		▲		▲	●	▲				▲	▲		▲		▲
		4	●	●	●	●							▲				▲	▲				▲
		5,6	●	●	●	●							▲				▲	▲				▲
	聴覚、平衡	2	●	●	●	●	●	▲	▲		●	●	▲	●	●		▲	▲		▲		▲
		3	●	●	●	●	●		▲		●	●	▲				▲	▲		▲		▲
		4	●	●	●	●					▲		▲				▲	▲				▲
		5,6	●	●	●	●							▲				▲	▲				▲
	音声言語	3	●	●		●	●		▲		●	●	▲				▲	▲		▲		▲
		4	●	●		●	▲				▲		▲				▲	▲		▲		▲
	肢体不自由	1	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	●	●		▲	▲		▲		▲
		2	●	●	●	●	●	▲	▲		●	●	▲	●	●		▲	▲		▲		▲
		3	●	●	●	●	●		▲		▲	●	▲				▲	▲		▲		▲
		4	●	●	●	●	▲				▲		▲				▲	▲		▲		▲
		5	●	●	●	▲							▲				▲	▲				▲
		6	●	●	●	▲							▲				▲	▲				▲
	内部	1,2	●	●	心臓・呼吸器	▲	▲	▲	▲		▲	●	▲	●	●		▲	▲		▲	じん臓免疫	▲
		3	●	●		▲	▲		▲		▲	●	▲				▲	▲		▲		▲
		4	●	●		▲	▲						▲				▲	▲				▲
療育手帳	Ⓐ,Ⓐの1,Ⓐの2		●	●		●	●	●	▲	●	●	●	▲		●					▲		▲
	Aの1		●	●		●	●	▲		●	●	●	▲		●					▲		▲
	Aの2		●	●		●	●			●	●	●	▲		●					▲		▲
	Bの1		●	●		▲	▲				▲	●	▲									▲
	Bの2		●	●		▲	▲				▲	●	▲									▲
精神障害者保健福祉手帳	1級		●	●					▲		▲	●	▲		●	●			▲	▲		▲
	2級		●	●							▲	●	▲			●			▲	▲		▲
	3級		●	●							▲		▲			●			▲			▲
難　病			●	●	▲	▲							●									●

1　制度一覧表②（税、公共料金、交通機関）

●…ほぼ該当　▲…一部該当　空欄…該当しない　詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください

主な制度等 ＼ 障害種別・等級			税金					公共料金						交通機関								
			9-1	9-2	9-3	9-4	9-5	9-7	9-8	9-9	9-10	9-11	9-12･13	10-1	10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	10-7	10-8	10-9
			所得税・住民税の控除	自動車税の減免	軽自動車税の減免	相続税の控除	贈与税の非課税	NHK受信料の減免	県水道局水道料金の一部免除	無料電話番号案内（NTTふれあい案内）	携帯電話の基本料金の割引	はがきの無償配付	公共施設の使用料の免除・減免	鉄道運賃割引	バス運賃割引	航空運賃割引（国内線のみ）	タクシー運賃割引	習志野市福祉タクシー券	有料道路の割引	施設通所交通費の助成	市営駐輪場年間手数料の免除	JR東日本ジパング倶楽部特別会員の入会
所得制限								有	有									有				
身体障害者手帳	視覚	1,2	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3	●	●	●	●		▲		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4	●	▲	▲	●		▲		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		5,6	●			●		▲		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
	聴覚、平衡	2	●	●	●	●	●	▲	▲	聴覚●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3	●	●	●	●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		4	●			●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		5,6	●			●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
	音声言語	3	●	▲	▲	●		▲		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		4	●			●		▲		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
	肢体不自由	1	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●
		4	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		5	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
		6	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
	内部	1,2	●	●	●	●	●	▲	▲		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●	じん臓	●	●	●	●
		4	●	▲	▲	●		▲			●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
療育手帳	Ⓐ,Ⓐの1,Ⓐの2		●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	Aの1		●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	Aの2		●	▲	▲	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	Bの1		●			●	▲	▲		●	●		●	●	●	●	●			●	●	
	Bの2		●			●	▲	▲		●	●		●	●	●	●	●			●	●	
精神障害者保健福祉手帳	1級		●	●	●	●	●	▲	▲	●	●		●	●	▲	▲		●		●	●	
	2級		●			●	▲	▲		●	●		●	●	▲	▲				●	●	
	3級		●			●	▲	▲		●	●		●	●	▲	▲				●	●	
難病											●									●	●	

1　制度一覧表③（自動車、日常生活支援、聴覚、視覚）

●…ほぼ該当　▲…一部該当　空欄…該当しない　詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください

主な制度等 ＼ 障害種別・等級			自動車					日常生活支援								聴覚			視覚			
			10-10	10-11	10-12	10-13	10-14	11-1	11-2	11-3	11-4	11-5･6	11-7	11-9	11-10	12-1	12-2･3	12-4~8	13-1･2	13-3	13-4	13-5･6
			駐車禁止除外車両標章	ちば障害者等用駐車区画利用証制度	自動車改造費の助成	運転免許取得経費の助成	運転適性相談、検査	ごみ出しの支援(戸口収集)	配食安否確認サービス	市営住宅の入居優遇	県営住宅の入居優遇	車いすの貸出し事業	福祉車両の貸出	成年後見制度	ストラップ型ヘルプマーク、ヘルプカード	意思疎通支援(手話、要約筆記)	電話リレーサービス、ヨメテル	119番、110番(FAX、メール、アプリ)	声の広報、点字広報(市・県)	中途視覚障害者自立更生支援	視覚障害者社会生活訓練教室	点字教室・IT教室
所得制限										有	有											
身体障害者手帳	視覚	1,2	●	●		●	●	▲	▲	●	●		●		●				●	●	●	●
		3	●	●		●	●	▲	▲	●	●		●		●				▲	●	●	●
		4	▲	●		●	●	▲	▲	●	●		●		●				▲	●	●	●
		5,6					●	▲	▲				●		●				▲	●	●	●
	聴覚、平衡	2	●	●		●	●	▲	▲	●	●		●		●	●	●	●				
		3	●	●		●	●	▲	▲	●	●		●		●	●	●	●				
		4		平衡▲		●	●	▲	▲	●	●		●		●	●	●	●				
		5,6					●	▲	▲				●		●	●	●	●				
	音声言語	3				●	●	▲	▲	●	●		●		●		●	●				
		4				●	●	▲	▲	●	●		●		●		●	●				
	肢体不自由	1	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●		●		●							
		2	▲	●	●	●	●	▲	▲	●	●		●		●							
		3	▲	▲		●	●	▲	▲	●	●		●		●							
		4	▲	▲		●	●	▲	▲	●	●		●		●							
		5		▲			●	▲	▲				●		●							
		6		▲			●	▲	▲				●		●							
	内部	1,2	●	●		●	▲	▲	▲	●	●		●		●							
		3	●	●		●	▲	▲	▲	●	●		●		●							
		4		●		●	▲	▲	▲	●	●		●		●							
療育手帳	Ⓐ,Ⓐの1,Ⓐの2		●	●				▲	▲	●	●		●	●	●							
	Aの1		●	●				▲	▲	●	●		●	●	●							
	Aの2		●	●				▲	▲	●	●		●	●	●							
	Bの1							▲	▲	●	●		●	●	●							
	Bの2							▲	▲	●	●		●	●	●							
精神障害者保健福祉手帳	1級		●	●				▲	▲	●	●		●	●	●							
	2級							▲	▲	●	●		●	●	●							
	3級							▲	▲	●	●		●	●	●							
難　病				▲				▲	▲			●	●		●							

1　制度一覧表④（その他の障がい、就労、経済、緊急時、選挙）

●…ほぼ該当　▲…一部該当　空欄…該当しない　詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください

主な制度等 ＼ 障害種別・等級			その他の障がい					就労支援				経済的支援			緊急時・災害時支援					選　挙	
			14-1	14-2	14-3	14-5	14-6	15-1	15-2	15-3	15-4	16-1	16-2	16-3	17-1	17-2･3	17-4	17-5	17-6	18-1	18-2
			オストメイト社会適応訓練	オストメイトトイレ設置場所	音声機能障害者発声訓練	訓練器具の貸与	在宅人工呼吸器療養者支援	ハローワーク船橋	千葉障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター	千葉県立障害者テクノスクール	生活福祉資金の貸付	らいふあっぷ習志野	生活保護	緊急通報装置のレンタル	避難行動支援、福祉避難所	緊急情報サービス	ストーマ用装具の備蓄	災害時支援・みまもり スカーフ	代理投票、点字投票	郵便等による不在者投票
所得制限														有							
身体障害者手帳	視覚	1,2					▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●		●	●	
		3					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	●	
		4					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	●	
		5,6					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	●	
	聴覚、平衡	2					▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●		●		
		3					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
		4					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
		5,6					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	音声言語	3			●		▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
		4			●		▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	肢体不自由	1				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●		●	▲	▲
		2				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●		●	▲	▲
		3				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	▲	
		4				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	▲	
		5				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	▲	
		6				▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●	▲	
	内部	1,2	ぼうこう・直腸	ぼうこう・直腸			▲	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	ぼうこう・直腸	●		●
		3					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		●
		4					▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
療育手帳	Ⓐ,Ⓐの1,Ⓐの2						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	Aの1						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	Aの2						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	Bの1						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	Bの2						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
精神障害者保健福祉手帳	1級						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	2級						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
	3級						▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	●		●		
難　病							▲	●	●			●	●	●	▲	▲	●				

2　障がい者手帳

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

2-1　身体障害者手帳　身

身体に障がいがあることを証明する手帳です。等級に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者	身体障がいの種類	等　級
国が定めた身体障害認定基準に該当する障がいのある方	視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）	1級～6級 P11～12「身体障害者障害程度等級表」参照

			①申請書 （マイナンバー記入）	②診断書 （所定様式）	③顔写真 （縦4cm×横3cm） ※1年以内に撮影したもの	④身体障害者手帳
必要書類	新規		○	○	○	―
	再交付	紛失	○	―	○	―
		破損	○	―	○	○
		障がいの追加、程度変更	○	○	○	○
	変更	居住地、氏名等	○	―	―	○
	返還	死亡、不要となった 千葉県以外の手帳を取得	○	―	―	○

手続の流れ（新規の場合）

1 主治医（指定医）と相談の上、診断書を取得します。
※診断書は申請日より6か月以内のもの
2 市役所障がい福祉課に必要書類を提出します。
3 千葉県での審査の上、手帳が交付されます。（おおよそ2～3か月）
※診断書の不備等により、千葉県から返戻があった場合は、さらに1～2か月以上かかる場合があります。
4 原則、市役所障がい福祉課よりご自宅へ郵送します。その際、利用できる福祉制度の案内を送付します。

有効期間

・原則として有効期間はありません。
・ただし、障がいの程度に変化が予想される方は1～5年後に再認定が必要となります。
その場合は、手帳に再認定年月が記載されますので、再度診断書等をご提出いただきます。
再認定年月の5か月ほど前に更新のお知らせをお送りします。

窓　口

習志野市障がい福祉課（市役所1階）　電話047-453-9206　FAX047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）



身体障害者障害程度等級表

級別			１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
肢体不自由	上肢機能障害		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下肢機能障害		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の１以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の１以上短いもの	1 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して３センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の１以上短いもの
	体幹機能障害		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹機能の著しい障害		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害による社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障害者障害程度等級表

級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。 以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		

級別		1級	2級	3級	4級
内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は1級上の級とする。ただし、2つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいが2以上重複する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4 「指を欠くもの」は、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

〈注〉あみかけ部分□に該当する方で、65歳～74歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度は、医療費の自己負担の割合が、所得に応じて1割又は3割になります。加入されるかどうかは、国保年金課にご相談され、付加給付や保険料等の制度の違いを考慮してご判断ください。(P53「8-6 後期高齢者医療制度の早期加入」参照)

2-2 療育手帳

知

知的障がいがあることを証明する手帳です。障がい程度に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者	障がい程度
知能指数がおおむね75以下の方	最重度（Ⓐ（18 歳以上はⒶの1、Ⓐの2））、重度（A の1、A の2） 中度（Bの1）、軽度（Bの2） 下記「療育手帳障害程度基準表」参照

			①申請書 マイナンバー記入 （新規転入のみ）	②顔写真 （縦4cm×横3cm） ※1 年以内に撮影したもの	③ 療育手帳	④ 申出書
必要書類	新規		○	○	―	―
	県外又は千葉市から転入		○	○	○	○
	再判定	次の判定年月の到来	○	○	―	―
	再交付	紛失	○	○	―	―
		破損	○	○	○	―
	変更	氏名、住所、電話番号 （本人又は保護者）	○	―	○	―
	返還	死亡、不要となった 千葉県以外の手帳を取得	○	―	○	―

手続の流れ （新規の場合）	1 市役所障がい福祉課に必要書類を提出します。 【18 歳未満】聞き取り調査なし 【18 歳以上】障がい福祉課で現況の聞き取り調査あり 2 後日、下記の県の機関で判定（知能検査及び面談）を受けます。 【18 歳未満】千葉県中央児童相談所（千葉市稲毛区天台 6-5-2）最寄駅：千葉モノレール「天台駅」 【18 歳以上】千葉県中央障害者相談センター（千葉市緑区誉田町 1-45-2）最寄駅：JR 外房線「鎌取駅」 3 原則、市役所障がい福祉課よりご自宅へ郵送します。その際、利用できる福祉制度の案内を送付します。 **※申請から交付まで、【18 歳未満】4～5 か月程度 【18 歳以上】2～3 か月程度かかります。**
有効期間	・定期的に再判定（更新）が必要です。【18 歳未満】2 年～4 年ごと 【18 歳以上 40 歳未満】10 年ごと ・18 歳以上の方で、一度障害者相談センターで面接判定を受けた方は、次の再判定（更新）からは原則として書類判定となりますので、市役所での聞き取り調査のみの手続きとなります。 ・次回判定年月の 6 か月ほど前に文書にて更新のお知らせをします。
窓 口	習志野市障がい福祉課（市役所 1 階）電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

療育手帳障害程度基準表

障がい程度		判定の基準
最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
重 度	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
	Aの2	知能指数がおおむね36以上50以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所有しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者
中 度	Bの1	上記以外の者で、知能指数がおおむね36以上50以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者
軽 度	Bの2	知能指数がおおむね51以上75程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。（18 歳以上を対象）

最重度	Ⓐの1	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者
	Ⓐの2	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、Ⓐの1以外の者

〈注〉あみかけ部分 に該当する方で、65 歳～74 歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度は、医療費の自己負担の割合が、所得に応じて 1 割又は 3 割になります。加入されるかどうかは、国保年金課にご相談され、付加給付や保険料等の制度の違いを考慮してご判断ください。（P53「8-6 後期高齢者医療制度の早期加入」参照）

2-3 精神障害者保健福祉手帳

精

精神障がいがあることを証明する手帳です。等級に応じて各種福祉制度が利用できます。

対象者	精神疾患例	等　級
精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方	・統合失調症　・うつ病　・双極性障がい ・てんかん　・高次脳機能障がい　・認知症 ・中毒精神病 ・発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等）	1級～3級 下記「精神障害者保健福祉手帳障害等級表」参照

			①申請書（マイナンバー記入）	②診断書（所定様式）又は障害年金証書（年金受給の場合は同意書）	③顔写真（縦4cm×横3cm）※1年以内に撮影したもの	④精神保健福祉手帳
必要書類	新規		○	○	○	—
	更新（2年ごと）		○	○	○	○
	障がい程度の変更		○	○	○	○
	再交付	紛失	○	—	○	—
		破損	○	—	○	○
	変更	氏名、住所	○	—	—	○
	返還	死亡、不要となった千葉県以外の手帳を取得	○	—	—	○
手続の流れ（新規の場合）	1 市役所障がい福祉課に必要書類を提出します。 2 千葉県での審査の上、手帳が交付されます。（おおよそ2～3か月） ※診断書の不備等により、千葉県から返戻があった場合は、さらに1～2か月以上かかる場合があります。 3 原則、市役所障がい福祉課よりご自宅へ郵送します。その際、利用できる福祉制度の案内を送付します。					
有効期間	2年（更新のお知らせはありませんので、ご注意ください。）					
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所1階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）					

精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	判定の基準
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

〈注〉あみかけ部分に該当する方で、65歳～74歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度は、医療費の自己負担の割合が、所得に応じて1割又は3割になります。加入されるかどうかは、国保年金課にご相談され、付加給付や保険料等の制度の違いを考慮してご判断ください。（P53「8-6 後期高齢者医療制度の早期加入」参照）

2-4 難病等について

難

難病等の方であれば、障がい者手帳がなくても、障害者総合支援法に基づく一部のサービスが利用できます。

対象者	利用できるサービス
・難病の方（P15～16「障害者総合支援法の対象疾病一覧」参照） ・小児慢性特定疾病の児童 ※対象疾病の診断が出ていれば、重症度に関わらず申請が可能です。	障害福祉サービス　P17～24 補装具　P27～28 日常生活用具　P38～41　など

難病の証明に必要な書類	①～③のいずれか ①千葉県特定医療費（指定難病）受給者証　②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ③診断書（様式は任意）
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所1階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

障害者総合支援法の対象疾病一覧　376 疾病

● 新たに対象となる疾病（7 疾病）
△ 標記が変更された疾病（2 疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）　（P55～56 指定難病医療費対象疾病一覧と比較）
※ 難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれていますが、P55～56（指定難病医療費対象疾病一覧と比較）とは異なる疾病を用いていますのでご留意ください。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	65	関節リウマチ	129	5ｐ欠失症候群
2	アイザックス症候群	66	完全大血管転位症	130	コフィン・シリス症候群
3	ＩｇＡ腎症	67	眼皮膚白皮症	131	コフィン・ローリー症候群
4	ＩｇＧ４関連疾患	68	偽性副甲状腺機能低下症	132	混合性結合組織病
5	亜急性硬化性全脳炎	69	ギャロウェイ・モワト症候群	133	鰓耳腎症候群
6	アジソン病	70	急性壊死性脳症 ○	134	再生不良性貧血
7	アッシャー症候群	71	急性網膜壊死 ○	135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
8	アトピー性脊髄炎	72	球脊髄性筋萎縮症	136	再発性多発軟骨炎
9	アペール症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	137	左心低形成症候群
10	アミロイドーシス	74	強直性脊椎炎	138	サルコイドーシス
11	アラジール症候群	75	巨細胞性動脈炎	139	三尖弁閉鎖症
12	アルポート症候群	76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	140	三頭酵素欠損症
13	アレキサンダー病	77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	141	CFC 症候群
14	アンジェルマン症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	142	シェーグレン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	143	色素性乾皮症
16	イソ吉草酸血症	80	筋萎縮性側索硬化症	144	自己貪食空胞性ミオパチー
17	一次性ネフローゼ症候群	81	筋型糖原病	145	自己免疫性肝炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	82	筋ジストロフィー	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
19	１ｐ36 欠失症候群	83	クッシング病	147	自己免疫性溶血性貧血
20	遺伝性自己炎症疾患	84	クリオピリン関連周期熱症候群	148	四肢形成不全 ○
21	遺伝性ジストニア	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	149	シトステロール血症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	86	クルーゾン症候群	150	シトリン欠損症
23	遺伝性膵炎	87	グルコーストランスポーター１欠損症	151	紫斑病性腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	88	グルタル酸血症１型	152	脂肪萎縮症
25	ウィーバー症候群	89	グルタル酸血症２型	153	若年性特発性関節炎
26	ウィリアムズ症候群	90	クロウ・深瀬症候群	154	若年性肺気腫
27	ウィルソン病	91	クローン病	155	シャルコー・マリー・トゥース病
28	ウエスト症候群	92	クロンカイト・カナダ症候群	156	重症筋無力症
29	ウェルナー症候群	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	157	修正大血管転位症
30	ウォルフラム症候群	94	結節性硬化症	158	出血性線溶異常症 ●
31	ウルリッヒ病	95	結節性多発動脈炎	159	ジュベール症候群関連疾患
32	HTRA1 関連脳小血管病	96	血栓性血小板減少性紫斑病	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
33	HTLV－１関連脊髄症	97	限局性皮質異形成	161	神経細胞移動異常症
34	ＡＴＲ－Ｘ症候群	98	原発性肝外門脈閉塞症 ●	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
35	ＡＤＨ分泌異常症	99	原発性局所多汗症 ○	163	神経線維腫症
36	エーラス・ダンロス症候群	100	原発性硬化性胆管炎	164	神経有棘赤血球症
37	エプスタイン症候群	101	原発性高脂血症	165	進行性核上性麻痺
38	エプスタイン病	102	原発性側索硬化症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
39	エマヌエル症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	167	進行性骨化性線維異形成症
40	MECP2 重複症候群	104	原発性免疫不全症候群	168	進行性多巣性白質脳症
41	LMNB1 関連大脳白質脳症 ●	105	顕微鏡的大腸炎 ○	169	進行性白質脳症
42	遠位型ミオパチー	106	顕微鏡的多発血管炎	170	進行性ミオクローヌスてんかん
43	円錐角膜 ○	107	高ＩｇＤ症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
44	黄色靭帯骨化症	108	好酸球性消化管疾患	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
45	黄斑ジストロフィー	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症 △
46	大田原症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	174	スタージ・ウェーバー症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
48	オスラー病	112	後縦靭帯骨化症	176	スミス・マギニス症候群
49	カーニー複合	113	甲状腺ホルモン不応症	177	スモン ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	114	拘束型心筋症	178	脆弱Ｘ症候群
51	潰瘍性大腸炎	115	高チロシン血症１型	179	脆弱Ｘ症候群関連疾患
52	下垂体前葉機能低下症	116	高チロシン血症２型	180	成人発症スチル病
53	家族性地中海熱	117	高チロシン血症３型	181	成長ホルモン分泌亢進症
54	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体）	118	後天性赤芽球癆	182	脊髄空洞症
55	家族性良性慢性天疱瘡	119	広範脊柱管狭窄症	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
56	カナバン病	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	184	脊髄髄膜瘤
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	185	脊髄性筋萎縮症
58	歌舞伎症候群	122	極長鎖アシル-CoA　脱水素酵素欠損症 ●	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	123	コケイン症候群	187	前眼部形成異常
60	カルニチン回路異常症	124	コステロ症候群	188	全身性エリテマトーデス
61	加齢黄斑変性 ○	125	骨形成不全症	189	全身性強皮症
62	肝型糖原病	126	骨髄異形成症候群 ○	190	先天異常症候群
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	127	骨髄線維症 ○	191	先天性横隔膜ヘルニア
64	環状 20 番染色体症候群	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	192	先天性核上性球麻痺

障害者総合支援法の対象疾病一覧　376 疾病

● 新たに対象となる疾病（7 疾病）
△ 標記が変更された疾病（2 疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）　（P55～56 指定難病医療費対象疾病一覧と比較）
※ 難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれていますが、P55～56（指定難病医療費対象疾病一覧と比較）とは異なる疾病を用いていますのでご留意ください。

番号	疾病名	
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
194	先天性魚鱗癬	
195	先天性筋無力症候群	
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	
197	先天性三尖弁狭窄症	
198	先天性腎性尿崩症	
199	先天性赤血球形成異常性貧血	
200	先天性僧帽弁狭窄症	
201	先天性大脳白質形成不全症	
202	先天性肺静脈狭窄症	
203	先天性風疹症候群	○
204	先天性副腎低形成症	
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	
206	先天性ミオパチー	
207	先天性無痛無汗症	
208	先天性葉酸吸収不全	
209	前頭側頭葉変性症	
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	
211	早期ミオクロニー脳症	
212	総動脈幹遺残症	
213	総排泄腔遺残	
214	総排泄腔外反症	
215	ソトス症候群	
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	
218	大脳皮質基底核変性症	
219	大理石骨病	
220	ダウン症候群	○
221	高安動脈炎	
222	多系統萎縮症	
223	タナトフォリック骨異形成症	
224	多発血管炎性肉芽腫症	
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
226	多発性軟骨性外骨腫症	○
227	多発性嚢胞腎	
228	多脾症候群	
229	タンジール病	
230	単心室症	
231	弾性線維性仮性黄色腫	
232	短腸症候群	○
233	胆道閉鎖症	
234	遅発性内リンパ水腫	
235	チャージ症候群	
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
237	中毒性表皮壊死症	
238	腸管神経節細胞僅少症	
239	TRPV4 異常症	
240	TSH 分泌亢進症	
241	TNF 受容体関連周期性症候群	
242	低ホスファターゼ症	
243	天疱瘡	
244	特発性拡張型心筋症	
245	特発性間質性肺炎	
246	特発性基底核石灰化症	
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
248	特発性後天性全身性無汗症	
249	特発性大腿骨頭壊死症	
250	特発性多中心性キャッスルマン病	
251	特発性門脈圧亢進症	
252	特発性両側性感音難聴	
253	突発性難聴	○
254	ドラベ症候群	
255	中條・西村症候群	
256	那須・ハコラ病	
257	軟骨無形成症	
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
259	22q11.2 欠失症候群	
260	乳児発症 STING 関連血管炎	●
261	乳幼児肝巨大血管腫	
262	尿素サイクル異常症	
263	ヌーナン症候群	
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	
265	ネフロン癆	
266	脳クレアチン欠乏症候群	
267	脳腱黄色腫症	
268	脳内鉄沈着神経変性症（※）	
269	脳表ヘモジデリン沈着症	
270	膿疱性乾癬	
271	嚢胞性線維症	
272	パーキンソン病	
273	バージャー病	
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
275	肺動脈性肺高血圧症	
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
277	肺胞低換気症候群	
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
279	バッド・キアリ症候群	
280	ハンチントン病	
281	汎発性特発性骨増殖症	○
282	ＰＣＤＨ19 関連症候群	
283	ＰＵＲＡ関連神経発達異常性	●
284	非ケトーシス型高グリシン血症	
285	肥厚性皮膚骨膜症	
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
288	肥大型心筋症	
289	左肺動脈右肺動脈起始症	
290	ビタミンＤ依存性くる病/骨軟化症	
291	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
293	非典型溶血性尿毒症症候群	
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	
296	びまん性汎細気管支炎	○
297	肥満低換気症候群	○
298	表皮水疱症	
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
300	VATER 症候群	
301	ファイファー症候群	
302	ファロー四徴症	
303	ファンコニ貧血	
304	封入体筋炎	
305	フェニルケトン尿症	
306	フォンタン術後症候群	○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	
308	副甲状腺機能低下症	
309	副腎白質ジストロフィー	
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
311	ブラウ症候群	
312	プラダー・ウィリ症候群	
313	プリオン病	
314	プロピオン酸血症	
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
316	閉塞性細気管支炎	
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	
318	ベーチェット病	
319	ベスレムミオパチー	
320	ヘパリン起因性血小板減少症	○
321	ヘモクロマトーシス	○
322	ペリー病	
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
325	片側巨脳症	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
327	芳香族 L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
329	ホモシスチン尿症	
330	ボルフィリン症	
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
335	慢性再発性多発性骨髄炎	
336	慢性膵炎	○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
338	ミオクロニー欠神てんかん	
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
340	ミトコンドリア病	
341	無虹彩症	
342	無脾症候群	
343	無βリポタンパク血症	
344	メープルシロップ尿症	
345	メチルグルタコン酸尿症	
346	メチルマロン酸血症	
347	メビウス症候群	
348	免疫性血小板減少症	△
349	メンケス病	
350	網膜色素変性症	
351	もやもや病	
352	モワット・ウイルソン症候群	
353	薬剤性過敏症症候群	○
354	ヤング・シンプソン症候群	
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
357	４ｐ欠失症候群	
358	ライソゾーム病	
359	ラスムッセン脳炎	
360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
361	ランドウ・クレフナー症候群	
362	リジン尿性蛋白不耐症	
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
364	両大血管右室起始症	
365	リンパ管腫症/ゴーハム病	
366	リンパ脈管筋腫症	
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
369	レーベル遺伝性視神経症	
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
372	レット症候群	
373	レノックス・ガストー症候群	
374	ロウ症候群	●
375	ロスムンド・トムソン症候群	
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

※一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（https://www.nanbyou.or.jp/）等を参照ください。

3　障害福祉サービス

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

3-1　サービス利用の流れ

障害福祉サービスは、障がいのある方がより望ましい日常生活や社会生活を送るために、必要な支援を提供するものです。障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「地域相談支援」、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」があります。

対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神疾患または発達障がいを有するもの、難病患者 **※介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスの利用が優先となります。**
対象児童	上記対象者の他、発達検査の結果等により療育の必要性を確認できる児童
窓　口	習志野玲光苑（身体・知的）　電話 047-411-9616　FAX 047-411-9617 旅人の木（精神）　電話 047-475-7350　FAX 047-475-7350 習志野市 障がい福祉課　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

障害福祉サービス【介護給付】
・居宅介護(ホームヘルプ)
・生活介護
・短期入所
・施設入所支援
など

障害福祉サービス【訓練等給付】
・就労移行支援
・就労継続支援　など

障害児通所支援
・児童発達支援
・放課後等デイサービス　など

地域相談支援

↓

相 談・申 請 《 習志野玲光苑、旅人の木、市役所障がい福祉課 》

↓

心 身 の 状 況 に 関 す る 聞 き 取 り 調 査

↓

医師意見書の提出

↓

障害支援区分認定審査会

↓

障害支援区分の認定

↓

サービス等利用計画（案）の作成（**計画相談支援・障害児相談支援**）

↓

サ ー ビ ス の 支 給 決 定 ・ 受 給 者 証 の 交 付

↓

サ ー ビ ス 担 当 者 会 議

↓

サービス等利用計画の提出（**計画相談支援・障害児相談支援**）

↓

事 業 者 と の 契 約

↓

サ ー ビ ス の 利 用 開 始

↓

モニタリング　※サービス利用状況の検証（**計画相談支援・障害児相談支援**）

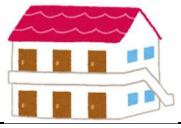
3-2 サービスの種類と対象者

障害福祉サービス（介護給付） 障がい程度が一定以上の方は、生活上必要な介護を受けることができます。

	種　類	内　容	対象者
1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助 ・通院等乗降介助 身 知 精 難	ご自宅にて次の①～④の支援を行います。 ①身体介護…入浴、排せつ及び食事等の介護 ②家事援助…調理、洗濯及び掃除等の家事 ③通院等介助…通院、官公署等への移動の介助 ④通院等乗降介助…車両への乗車又は降車の介助	区分１～６ 
2	重度訪問介護 身 知 精 難	重度の肢体不自由者、その他の重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方につき、ご自宅にて次の①～④の支援を行います。 ①入浴、排せつ及び食事等の介護 ②調理、洗濯及び掃除等の家事 ③外出時における移動中の介護 ④入院又は入所中の意思疎通支援	区分４～６ ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が 10 点以上の方
3	同行援護 身　　難	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方につき、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供する（代筆、代読を含む。）とともに、移動の援護等を行います。 	区分不要 ・視覚障がいの方
4	行動援護 知 精	知的又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている方につき、行動する際の危険を回避するための援護や外出支援を行います。	区分３～６ ・知的又は精神障がいで行動関連項目が 10 点以上の方
5	療養介護 身　　難	医療と常時介護を必要とする方につき、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	区分５～６ ・筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ又は重症心身障害者の方（区分５～６） ・人工呼吸器使用の方（区分６）
6	生活介護 身 知 精 難	常時介護を必要とする方につき、施設等において主に昼間に次の①～④の支援を行います。 ①入浴、排せつ及び食事等の介護 ②調理、洗濯及び掃除等の家事 ③創作的活動や生産活動の機会の提供 ④身体機能や生活能力の向上のために必要な援助	【通所の場合】 区分３～６ （50 歳以上は区分２～６） 【施設入所の場合】 区分４～６ （50 歳以上は区分３～６）
7	短期入所 身 知 精 難	ご自宅で介護を行うご家族等が病気や疲労の場合に、施設に短期間入所していただき、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。	区分１～６ 
8	重度障害者等包括支援 身 知 精 難	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることも難しい方につき、「居宅介護」、「生活介護」、「短期入所」、「共同生活援助」等複数のサービスを包括的に行います。	区分６ ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が 10 点以上の方
9	施設入所支援 身 知 精 難	施設に入所する方につき、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。	区分４～６ （50 歳以上は区分３～６）

障害福祉サービス（訓練等給付）　障がいのある方は、就労や身体機能回復のための訓練を受けることができます。

	種　類	内　容	対象者
1	自立訓練（機能訓練） 身　難	身体障がい又は難病の方につき、施設等又は自宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。 （標準利用期間 1 年 6 ヶ月）	地域生活を営むために、身体的リハビリテーションの継続が必要な方　など
2	自立訓練（生活訓練） 知　精	知的又は精神障がいの方につき、施設等又は自宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。 （標準利用期間 2 年）	地域生活を営むために、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 など
3	宿泊型自立訓練 知　精	知的又は精神障がいがあり、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している方につき、地域移行に向けて居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 （標準利用期間 2 年）	上記「自立訓練（生活訓練）」の対象者のうち、一定期間、宿泊して家事等の生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
4	就労移行支援 身　知　精　難	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方につき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。 （標準利用期間 2 年） 	単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な 65 歳未満の方 など
5	就労継続支援A型 身　知　精　難	一般企業等での就労が困難な方につき、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	・就労移行支援を利用したが、就労できなかった方　など
6	就労継続支援B型 身　知　精　難	一般企業等での就労が困難な方につき、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のための訓練を行います。  新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援をあらかじめ利用する必要があります。（令和 7 年 10 月～）	・就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方　など
7	就労選択支援 身　知　精　難	障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 （令和 7 年 10 月～）	・就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する方 ・現に就労移行支援または就労継続支援を利用している方
8	就労定着支援 身　知　精　難	一般企業等に就職した後に生活面での課題が生じている方につき、就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決への相談、助言等のサポートを行います。 （標準利用期間 3 年）	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が 6 か月を経過した方

	種　類	内　容	対象者
9	自立生活援助 身 知 精 難	一人暮らしを行うための環境を整えるため、定期的に訪問(月２回以上)して食事、洗濯、掃除、公共料金、家賃、体調、通院等の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 (標準利用期間１年)	入所施設、グループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方 など
10	共同生活援助 (グループホーム) 身 知 精 難	共同生活を営む住居(グループホーム)において、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 	原則 65 歳未満の方 ※障害支援区分の認定が必要です。

障害児通所支援

障がいのあるお子さんは、個々の発達を促すための療育を受けることができます。

	種　類	内　容	対象者
1	児童発達支援 身 知 精 難	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 	未就学の障がい児
2	放課後等デイサービス 身 知 精 難	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 	小、中、高等学校又は特別支援学校等に就学している障がい児(20歳まで利用可の特例あり)
3	居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 難	居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児などで、外出が著しく困難な障がい児
4	保育所等訪問支援 身 知 精 難	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所等に通う障がい児

地域相談支援　障がい者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着の支援を行います。

		内　容	対象者
1	地域移行支援 身 知 精 難	障がい者施設等に入所又は精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するために、住居の確保等の相談や支援を行います。 （標準利用期間6か月）	障がい者施設、精神科病院等を退所して地域生活へ移行する方
2	地域定着支援 身 知 精 難	居宅にて単身生活する方につき、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談や支援を行います。 （標準利用期間1年）	居宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方

計画相談支援・障害児相談支援　サービス利用者の利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

	種　類	内　容	対象者
1	計画相談支援 身 知 精 難	・サービス利用支援又は障害児支援利用援助 ご本人やご家族と面接の上、サービスの利用計画を作成します。また、関係機関との連絡調整を行います。 ・継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助 サービス利用開始後に定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し（モニタリング）を行います。	介護給付、訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する方（通常 18 歳以上）
2	障害児相談支援 身 知 精 難		障害児通所支援を利用する方（通常 18 歳未満）

市内の事業所探しはハンドブックが便利です！



障害福祉サービス事業所
ハンドブック

障害児通所支援事業所ごとの
特徴や具体的な活動、曜日や
時間を確認するならこちら



障害児通所支援事業所
インフォメーション

市役所ホームページに掲載中

障がい福祉課窓口でも配布しています。

3-3 サービスの利用者負担

・障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、障害児通所支援

⇨ 1 割負担。最高でも「負担上限月額」までの負担となります。

本人の年齢	18 歳以上	世帯の範囲	本人及び配偶者

所得区分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
一般2	市民税課税世帯（所得割 16 万円以上）	1 割	37,200 円
	市民税課税世帯（所得割 16 万円未満、均等割のみ課税を含む。） ※入所施設、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ利用者		
一般1	市民税課税世帯（所得割 16 万円未満、均等割のみ課税を含む。） ※入所施設、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ利用者を除く。	1 割	9,300 円
低所得	市民税非課税世帯	負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯	負担なし	0 円



本人の年齢	18 歳未満	世帯の範囲	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得区分	世帯の市民税課税状況		負担割合	負担上限月額
一般2	市民税課税世帯（所得割 28 万円以上）		1 割	37,200 円
一般1	市民税課税世帯（所得割 28 万円未満、均等割のみ課税を含む。）	入所施設	1 割	9,300 円
		通所施設、居宅介護	1 割	4,600 円
低所得	市民税非課税世帯		負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯		負担なし	0 円



就学前の障がい児の発達支援の無償化：満 3 歳になってから初めての 4 月 1 日から 3 年間は、下記のサービスの利用者負担が無料となります。（利用者負担以外の費用は支払いが必要、無償化にあたり新たな手続きは不要）
【対象サービス】児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
※放課後等デイサービスは、18 歳となった後も引き続き、保護者の属する住民基本台帳での世帯で所得区分を計算する。
（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設については、千葉県にお問い合わせください。）

・地域相談支援、計画相談支援・障害児相談支援

⇨ 利用者負担なし。



その他利用者負担や減免について（補足）

	種　類	対象者	内容、手続き
1	食事代の自己負担軽減	通所系サービスを利用する方 …生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）、児童発達支援 【対象所得区分】 生活保護、低所得、一般1、一般2（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ利用者）	給食等の食事代の負担が軽減されます。 →事業所からは軽減後の金額が請求されます。 【手続き】不要
2	特定障害者特別給付費の支給 （施設入所支援）	施設入所支援を利用する方 【対象所得区分】生活保護、低所得 	手元に一定額（20 歳以上の方は月額 25,000 円）が残るよう、収入に応じた給付費が支給されます。 →入所施設が代理受領します。 【手続き】サービス申請時、更新時に同時申請
3	特定障害者特別給付費の支給 （グループホーム）	グループホームを利用する方 【対象所得区分】生活保護、低所得 	家賃の負担を軽減するため、月額 10,000 円の給付費が支給されます。 →グループホームからは支給後の金額が請求されます。 【手続き】サービス申請時、更新時に同時申請
4	グループホーム家賃助成	グループホームを利用する方 【対象所得区分】低所得 	家賃の自己負担額の 2 分の 1 が助成されます。上限月額 20,000 円 ※3 特定障害者特別給付費を受給していない方は、上限月額 25,000 円 →本人口座に振り込まれます。 【手続き】①1 年ごとに認定申請 ②半年ごとに助成金請求
5	複数障害児世帯の自己負担軽減	2 人以上の障害児が障害児通所支援や障害児入所支援を利用する世帯 【対象所得区分】一般1	負担上限月額が、1 人分になります。【手続き】不要
6	障害児通所支援に係る多子軽減措置	次のどちらかに該当する世帯 ア）小学校就学前児童が 2 名以上いる世帯 イ）市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯で、兄や姉がいる場合（年齢は問いません。）	サービスの利用者負担割合 第 2 子　　5% 第 3 子以降　　0% 【手続き】サービス申請時、更新時に同時申請

その他利用者負担や減免について（補足）

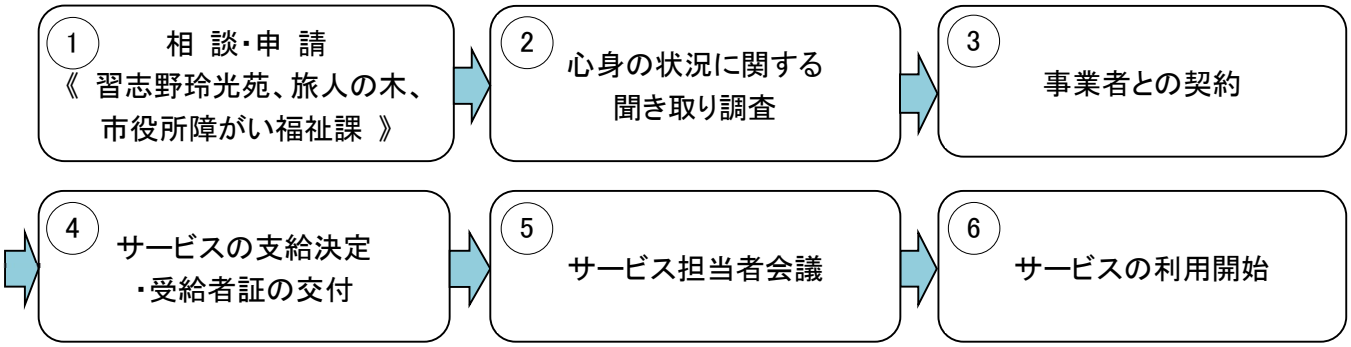
<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>対象者</th><th>内容、手続き</th></tr>
<tr><td>7</td><td>高額障害福祉サービス費
高額障害児通所(入所)給付費</td><td>同一月に受けた障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具、介護保険サービスの利用者負担額の合計が、基準額を超える世帯
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>世帯の市民税課税状況</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>一般</td><td>課税</td><td>37,200 円</td></tr>
<tr><td>低所得1、2</td><td>非課税</td><td>0 円</td></tr>
</table>
※以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。
・一人の児童が複数の受給者証（障害福祉サービス受給者証・児童通所受給者証）でサービスを受けている場合。
・障がい児のきょうだいがそれぞれサービスを利用している場合。</td><td>基準額を超えた額が償還払いで支給されます。
【手続き】該当した際に申請</td></tr>
<tr><td>8</td><td>新高額障害福祉サービス費</td><td>65 歳になるまでに 5 年以上介護保険に相当する障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たす人
【対象所得区分】生活保護、低所得</td><td>介護保険移行後の利用者負担が償還払いで支給されます。
【手続き】対象者と思われる方に通知</td></tr>
</table>

4　地域生活支援事業に係るサービス

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

地域生活支援事業は、P17～24 に掲載している障害福祉サービスとは異なり、習志野市で提供している以下のサービス等の総称です。

4-1　サービス利用の流れ



4-2　サービスの種類と対象者

余暇活動の支援、デイサービスや訪問入浴等の支援を受けることができます。

	種　類	内　容	対象者
1	移動支援 身 知 精 難	余暇活動、その他の外出が円滑にできるよう、同行して移動を支援します。	・知的又は精神障がいがある方 ・身体障害者手帳1級で両上下肢の障がいがある方
2	日中一時支援 身 知 精 難	日中や日中活動後、放課後等の活動の場を提供し、家族の就労や一時的な休息を確保するとともに、見守りや訓練等を行います。	身体、知的又は精神障がいがある方
3	地域活動支援センター 身 知 精 難	デイサービス（入浴あり）、機能訓練、創作活動等の機会の提供や、社会との交流等の促進を行います。 ※利用者負担額は無料	身体、知的又は精神障がいがある方
4	訪問入浴サービス 身　　難	自宅で入浴ができない方に、移動浴槽を持って訪問し、入浴サービスを提供します。	身体障害者手帳所持者で、寝たきりのため常時介護を必要とする65歳未満の方
5	重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業 身 知 精 難	重度訪問介護を利用している方で、修学するために必要な支援体制を大学が構築するまでの間、修学に必要な身体介護等の支援を提供します。 ※詳細は障がい福祉課へお問い合わせください。 必要書類：①申請書　②利用計画書　③承諾書	・本市が重度訪問介護の利用を決定する対象者 ・大学等に在籍していること（入学が決まっていること） ※大学等への入学後に停学その他の処分を受けている方、就学の意欲に欠けていると認められる方は対象外。

4-3 サービスの利用者負担

1 割負担。習志野市では所得に応じて「負担割合」が更に軽減されます。

本人の年齢	18 歳以上	世帯の範囲	本人及び配偶者
本人の年齢	18 歳未満	世帯の範囲	保護者の属する住民基本台帳での世帯

所得区分	世帯の市民税課税状況	最多所得者の総所得額	負担割合	負担上限月額
1 割	市民税課税世帯	700 万1円以上	**10%**	37,200 円
課税（C3）		700 万円以下	**7%**	
課税（C2）		500 万円以下	**5%**	
課税（C1）		350 万円以下	**3%**	
低所得	市民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯	―	**負担なし**	0 円
生活保護	生活保護世帯	―	**負担なし**	0 円

5　補装具

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）



5-1　補装具　身　難

身体機能を補う、又は代替するための補装具について、購入や修理費用（基準額を上限とする）の９割又は全額を助成します。

対象者

・身体障害者手帳所持者
・難病患者で一定の基準を満たす方

補装具の種類ごとに要件があります。
→詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

補装具の種類

視覚障がい	視覚障害者安全つえ（白杖）、義眼、眼鏡	
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）	
肢体不自由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ★車椅子、★電動車椅子、★歩行器、★歩行補助つえ（T 字杖を除く）	
	18 歳未満のみ	車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具
心臓・呼吸器障がい	★電動車椅子　★車椅子（手押し型）	

※　★については、介護保険制度を利用できる場合、介護保険の福祉用具貸与が優先です。
※　補装具の種類ごとに耐用年数が定められており、それを過ぎると新しい補装具の購入費用の助成が受けられます。

自己負担額

1割負担（非課税世帯、生活保護世帯の方は無料）

世帯の範囲	本人が 18 歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が 18 歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯

区　分	世帯の市民税課税状況	負担割合	負担上限月額
一　般	市民税課税世帯（均等割のみ課税を含む）	1 割	37,200 円
低所得	市民税非課税世帯	負担なし	0 円
生活保護	生活保護世帯	負担なし	0 円

※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は、支給対象外（18 歳未満の障がい児を除く）です。

必要書類　新規購入の場合

新規購入　補装具の種類		①申請書	②見積書	③補装具費支給意見書	④市の面接調査	⑤県の面接判定
18歳以上	車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ）、電動車椅子、姿勢保持装置	○	○	―	○	○
	義手、義足、装具、補聴器	○	―	―	○	○
	重度障害者用意思伝達装置	○	○	○	○	○
	眼鏡、義眼、車椅子（介助用以外のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行器	○	○	○	―	―
	視覚障害者安全つえ、車椅子（介助用のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行補助つえ（T字杖を除く）	○	○	―	―	―
18歳未満	車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ、介助用以外のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、電動車椅子、姿勢保持装置、義手、義足、装具、補聴器、重度障害者用意思伝達装置、眼鏡、義眼、歩行器、車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具	○	○	○	―	―
	視覚障害者安全つえ、車椅子（介助用のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行補助つえ（T字杖を除く）	○	○	―	―	―

※　申請内容によって、必要な書類及び手続きが上表と異なる場合があります。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

手続きの流れ　新規購入の場合

パターン 1	パターン 2	パターン 3
●18 歳以上 ・車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ） ・電動車椅子 ・姿勢保持装置 ・義手、義足 ・装具 ・補聴器 ・重度障害者用意思伝達装置	●全年齢共通 ・眼鏡　・義眼　・歩行器 ・車椅子（介助用以外のレディメイド） ●18 歳未満 ・車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ） ・電動車椅子　・姿勢保持装置 ・義手、義足　・装具　・補聴器 ・重度障害者用意思伝達装置 ・車載用姿勢保持装置 ・起立保持具　・排便補助具	●全年齢共通 ・視覚障害者安全つえ（白杖） ・車椅子 （介助用のレディメイド） ・歩行補助つえ （T 字杖を除く。）
医師意見書…省略 県の判定　…必要	医師意見書…必要 県の判定　…省略	医師意見書…省略 県の判定　…省略

① 申　請 《窓口：習志野市役所　障がい福祉課》
必要書類は、前頁の「必要書類」を参照



② 市の面接調査
《場所：障がい福祉課、ご自宅等》

③ 県の面接判定
《会場：中央障害者相談センター他》



④ 支給券の交付 《郵送：障がい福祉課→ご自宅》



⑤ 補装具の受取、自己負担額の支払い 《ご本人⇔業者》

⑥ 県の適合判定
《会場：中央障害者相談センター他》

必要書類　再購入・修理の場合

再購入・修理　補装具の種類		①申請書	②見積書	③補装具費支給意見書	④市の面接調査	⑤県の面接判定
18歳以上	車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ）、電動車椅子、姿勢保持装置、義手、義足、装具、補聴器、重度障害者用意思伝達装置	○	○	―	△	△
	眼鏡、義眼、車椅子（介助用以外のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行器	○	○	再購入 ○ / 修理 ―	―	―
	人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）	○	○	※	―	―
	視覚障害者安全つえ、車椅子（介助用のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行補助つえ（T字杖を除く）	○	○	―	―	―
18歳未満	車椅子（ｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ、介助用以外のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、電動車椅子、姿勢保持装置、義手、義足、装具、補聴器、重度障害者用意思伝達装置、眼鏡、義眼、歩行器、車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具	○	○	再購入 ○ / 修理 ―	―	―
	人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）	○	○	○※	―	―
	視覚障害者安全つえ、車椅子（介助用のﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、歩行補助つえ（T字杖を除く）	○	○	―	―	―

・△…前回判定時と内容や身体状況が異なる場合、義手や義足のソケット交換を行う場合等は、面接調査及び面接判定が必要です。
・申請内容によって、必要な書類及び手続きが上表と異なる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
※人工内耳用音声信号処理装置確認表が必要です（医師に記載してもらう）。

その他

・補装具の**購入前にご申請ください。**購入後の助成はできませんのでご注意ください。
・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。
・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。

窓口

習志野市　障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

6　日常生活用具

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

6-1　日常生活用具（身体障がい、知的障がい、精神障がい）　身 知 精

身体、知的又は精神障がいのある方に、日常生活における福祉用具の購入費用（基準額を上限とする）の9割～10割を助成します。

対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかに該当する方
※日常生活用具の種類ごとに要件があります。

用具の種類

P30～37 「日常生活用具一覧表」参照

自己負担額

所得により0～10%負担（非課税世帯、生活保護世帯の方は無料）

世帯の範囲	本人が18歳以上の場合→本人及び配偶者 本人が18歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯

区　分	世帯の市民税課税状況	最多所得者の所得額	負担割合	負担上限月額
1　割	市民税課税世帯	700万1円以上	10%	37,200円
課税（C3）	市民税課税世帯	700万円以下	7%	
課税（C2）	市民税課税世帯	500万円以下	5%	
課税（C1）	市民税課税世帯	350万円以下	3%	
低所得	市民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	―	負担なし	
生活保護	生活保護世帯	―	負担なし	

※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外です。

必要書類

①申請書　②見積書　③印鑑（本人以外の方が申請する場合のみ）

手続きの流れ

① 申　　請 《窓口：習志野市役所 障がい福祉課》



② 見積書の提出 《ご本人又は業者→障がい福祉課》

③ 支給券の交付 《郵送：障がい福祉課→ご自宅》



④ 日常生活用具の受取、自己負担額の支払い 《ご本人⇔業者》

その他

・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。
・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。
・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。

窓　口

習志野市 障がい福祉課（市役所1階） 電話047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

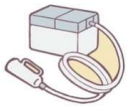
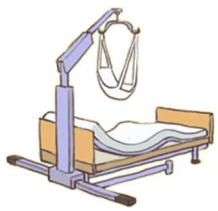
日常生活用具一覧表（障がい等級別）

用途		種　目（★…介護保険優先）	視覚		聴覚		平衡	音声言語	上肢		下肢体幹				内部		知的		精神
			1,2	3,4 5,6	2	3,4 6	3,5	3,4	1,2	3,4 5,6	1	2	3	4,5 6	1,2 3	4	Ⓐ A	B	1,2 3
介護・訓練支援用具	1	特殊寝台 ★									●	●							
	2	床ずれ防止用具 ★									●								
	3	特殊尿器 ★									●								
	4	入浴担架									●	●							
	5	体位変換器 ★									●	●							
	6	移動用リフト ★									●	●							
	7	訓練イス　※児童のみ									●	●							
自立生活支援用具	8	入浴補助用具 ★									●	●	●	●					
	9	腰掛便座 ★									●	●							
	10	歩行補助つえ（T字杖）					●				●	●	●	●					
	11	手すり ★					●				●	●	●	●					
	12	スロープ ★					●				●	●	●	●					
	13	頭部保護帽					●				●	●	●	●			▲	▲	▲
	14	温水洗浄便座							●										
	15	火災警報器	●		●				●		●	●					●		
	16	自動消火器	●		●				●		●	●					●		
	17	電磁調理器	●														●		
	18	視覚障がい者用はかり	●																
	19	歩行時間延長信号機用小型送信機	●																
	20	聴覚障がい者用屋内信号装置			●														
在宅療養等支援用具	21	透析液加温器													●じん臓				
	22	ネブライザー（吸入器）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	23	たん吸引器	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	24	酸素ボンベ運搬車	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	25	視覚障がい者用体温計（音声式）	●																
	26	視覚障がい者用体重計	●																
	27	視覚障がい者用血圧計	●																
	28	視覚障がい者用血糖値測定器	●																
	29	ポータブル蓄電池	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
情報・意思疎通支援用具	30	携帯用会話補助装置						●	▲	▲	▲	▲	▲	▲					
	31	情報・通信支援用具	●						●										
	32	点字ディスプレイ	▲		▲														
	33	点字器	●	●															
	34	点字タイプライター	●																
	35	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	●	●															
	36	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	●																
	37	音声ICタグレコーダー	●																
	38	視覚障がい者用読書器	●	●															
	39	視覚障がい者用時計	●																
	40	聴覚障がい者用通信装置			●	●		●											
	41	聴覚障がい者用情報受信装置			●	●													
	42	人工喉頭（笛式）						●											
	43	人工喉頭（電動式）						●											
	44	福祉電話（貸与）	▲		▲	▲			▲		▲	▲			▲				
	45	点字図書	●	●															
	46	地デジ対応ラジオ	▲																
排泄管理支援用具	47	ストーマ用装具（消化器系）													●直腸	●直腸			
	48	ストーマ用装具（尿路系）													●ぼうこう	●ぼうこう			
	49	紙おむつ（脳性麻痺等用）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	50	紙おむつ（一般）	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	51	収尿器（しびん）									●	●							
※1	52	居宅生活動作補助用具（住宅改修） ★									●	●	●						
※2	53	補聴器用電池			●	●													
	54	人工喉頭用電池						●											

●…ほぼ該当　▲…一部該当　空欄…該当しない又はほぼ該当しない　※詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

※1　居宅生活動作補助用具
※2　その他支援用具

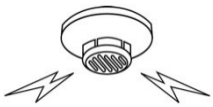
日常生活用具一覧表

	種　目	対象者	性　能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	1.特殊寝台 （訓練用ベッド） ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	使用者の頭及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの（マットレス、サイドレール及びベッドテーブル等の附属品を含む。）	160,000円	8年
	2.床ずれ防止用具 （旧特殊マット） ★介護保険優先 	・下肢又は体幹機能障がい1級の方（常時介護が必要な方に限る。） ・Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、又はAの１、Aの２の知的障がい者（児） ※原則3歳以上	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能があるもの	100,000円	8年
	3.特殊尿器 ★介護保険優先 	・下肢又は体幹機能障がい1級の方（常時介護が必要な方に限る。） ・Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの２、又はAの１、Aの２の知的障がい者（児） ※原則3歳以上	尿が自動的に吸引されるもので障がい者や介護者が簡単に使えるもの	67,000円	5年
	4.入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方（入浴に介助が必要な方に限る。） ※原則3歳以上	障がい者が担架に乗ったまま入浴できるもの	82,400円	5年
	5.体位変換器 ★介護保険優先	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 （下着交換の際に、他人の介助が必要な方に限る。） ※原則3歳以上	身体の下に敷き、介助者が障がい者の体位を簡単に変換できるもの	15,000円	5年
	6.移動用リフト ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、移動に全介助を必要とする場面が日常的にあり、移動用リフトを使用する以外の方法では著しく支障があると認められる方 ※原則3歳以上	身体をつり上げるか体重を支える構造で、自力での移動が困難な方の移動を補助する機能があり、①～③のいずれかに該当するもの（つり具の部分を含む。） ①床走行式（キャスタ等で床や階段等を移動するもの。階段移動用リフトを含む。） ②固定式（居室、浴室、浴槽等に固定設置するもの。入浴用リフトを含む。） ③据置式（床や地面に置くもの。段差解消機、立ち上がり座イスを含む。）	500,000円 ※天井走行型その他住宅改修を伴うものは、52居宅生活動作補助用具（住宅改修）に該当	4年
	7.訓練イス	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童 ※原則3歳以上	附属のテーブルを使用して、食事等の日常生活動作の訓練ができるもの。ただし、補装具に該当するものを除く。	33,100円	5年

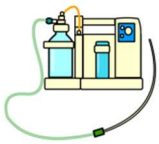
日常生活用具一覧表

	種　目	対象者	性　能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	8.入浴補助用具 ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を必要とする方（簡易浴槽については、日常的に浴槽での入浴が困難である方） ※原則3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者や介護者が簡単に使用できるもので、①～⑧のいずれかに該当するもの ①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内手すり ④入浴台。浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト ⑧簡易浴槽	90,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能 ※設置に住宅改修を伴うものは、52居宅生活動作補助用具（住宅改修）に該当	8年
	9.腰掛便座 （旧便器） ★介護保険優先 	下肢又は体幹機能障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	障がい者が簡単に使用できるもので、①～④のいずれかに該当するもの ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際の補助機能があるもの ④ポータブルトイレ	60,000円	8年
	10.歩行補助つえ （T字杖） 	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいがあり、必要と認められる方 ※年齢制限なし	障がい者が簡単に使用できるもの	※松葉づえ、ロフストランドクラッチ、多点杖等は補装具（P21）に該当	3年
			主体が木材のもの	2,200円	
			主体が軽金属のもの	3,000円	
			夜光材付	410円加算	
			全面夜光材付	1,200円加算	
			外装に白色又は黄色ラッカー使用	260円加算	
	11.手すり （旧移動・移乗支援用具） ★介護保険優先 	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいがあり、家庭内の移動等で介助が必要な方 ※原則3歳以上	転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助等の機能があるもの。ただし、設置に工事を伴うものを除く。	60,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8年
	12.スロープ （旧移動・移乗支援用具） ★介護保険優先 	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいがあり、家庭内の移動等で介助が必要な方 ※原則3歳以上	段差解消の機能があるもの。ただし、設置に工事を伴うものを除く。	60,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8年

日常生活用具一覧表

	種　目	対象者	性　能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	13.頭部保護帽 	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいがあり、必要と認められる方 ・てんかんの発作等により転倒するおそれのある方 ・自傷、多動等により頭部を保護しなければならない必要があると医師の意見書等で確認できる方	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能があるもの		2年
			保護帽レディーメイド	29,400円	
			保護帽オーダーメイド	36,750円	
	14.温水洗浄便座（旧特殊便器）	上肢機能障がい２級以上の方 ※原則3歳以上	洋式便器に設置し、温水温風によって排泄後の洗浄、乾燥を行う機能がある便座で、足でスイッチを操作できるもの	151,200円	8年
	15.火災警報器 	肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのいずれかが２級以上の方又は知的障がいがⒶ、Ⓐの１、Ⓐの２、若しくはAの１、Aの２の方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方	室内の火災を煙や熱により感知し、音や光を発する等の方法により知らせ得るもの	15,500円	8年
	16.自動消火器	肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのいずれかが２級以上の方又は知的障がいがⒶ、Ⓐの１、Ⓐの２、若しくはAの１、Aの２の方で、火災発生の感知や避難が著しく困難な方	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円 ※火災等により使用した場合は、再申請可能	8年
	17.電磁調理器 	視覚障がい２級以上の方又は知的障がいⒶ、Ⓐの１、Ⓐの２、若しくはAの１、Aの２の方で、自ら調理を行うために必要と認められる方 ※原則学齢児以上	障がい者が安全かつ簡単に使用できるもの	41,000円	6年
	18.視覚障がい者用はかり	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	30,240円	5年
	19.歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	7,000円	10年
	20.聴覚障がい者用屋内信号装置 	聴覚障がい2級の方 ※原則学齢児以上	音、音声を視覚、触覚等により知覚できるもの。 サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。	87,400円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	10年

日常生活用具一覧表

	種　目	対象者	性　能	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	21.透析液加温器	じん臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透液療法を行う方 ※原則3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	22.ネブライザー（吸入器） 	呼吸器機能に障がいのある方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方	障がい者が簡単に使用できるもの	ネブライザー（吸入器） 36,000円 たん吸引器 56,400円	5年
	23.たん吸引器 	呼吸器機能に障がいのある方又はそれに準ずる方であって、必要と認められる方	障がい者が簡単に使用できるもの	ネブライザーとたん吸引器のセットの場合 56,400円	5年
	24.酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	障がい者が簡単に使用できるもの	17,000円	10年
	25.視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	9,000円	5年
	26.視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	18,000円	5年
	27.視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	9,500円	5年
	28.視覚障がい者用血糖値測定器	視覚障がい２級以上の方であって、必要と認められる方 ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	22,580円	5年
	29.ポータブル蓄電池	日常的に人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用する方又は医療保険における在宅酸素療法を行う方	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障がい者（児）又は介助者が簡単に使用できるもの	60,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	30.携帯用会話補助装置 	音声言語機能障がい又は肢体不自由があり、発声、発語に著しい障がいのある方 ※原則学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能があり、障がい者が簡単に使用できるもの	98,800円	5年
	31.情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい２級以上の方 ※原則学齢児以上	パソコン周辺機器及びアプリケーションソフトの内、障がい者等の操作を動作又は音声により補助するもの	100,000円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	5年

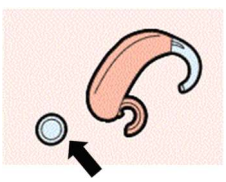
日常生活用具一覧表

種　目		対象者	性　能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	32.点字ディスプレイ 	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重複障がい者（児）であって、必要と認められる方 ※原則学齢児以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	33.点字器 	視覚障がい者（児） ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	10,400円	5年
	34.点字タイプライター 	視覚障がい2級以上の方（就労若しくは就学している方又は就労が見込まれる方に限る。） ※原則学齢児以上	視覚障がい者が簡単に使用できるもの	63,100円	5年
	35.視覚障がい者用ポータブルレコーダー 	視覚障がい者（児） ※原則学齢児以上	音声や点字で操作ボタンが知覚、認識でき、DAISY方式で録音や記録された図書の再生ができるものであって、視覚障がい者が簡単に使用できるもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	6年
	36.視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	印刷物等の文字を、同じ紙面に印刷された音声コードを読み取り、読み上げる装置	99,800円	6年
	37.音声ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上の方 ※原則学齢児以上	取り付けたICタグから、その物品等の名称や情報を音声で再生できる製品であって、視覚障がい者が簡単に使えるもの	59,800円	6年
	38.視覚障がい者用読書器 	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方 ※原則学齢児以上	文字等を拡大し、モニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	39.視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の方 ※原則3歳以上	触読又は音声により視覚障がい者が簡単に時刻を確認できるもの	13,300円	10年
	40.聴覚障がい者用通信装置 	聴覚障がい者（児）又は発声、発語に著しい障がいのある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ※原則学齢児以上	ファックス、テレビ電話等一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が簡単に使用できるもの	71,000円	5年

日常生活用具一覧表

	種　目	対象者	性　能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	41.聴覚障がい者用情報受信装置 	聴覚障がい者（児）であって、本装置によってテレビの視聴が可能となる方	聴覚障がい者が簡単に使用できるもので、①、②の機能があるもの ①字幕及び手話通訳の映像を合成したものを（テレビ画面に）出力する機能 ②災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信する機能	88,900円	6年
	42.人工喉頭 （笛式）	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円 （気管カニューレ付は、3,100円加算）	4年
	43.人工喉頭 （電動式） 	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
	44.福祉電話 （貸与） ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください	外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）又は聴覚障がい者で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、所得税非課税世帯） ※原則18歳以上	障がい者が簡単に使用できるもの	0円 （回線使用料・配線使用料・機器使用料は市が負担） ※通話料は自己負担	―
	45.点字図書	主に点字によって情報を入手している視覚障がい者（児）	点字により作成された図書	一般図書購入価格との差額	―
	46.地デジ対応ラジオ	視覚障がい２級以上で障がい者のみの世帯又はそれに準ずる世帯の方	地デジのテレビの音声が聞けるもの	29,000円	6年
排泄管理支援用具	47.ストーマ用装具 （消化器系） 	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型のラテックス製又はプラスチックフィルム製収納袋（別に定める附属品を含む。）	1か月につき 8,600円 （6か月ごとに申請） 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	―
	48.ストーマ用装具 （尿路系）	ストーマ造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製尿処理用キャップ付収納袋（別に定める附属品を含む。）	1か月につき 11,300円 （6か月ごとに申請） 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	―

日常生活用具一覧表

種　目		対象者	性　能	基準額	耐用年数
排泄管理支援用具	49.紙おむつ （ストーマ用装具代替又は脳原性運動機能障がい者用） ※⑤⓪との併給不可 	3歳以上であって、①～③のいずれかに該当する方 ①ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着することができない方 ②二分脊椎による排尿機能障がい又は排便機能障がいのある方 ③脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な方	紙おむつ、尿取りパッド、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、おしりふき、使い捨て手袋、ビニール袋及び洗腸用具	1か月につき 12,000円 （6か月ごとに申請） 4月～9月分 →3/1より受付 10月～3月分 →9/1より受付	—
	50.紙おむつ （一般） ※④⑨との併給不可 ※65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください	知的障がいがⒶ、Ⓐの1、Ⓐの2、若しくはAの1、Aの2の方又は身体障害者手帳所持者で、日常生活のほとんどにおいて介助を必要とし、常時臥床している18歳以上65歳未満の方（在宅である場合に限る。）	①～③のいずれかを選択 （所得に関わらず自己負担額0円）		—
			①紙おむつ	365枚／年	
			②尿取りパッド	1,600枚／年	
			③長時間安心パッド	800枚／年	
	51.収尿器 （しびん）	高度の排尿機能障がいのある方又は下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の方	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付いているものを含む	8,500円	1年
居宅生活動作補助用具	52.居宅生活動作補助用具 （住宅改修） ★介護保険優先 	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級以上の方 （ただし、温水洗浄便座への取替えをする場合は上肢2級以上の方）	次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費、改修工事費 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他上記の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修（壁の下地補強、壁又は柱の改修工事等）	200,000円 （天井走行型その他住宅改修を伴う移動用リフトについては、500,000円） ※支給決定以後耐用年数経過までの期間であれば、金額の範囲内で複数回に分けて給付申請することができる	10年
その他支援用具	53.補聴器用電池 	補聴器の給付を受けた方 ※年齢制限なし	基準額 空気電池　片耳につき36個/年に相当する額 （上限額6,000円） 乾電池　片耳につき14個/年に相当する額 （上限額3,720円）		—
	54.人工喉頭用電池	人工喉頭の給付を受けた方		1,000円	1年

6-2 日常生活用具（難病）

難

難病の方に、日常生活における福祉用具の購入費用の 9 割～10 割を助成します。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>難病にかかっている方 （P15～16 「障害者総合支援法の対象疾病一覧」参照）
※日常生活用具の種類ごとに別途要件があります。</td></tr>
<tr><td>用具の種類</td><td>下表「日常生活用具一覧表【難病】」参照</td></tr>
<tr><td>自己負担額</td><td>所得により 0 円～1 割を自己負担
<table>
<tr><td>世帯の範囲</td><td>本人が 18 歳以上の場合→本人及び配偶者
本人が 18 歳未満の場合→保護者の属する住民基本台帳での世帯</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>世帯の市民税課税状況</th><th>最多所得者の所得額</th><th>負担割合</th><th>負担上限月額</th></tr>
<tr><td>1　割</td><td>市民税課税世帯</td><td>700 万1円以上</td><td>10%</td><td>37,200 円</td></tr>
<tr><td>課税（C3）</td><td>市民税課税世帯</td><td>700 万円以下</td><td>7%</td><td></td></tr>
<tr><td>課税（C2）</td><td>市民税課税世帯</td><td>500 万円以下</td><td>5%</td><td></td></tr>
<tr><td>課税（C1）</td><td>市民税課税世帯</td><td>350 万円以下</td><td>3%</td><td></td></tr>
<tr><td>低所得</td><td>市民税非課税世帯
均等割のみ課税世帯</td><td>－</td><td>負担なし</td><td></td></tr>
<tr><td>生活保護</td><td>生活保護世帯</td><td>－</td><td>負担なし</td><td></td></tr>
</table>
※世帯のいずれかの方の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は、支給対象外です。</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>①申請書　②難病の証明書類（千葉県特定医療費（指定難病）受給者証等）　③見積書</td></tr>
<tr><td>手続きの流れ</td><td>1 ①申請書を、②難病の証明書類と一緒に提出する。　（申請者→障がい福祉課）
2 ③見積書を提出する。　（申請者又は業者→障がい福祉課）
3 支給券の交付　（障がい福祉課→ご自宅へ郵送）
4 用具の受取り、代金の支払い　（申請者⇔業者）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。
・業者は、市に登録していることが必要です。業者にご確認いただくか、障がい福祉課までお問い合わせください。
・業者への代金のお支払いには、市から送られた支給券をご使用ください。また、支給券に「利用者負担額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）</td></tr>
</table>

日常生活用具一覧表【難病】

種　目		対象者	性　能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	1.特殊寝台 ★介護保険優先	寝たきりの状態にある方	腕、足等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの	160,000 円	8 年
	2.訓練用ベッド ★介護保険優先	下肢又は体幹機能に障がいのある方	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	160,000 円	8 年
	3.防水シーツ	寝たきりの状態にある方	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能があるもの	19,600 円	1 年
	4.特殊尿器 ★介護保険優先	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が簡単に使用できるもの	67,000 円	5 年
	5.体位変換器 ★介護保険優先	寝たきりの状態にある方	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの	15,000 円	5 年

日常生活用具一覧表【難病】

種　目		対象者	性　能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	6.移動用リフト ★介護保険優先	下肢又は体幹機能に障がいのある方	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、簡単に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	500,000 円	4 年
自立生活支援用具	7.入浴補助用具 ★介護保険優先	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が簡単に使用できるもの	90,000 円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8 年
	8.腰掛便座 ★介護保険優先	常時介護を要する方	難病患者等が簡単に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	60,000 円	8 年
	9.手すり･スロープ ★介護保険優先	下肢が不自由な方	おおむね次のような機能がある手すり、スロープ等であること。 ア　難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性があるもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000 円 ※金額の範囲内で、複数回に分けて給付申請可能	8 年
	10.温水洗浄便座	上肢機能に障がいのある方	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
	11.自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700 円 ※火災等により使用した場合は、再申請可能	8 年
在宅療養等支援用具	12.ネブライザー（吸入器）	呼吸機能に障がいのある方	難病患者等又は介護者が簡単に使用できるもの	ネブライザー(吸入器) 36,000円 たん吸引器 56,400円 ネブライザーとたん吸引器のセットの場合 56,400円	5 年
	13.たん吸引器	呼吸機能に障がいのある方	難病患者等又は介護者が簡単に使用できるもの		5 年
	14.動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能があり、難病患者等が簡単に使用できるもの	132,400 円	5 年
	15.ポータブル蓄電池	日常的に人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用する方又は医療保険における在宅酸素療法を行う方	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、難病患者等又は介助者が簡単に使用できるもの	60,000円	5年
住宅改修費	16.居宅生活動作補助用具（住宅改修） ★介護保険優先	下肢又は体幹機能に障がいのある方	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円 （ただし、天井走行型その他住宅改修を伴う移動用リフトについては、500,000 円）	10 年

6-3 日常生活用具（小児慢性特定疾病） 難

小児慢性特定疾病の児童に、日常生活における福祉用具の購入費用を助成します。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けていて、「6-1」の「日常生活用具（身体障がい、知的障がい、精神障がい）」や「6-2」の「日常生活用具（難病）」に該当しない方 ※日常生活用具の種類ごとに別途要件があります。
用具の種類	下表「日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】」参照
自己負担額	世帯の課税額により自己負担額が決定されます。

世帯の範囲	当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位 （通常は住民基本台帳上の世帯）

区　分	世帯の課税状況	所得割額	自己負担額
課税（D1）～ 課税（D2O）	所得税課税世帯	3,000 円以下～ 1,041,001 円以上	2,900 円～ 全額負担
課税（C）	市民税均等割のみ課税世帯	0 円	2,250 円
低所得（B）	市民税非課税世帯	0 円	1,100 円
生活保護（A）	生活保護世帯	0 円	負担なし

必要書類	①申請書　②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し　③見積書
手続きの流れ	1 ①申請書を、②受給者証と一緒に提出する。（申請者→障がい福祉課） 2 ③見積書を提出する。（申請者又は業者→障がい福祉課） 3 給付券の交付（障がい福祉課→ご自宅へ郵送） 4 用具の受取り、代金の支払い（申請者⇔業者）
その他	・用具の購入前にご申請ください。購入後の助成はできませんのでご注意ください。 ・業者への代金のお支払いには、市から送られた給付券をご使用ください。また、給付券に「扶養義務者が支払うべき額」が記載されている方は、その額を現金等で業者へお支払いください。
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】

種　目	対象者	性能等
1.便器	常時介護を要する方	小児慢性特定疾病児童が簡単に使用できるもの （手すりをつけることができる。）
2.特殊マット	寝たきりの状態にある方	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能があるもの
3.特殊便器	上肢機能に障がいのある方	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
4.特殊寝台	寝たきり状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能があるもの
5.歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような性能がある手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア　小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの イ　転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの

日常生活用具一覧表【小児慢性特定疾病】

種　目	対象者	性能等
6.入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
7.特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
8.体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの
9.車いす	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性があるもの
10.頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
11.電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
12.クールベスト	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
13.紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方	紫外線をカットできるもの
14.ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
15.パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能があり、介助者等が簡単に使用できるもの
16.ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を増設した方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
17.ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を増設した方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
18.人工鼻	人工呼吸器の装着 又は気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が簡単に使用できるもの
19.チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障がいを起こすことがある方	外力から皮膚を保護できるもの

7　手当、年金等

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

7-1　特別児童扶養手当（20 歳未満）　国　身 知 精

障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で監護している父母又は養育者の方に支給されます。

対象者（※以下以外や、手帳がなくても対象となる場合があります。）		支給月額	支給月
1 級	・身体障害者手帳　おおむね1級、2級 ・療育手帳　おおむねⒶ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2又は知能指数が35以下	58,450 円	4 月、8 月、12 月 （4 か月分を口座振込） ※ただし、12 月支給分は 11 月に振り込まれます。
2 級	・身体障害者手帳　おおむね3級 ・療育手帳　おおむねBの1又は知能指数36～50 （療育手帳 B の2、又は知能指数 51 以上でも診断書により該当の可能性あり）	38,930 円	
必要書類	①認定請求書　②手当用診断書（省略できる場合有）　③身体障害者手帳又は療育手帳 ④戸籍謄本　⑤受給者（世帯最多所得者）名義の通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可） ⑥印鑑　⑦個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード）		
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者は対象外（一部施設は対象）　・「7-2 障害児福祉手当」との併給可		
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）		

7-2　障害児福祉手当（20 歳未満）　国　身 知 精

重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童本人に支給されます。

対象者（※以下以外や、手帳がなくても対象となる場合があります。）	支給月額	支給月
・身体障害者手帳　おおむね1級 ・療育手帳　おおむねⒶ、Ⓐの1、Ⓐの2	16,560 円	5 月、8 月、11 月、2 月 （3 か月分を口座振込）
必要書類	①認定請求書　②手当用診断書（省略できる場合有）　③身体障害者手帳又は療育手帳 ④障害児名義の通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可） ⑤印鑑　⑥個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード）	
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者は対象外（一部施設は対象）　・「7-1 特別児童扶養手当」との併給可	
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）	

7-3　特別障害者手当（20 歳以上）　国　身 知 精

著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方に支給されます。

対象者（※以下以外や、手帳がなくても対象となる場合があります。）	支給月額	支給月
・重度の障がい（身体、精神手帳おおむね1級）を重複している方 ・療育手帳　Ⓐの1で常時特別の介護を必要とする方	30,450 円	5 月、8 月、11 月、2 月 （3 か月分を口座振込）
必要書類	①認定請求書　②手当用診断書（省略できる場合有）　③身体障害者手帳又は療育手帳 ④本人名義の通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可） ⑤印鑑　⑥個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード）	
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者、3 か月以上入院している方は対象外（一部施設は対象） ・「7-4 心身障害者福祉手当」「原子爆弾被爆者見舞金」との併給不可	
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）	

7-4 心身障害者福祉手当（20 歳以上） 県

身 知

重度の障がいがある 20 歳以上の在宅の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給月
・療育手帳　Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・身体障害者手帳　おおむね 6 か月以上自宅で寝たきりで、日常生活に常時介護を要する 65 歳未満の方	8,650 円 （生活保護受給者は 8,000 円）	4 月、8 月、12 月 （4 か月分を口座振込）

必要書類	①申請書　②療育手帳又は身体障害者手帳　③本人名義の通帳 ④印鑑
その他	・受給者、配偶者、扶養義務者の所得制限あり ・施設入所者、3 か月以上入院している方、介護保険サービスの利用者は対象外（一部施設は対象） ・「7-3 特別障害者手当」との併給不可
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

7-5 外国人心身障害者福祉手当（20 歳以上） 市

身 知

重度の障がいがある 20 歳以上の外国人の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給月
日本国籍を有しないで、昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳に達していた方で、同日前に次のいずれかに該当していた方 ①身体障害者手帳　1級、2級　　②療育手帳　A	5,000 円	4 月、8 月、12 月 （4 か月分を口座振込）

必要書類	下記窓口へお問い合わせください。
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

7-6 障害年金（20 歳以上 65 歳未満） 国

身 知 精 難

公的年金（国民年金、厚生年金等）に加入中の方、以前加入していた 65 歳未満に初診日がある方が、病気やけがで各年金法に定める障がい程度となった時に支給されます。20 歳未満の方は初診から 1 年 6 か月経過（または 1 年 6 か月以内に症状が固定）かつ 20 歳に達したときから支給されます。

※ご相談、必要書類の説明、申請手続きは、**予約制**です。お電話等でご予約ください。

対象者	支給年額	支給月
・障害基礎年金…国民年金加入中又は 20 歳前に障がいの原因となる傷病の初診日がある方 ・障害厚生年金…厚生年金加入中に障がいの原因となる傷病の初診日がある方 ※被保険者の資格を喪失したあとでも、60～65 歳未満に初診日がある老齢基礎年金を受給していない国内在住の方は対象	＜障害基礎年金の額＞R8 年 4 月現在 年額　1 級　1,059,125 円（S31.4.2 生まれ～） 1,056,125 円（～S31.4.1 生まれ） 2 級　847,300 円（S31.4.2 生まれ～） 844,900 円（～S31.4.1 生まれ） 子の加算　第 1・2 子　243,800 円 第 3 子以降　81,300 円 ＜障害厚生年金の額＞ 報酬比例の年金額に一定の率等で算出した額が年金額となります。	4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月 （2 か月分を口座振込）

必要書類	下記窓口へお問い合わせください。
その他	・保険料の納付要件等があります。
窓　口	・障害基礎年金…習志野市　国保年金課（市役所 GF）　電話 047-453-9352　FAX 047-453-9317 ・障害厚生年金…幕張年金事務所　電話 043-212-8621　FAX 043-273-4511 〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20　（幕張本郷駅より徒歩約5分）
各種ご相談	・ねんきんダイヤル　電話 0570-05-1165

7-7 特別障害給付金 国

身 知 精

国民年金の任意加入期間に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない方に支給されます。
※ご相談、必要書類の説明、申請手続きは、予約制です。お電話等でご予約ください。

対象者	支給月額	支給月
①昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 ②平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった学生 ※①、②ともに任意加入していなかった期間内に初診日があり、65 歳に達する前日までに障害基礎年金の1・2級の状態にある方	1 級　58,650 円 2 級　46,920 円	4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月 (2 か月分を口座振込)
必要書類	下記窓口へお問い合わせください。	
窓　口	習志野市　国保年金課（市役所 GF）　電話 047-453-9352　FAX 047-453-9317	

7-8 心身障害者扶養年金 県 【障害者扶養共済制度（しょうがい共済）】

身 知 精

障がい者の保護者が加入者となり一定の掛金を納めることで、保護者が死亡又は身体に著しい障がいを有することになった場合に、障がい者に終身年金が支給されます。

対象者	掛金額		給付月額
次のいずれかの方を扶養している県内在住の 65 歳未満の保護者 ①身体障害者手帳１～3級所持者 ②知的障がいのある方 ③精神又は身体に①又は②と同程度の永続的な障がいのある方	加入時の保護者の年齢で掛金が決まります。 2 口まで加入可		1 口 20,000 円 2 口 40,000 円
	加入年度の 4/1 現在の年齢	掛金月額(1 口)	
	35 歳未満	9,300 円	弔慰金（加入者生存中に障がい者が死亡した時） 1 口　50,000 ～250,000 円 2 口　100,000 ～500,000 円
	35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	
	40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	
	45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	
	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	
	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	
	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	
必要書類	①申込書　②告知書　③障害証明書　④住民票の写し（加入者及び障がい者分）		
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所１階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）		

7-9 難病患者見舞金 市

身 知 精 難

指定難病等で治療中の方に、見舞金が支給されます。

対象者	支給月額	支給月
次のいずれかの対象疾病にかかり、医療機関で治療を受けている方 ①指定難病　②小児慢性特定疾病 ③特定疾患治療研究事業　④先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	通院　6,000 円 入院　12,000 円 (生活保護受給者は 8,000 円)	年 2 回支給
必要書類	①申請書　②本人名義の通帳（未成年者は保護者名義）　③次のいずれかの写し (1)「特定医療費（指定難病）受給者証」　(2)「千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証」 (3)「特定疾患医療受給者証」　(4)「千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証」 ※生活保護受給者の方は(3)、(4)に代わる医師の診断書	
その他	申請をした翌月以降で通院や入院があった月分のみ上記の金額を支給します（入院は月に 15 日以上で対象）。	
窓　口	習志野市　健康福祉政策課（市役所１階）　電話 047-453-7375　FAX 047-453-9309	

7-10 児童扶養手当 国

身 精

ひとり親家庭に支給される手当ですが、児童を養育する父又は母に重度の障がいがある場合にも支給されます。
その他、就労支援等利用できる制度があります。事前にご相談ください。

<table>
<tr><th>対象者</th><th colspan="2">支給月額</th><th>支給月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">次のいずれにも該当する方
①父又は母が障害年金 1 級程度の障がいがある方、もしくは身体障害者手帳 1 級、2 級の障がいがある方。
②18 歳に到達後、最初の 3 月 31 日までの児童を養育している方（心身にある一定以上の障がいがある児童は 20 歳未満）</td><td>児童数</td><td>金 額</td><td rowspan="4">1 月、3 月、5 月、
7 月、9 月、11 月
(2 か月分を口座振込)</td></tr>
<tr><td>1 人目</td><td>(全部支給)48,050 円</td></tr>
<tr><td>2 人目以降（加算）</td><td>(全部支給)11,350 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">※所得制限により、一部支給や支給停止あり</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td colspan="3">下記窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>窓 口</td><td colspan="3">習志野市 子育てサービス課（市役所 2 階） 電話 047-453-9203 FAX 047-453-9020</td></tr>
</table>

7-11 自動車事故による重度後遺障害者の介護料

身

自動車事故が原因で重度の後遺障がいを負ったため、常時又は随時の介護が必要な方に支給されます。

<table>
<tr><th>対象者</th><th colspan="2">金 額</th><th>支払い月</th></tr>
<tr><td rowspan="4">事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つ方。 例：自賠責保険の後遺障害等級が1級2級（相当であれば、自損の方にも可能性があります。）の方
※特別養護老人ホーム等への入所、介護保険の利用をされている方等は対象外です。</td><td>最重度</td><td>99,810～226,330 円</td><td rowspan="4">3 月、6 月、
9 月、12 月
(3 か月分を口座振込)</td></tr>
<tr><td>常時要介護</td><td>85,390～177,950 円</td></tr>
<tr><td>随時要介護</td><td>42,700～ 88,980 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">要した費用の額に応じて支給</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td colspan="3">下記窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>窓 口</td><td colspan="3">（独）自動車事故対策機構 千葉支所 電話 043-350-1730 FAX 043-350-1731
〒261-7125 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブウエスト 25 階</td></tr>
</table>

8　医療

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

8-1　重度心身障害者医療費助成　県　身 知 精

医療保険適用の医療や調剤を、定額の自己負担金（300 円又は無料）で受けることができます。

対象者	助成内容
・身体障害者手帳　1級、2級 ・療育手帳　Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳　1級 かつ、次の①～⑤すべてに該当している方 ①65 歳までに上記の手帳を取得された方 ②子ども医療費の助成を受けていない方（子ども医療が優先） ③習志野市に住民票がある方 （住民票は他市でも、習志野市の国保の加入者又は習志野市で後期高齢者医療の住所地特例の手続きを行った方は対象） ④生活保護世帯でない方 ⑤同一保険世帯の市民税所得割額（合算額）が 235,000 円未満。（ただし、高額治療継続者は市民税額に関わらず該当）	通院 1 回、入院 1 日につき 市民税所得割 課税世帯の方　300 円 非課税世帯の方　無料 の自己負担金で治療を受けていただけます。 【補足】 ・調剤代（薬代）は課税状況に関わらず無料です。 ・障がいに関する医療でなくても、医療保険適用の医療や調剤であればすべて対象となります。

必要書類

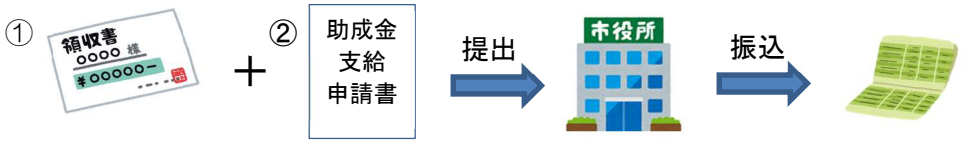
①申請書　②同意書　③障がい者手帳（コピー可）　④印鑑
⑤健康保険の資格情報が分かるもの
⑥通帳（コピー可。本人名義。18 歳未満は保護者名義でも可）
⑦課税証明書又は非課税証明書【習志野市で課税状況の確認ができない方のみ】
⑧重度かつ継続療養申立書【所得制限を超える高額治療継続者のみ】

助成方法

申請後、市から受給券を郵送します。
通常　受給券を、病院、薬局の窓口でご提示ください。
上記の自己負担金のみの支払いになります。



例外　医療機関で受給券を提示できなかった場合（領収書による償還払い）
障がい福祉課に①領収書と②助成金支給申請書をご提出ください。
→後日、市から口座へ助成金を振り込みます。



※できるだけ数か月分をまとめてご提出ください。　※領収書の日付から 2 年以内
※毎月 25 日（休日などの場合は後営業日）までにご提出いただいた分を、翌月 25 日（休日等の場合は前営業日）に振り込みます。

その他

受給券が利用できない医療機関　→上記例外のお手続きをお願いします。
・千葉県外の医療機関
・千葉県と本制度の契約をしていない医療機関
・はり灸、あん摩マッサージ



窓　口

習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

8-2 自立支援医療（精神通院） 国

精

精神疾患の通院にかかる医療費（薬代含む。）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療	給付内容
精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある方 【主な対象精神疾患】 ・統合失調症　・うつ病　・双極性感情障がい ・気分変調症　・てんかん　・認知症　・依存症等	精神疾患による通院の医療（薬、デイケア、訪問看護を含む。） ※入院は対象外	・自己負担が 1 割に軽減 ・さらに、市民税課税額に応じた負担上限月額が設定され、それを超える自己負担は免除になります（下表参照）。

負担上限月額 ※受給者証に記載されます

所得区分	同一保険世帯の市民税所得割額（合計）	負担上限月額
一定以上	235,000 円以上	制度の対象外 （重度かつ継続の方は 20,000 円）
中間2	33,000 円以上 235,000 円未満	医療保険の自己負担限度額 （重度かつ継続の方は 10,000 円）
中間1	33,000 円未満	医療保険の自己負担限度額 （重度かつ継続の方は 5,000 円）
低所得2	0 円（非課税）で 本人収入が 826,500 円を超える	5,000 円
低所得1	0 円（非課税）で 本人収入が 826,500 円以下	2,500 円
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

※「重度かつ継続」は、高額治療継続が必要となる特定の疾患です。多くの精神疾患が該当します。
※中間1には、市民税均等割のみ課税の世帯も含みます。
※収入には障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等も含めます。
　ただし、障害年金生活者支援給付金は含めません。

必要書類

①申請書
②診断書（2 年に 1 度の提出。下記※をご参照ください）
③健康保険の資格情報が分かるもの
④個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード）
⑤自立支援医療受給者証（精神通院）【更新又は変更の方のみ】
⑥障害年金の振込通知書 【障害年金受給中の方のみ】
⑦課税証明書又は非課税証明書【習志野市で課税状況の確認ができない方のみ】

※②診断書の提出が不要な方
・受給者証に「医療用（1 年目）」と記載があり、かつ有効期間が終了していない方
・受給者証に「手帳用（1 年目）」と記載がある方
・「手帳で新規」と記載があり、かつ精神障がい者福祉手帳の有効期限が終了していない方

助成方法

・申請後、約 2～3 ヵ月後に市から受給者証が郵送されますので、受給者証を健康保険の資格情報が分かるものと一緒に、病院、薬局の窓口でご提示ください。
※診断書の不備等により、千葉県から返戻があった場合は、さらに 1～2 ヵ月以上かかる場合があります。
・申請から受給者証交付までの間は、申請時にお渡しする申請書本人控えを医療機関へ提示することで自己負担が 1 割になる場合や、出来上がった受給者証原本を提示後に還付で自己負担が 1 割になる場合もあります。
各医療機関により対応が異なりますので、直接医療機関へお問い合わせください。



窓　口

習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

8-3 自立支援医療（更生医療） 国 身

身体障がいを除去、軽減するための医療費（薬代含む。）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療	給付内容
18 歳以上の身体障害者手帳所持者	P49「更生医療が適用される医療等一覧表」参照	・自己負担が 1 割に軽減 ・さらに、市民税課税額に応じた負担上限月額が設定され、それを超える自己負担は免除になります（下表「負担上限月額」参照）。

負担上限月額

負担上限月額一覧表　※受給者証に記載されます

所得区分	同一保険世帯の市民税所得割額（合計）	負担上限月額
一定以上	235,000 円以上	制度の対象外 （重度かつ継続の方は 20,000 円）
中間2	33,000 円以上 235,000 円未満	医療保険の自己負担限度額 （重度かつ継続の方は 10,000 円）
中間1	33,000 円未満	医療保険の自己負担限度額 （重度かつ継続の方は 5,000 円）
低所得2	0 円（非課税）で 本人収入が 826,500 円を超える	5,000 円
低所得1	0 円（非課税）で 本人収入が 826,500 円以下	2,500 円
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

※「重度かつ継続」は、高額治療継続が必要となる特定の疾患です。じん臓、免疫、小腸と一部の肝臓、心臓の疾患が該当します。
※中間 1 には、市民税均等割のみ課税の世帯も含みます。
※収入には障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等も含めます。
ただし、障害年金生活者支援給付金は含めません。

必要書類

①申請書　②自立支援医療要否意見書　③健康保険の資格情報が分かるもの
④個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード）
⑤特定疾病療養受療証【お持ちの方のみ】
⑥課税証明書又は非課税証明書【習志野市で課税状況の確認ができない方のみ】

助成方法

・申請後、約 2～3 ヵ月後に市から受給者証を郵送します。
・受給者証を健康保険の資格情報が分かるもの、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）と一緒に、病院、薬局の窓口でご提示ください。
→自己負担が 1 割になります。



窓　口

習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

例）血液透析
（じん臓機能障がい）



例）抗 HIV 療法
（免疫機能障がい）



更生医療が適用される医療等一覧表 （18 歳以上）

対象となる障がい	標準的な治療の例
視覚障がい	ア　白内障 → 水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋込術 イ　角膜混濁 → 角膜移植術、光学的虹彩切除術 ウ　網膜剥離 → 網膜剥離手術　　エ　瞳孔閉鎖症 → 光学的虹彩切除術、虹彩癒着剥離術 オ　眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術
聴覚障がい	ア　外耳道閉鎖等 → 外耳道形成術等 イ　慢性中耳炎 → 鼓室形成術、人工鼓膜、慢性の炎症に対する処置、変形癒着に対する外科的処置 ウ　鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術　　エ　感音難聴 → 人工内耳埋込術等 オ　鼓膜癒着、耳管閉鎖 → 鼓膜剥離術、鼓室形成術、耳管開通処置
音声、言語、そしゃく機能障がい	ア　口蓋裂、兎唇等による音声、言語機能障害 → 口唇形成術、口蓋形成術 イ　外傷性又は手術後に生じた構音障害 → 形成術 ウ　鼻咽腔閉鎖機能不全により生じた言語機能障害 → 鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術 エ　唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害 → 歯科矯正治療 オ　口唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正治療
肢体不自由	ア　皮膚 → 皮膚弁移植術、皮膚弁形成術 イ　筋腱 → 筋縫合術、筋剥離術、筋延長術、筋形成術 ウ　神経 → 神経剥離術、神経切除術、神経移植術 エ　骨 → 骨切り術、骨移植術 オ　脊柱、脊髄 → 脊椎固定術、脊椎変形に対する手術 カ　関節 → 関節固定術、関節形成術、じん帯再建術（陳旧性）人工関節置換術、金属抜去術、臼蓋形成術（骨盤骨切り術）
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術及びこれらに伴う医療 【具体例】 ア　血液透析 イ　CAPD（持続携行式腹膜透析）・APD（自動腹膜透析） ウ　血液透析を行うためのシャント設置（形成）術 エ　CAPD用留置カテーテル装着（設置術） オ　シャント部分の炎症、血栓に対する治療 カ　腎移植術 キ　腎移植術後の抗免疫療法 ク　腎移植術後、移植腎不適応のための腎臓摘出術
心臓機能障がい	ア　心臓弁膜症 → 弁形成術、弁置換術、弁移植術、直視下交連切開術 イ　先天性心疾患 → 開心根治手術、欠損孔閉鎖術 ウ　心筋梗塞、狭心症 → 冠動脈、大動脈バイパス移植術、経皮的冠動脈形成術経皮的冠動脈ステント留置術等 エ　洞不全症候群、完全房室ブロック → ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術（電池交換） オ　胸部大動脈瘤（大動脈弓部まで）→ 大動脈瘤切除術 カ　心臓移植術及び移植後の抗免疫療法
小腸機能障がい	ア　中心静脈栄養法、経腸栄養法（経管により成分栄養を与える方法）及びそれらに伴う医療 イ　中心静脈カテーテル処置に関連した合併症に対する治療 【具体例】 ①カテーテル敗血症、発熱（カテーテル抜去の原因となる場合） ②輸液の血管外漏出、カテーテル閉塞・変質・破損 ③皮膚刺入部感染、針穿刺部皮膚損傷
免疫機能障がい	ア　抗HIV療法 イ　免疫調節療法 ウ　その他のHIV感染に対する医療 「サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準」（厚生労働省エイズ動向委員会2007）が採択した23の指標疾患
肝臓機能障がい	ア　肝臓移植術 イ　肝臓移植後の抗免疫療法 ウ　肝生検などの移植臓器の検査 エ　免疫抑制剤の副作用に対する治療（サイトメガロウイルス感染等）

8-4 自立支援医療（育成医療） 国 身

身体障がいがある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童の障がいを除去、改善するための医療費（薬代含む）の自己負担が1割に軽減されます。

対象者	対象医療	給付内容
次の①②どちらにも該当する児童 ①18 歳未満 ②身体に障がいのある又は放置すると将来障がいが残ると認められ、手術等により障がいの改善が見込まれる方	P51～52 「育成医療が適用される医療等一覧表」参照	・自己負担が 1 割に軽減 ・さらに、市民税課税額に応じた負担上限月額が設定され、それを超える自己負担は免除になります（下表「負担上限月額」参照）。

	所得区分	同一保険世帯の市民税所得割額（合計）	負担上限月額
負担上限月額 ※受給者証に記載されます	一定以上	235,000 円以上	制度の対象外 （重度かつ継続の方は 20,000 円）
	中間2	33,000 円以上 235,000 円未満	10,000 円
	中間1	33,000 円未満	5,000 円
	低所得2	0 円（非課税）で 保護者収入が 826,500 円を超える	5,000 円
	低所得1	0 円（非課税）で 保護者収入が 826,500 円以下	2,500 円
	生活保護	生活保護受給世帯	0 円

※「重度かつ継続」は、高額治療継続が必要となる特定の疾患です。詳細はお問い合わせください。
※中間 1 には、市民税均等割のみ課税の世帯も含みます。
※収入には障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等も含めます。
　ただし、障害年金生活者支援給付金は含めません。

必要書類	①申請書 ②自立支援医療（育成医療）意見書 ③健康保険の資格情報が分かるもの ④個人番号通知カード又は個人番号カード（マイナンバーカード） ⑤特定疾病療養受療証【お持ちの方のみ】 ⑥課税証明書又は非課税証明書【習志野市で課税状況の確認ができない方のみ】
助成方法	・申請後、市から受給者証を郵送します。 ・受給者証を健康保険の資格情報が分かるもの、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）と一緒に、病院、薬局の窓口でご提示ください。 →自己負担が 1 割になります。 
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所１階） 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

育成医療が適用される医療等一覧表 ①（18 歳未満）

種　別	疾病区分	疾病名	認定基準
視覚障がい		眼球癒着、眼瞼欠損、眼瞼内反症、眼瞼外反症、	眼球損傷のおそれのあるものを対象とする。
		眼瞼下垂症、斜視、睫毛内反症、網膜硝子体出血、下斜筋過動症	症状が高度で視覚障害が現存するか、放置することにより、視覚障害を残すと認められるものを対象とする。
		角膜白斑	角膜疾患で角膜白斑をまねくおそれのあるものを含む。
		瞳孔閉鎖症	虹彩毛様体疾患で瞳孔閉鎖症をまねくおそれのあるものを含む。
		白内障、緑内障、牛眼、網膜剥離	
		未熟児網膜症	光凝固治療による通院も対象とする。
		その他の疾患による視覚障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
聴覚・平衡機能障がい		外耳奇形(外耳道閉鎖)、内耳奇形、中耳炎後遺症、慢性中耳炎、滲出性中耳炎	難聴を伴い、治療により聴力回復の見込みのあるものを対象とする。 人工内耳埋め込み術も対象とする。
		真珠腫性中耳炎	
		耳硬化症	聴力回復の見込みのあるものを対象とする。
		小耳症、耳介奇形	耳介形成術等は、聴力障害があり、治療により聴力回復の見込みのあるものを対象とする。 眼鏡、マスク等の装着不可能、醜形などの理由による手術は対象外とする。
		その他の疾患による聴覚・平衡機能障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
肢体不自由	先天性疾患による肢体不自由	先天性股関節脱臼、先天性内反足、先天性外反足、斜頸、Ｘ脚、Ｏ脚	ギプス固定、牽引療法のみの場合も対象とする。 補装具等による通院治療のみの場合も対象とする。
		指趾奇形、合指（趾）症、多指（趾）症、絞扼輪、その他の先天性疾患による肢体不自由	機能障害（歩行障害等）があるものを対象とする。
	中枢神経の疾患による肢体不自由	水頭症	シャント手術（シャント入替え、再建、チューブ延長、ドレナージ等）も対象とする。
		脊髄髄膜瘤（二分頭蓋、脳瘤）、脊椎破裂（二分脊椎）、脳性麻痺、分娩麻痺、末梢性麻痺	硬膜外血腫、硬膜下水腫、頭蓋内出血（脳出血）の治療については、後遺障害としての肢体不自由の改善や予防のための治療は対象とする。 知的障害、痙攣のみは、対象外とする。 理学療法による通院のみの場合でも、対象とする。
		脳動静脈奇形	現在又は将来、脳出血、クモ膜下出血が発生し、障害を残すと考えられるものを対象とする。
		その他の中枢神経の疾患による肢体不自由	頭蓋骨縫合早期癒合症（三角頭蓋も含む）
	外傷性疾患による肢体不自由	変形治癒骨折、拘縮、不良肢位強直、偽関節、弾撥膝	
		熱傷	拘縮等の機能障害を来した場合を対象とする。
		その他の外傷性二次性肢体不自由	骨折、半月板損傷は対象外とする。
	骨疾患による肢体不自由	クル病、病的骨折、脊椎彎曲（脊椎側彎症）	
		ペルテス病	補装具による牽引又は安静牽引のみでも対象とする。
		その他の骨疾患による肢体不自由	
	関節疾患による肢体不自由	関節炎、不良肢位強直、病的脱臼及び動揺関節、大腿骨頭すべり症	
		拘縮	大腿四頭筋拘縮
		その他の関節疾患による肢体不自由	身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる程度の身体上の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合は対象とする。
	他疾患による肢体不自由	その他の疾患による肢体不自由	身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる程度の身体上の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合は対象とする。

育成医療が適用される医療等一覧表 ②（18 歳未満）

種　別	疾病区分	疾病名	認定基準
音声、言語、そしゃく機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂、口唇口蓋裂、口唇蓋裂、巨口症	音声・言語・そしゃく機能障害、哺乳障害があり治療により改善が見込まれるもの。醜形のみを理由とする手術は対象外とする。
		その他の疾患による音声・言語・そしゃく機能障害	身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）に掲げる程度の障害が現存するか、将来に同程度の障害が残存すると認められる場合に対象とする。
じん臓機能障がい		慢性腎炎、 腎不全 その他の疾患による腎臓障害	透析療法又は腎移植手術を行うものを対象とする。 腎移植以外の手術は、その他の先天性内臓障害で対象とする。
心臓機能障がい		心室中隔欠損症(VSD)、心房中隔欠損症(ASD)、動脈管開存症、心内膜床欠損症、大血管転位症、肺動脈狭窄(PS)、肺静脈還流異常、大動脈縮窄症、三尖弁狭窄症、大動脈弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、肺動脈弁狭窄症、刺激伝導系疾患、総動脈幹症、大動脈弁閉鎖不全症、大動脈狭窄症、肺動脈閉鎖、ファロー四徴症、心臓移植、その他の疾患による心臓の障害	手術により、将来生活能力を得る見込みのあるものに限る。 ペースメーカーの埋め込み、交換も対象とする。 埋め込み型除細動器も対象とする。 内科的治療のみのものは対象外とする。 経皮的冠動脈形成術、血栓切除術、ステント留置術、ボタロー管カテーテル閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術（カテーテルアブレーション）も対象とする。
免疫機能障がい		HIV感染症	
肝臓機能障がい		胆道閉鎖症、アラジール症候群、肝硬変	内科的治療に関しては、(認定基準を満たす場合)小児慢性特定疾患の対象とする。
		劇症肝炎、その他肝臓機能障害	
小腸その他の内臓機能障がい	呼吸機能障害	気道（気管）狭窄	
		気管（支）軟化症	気管切開も段階的治療の一部として対象とする。
		扁桃腺肥大、アデノイド増殖症	重度の呼吸障害がある場合を対象とする。
		その他の疾患による呼吸器疾患	
	膀胱機能障害	ぼうこう外反症、ぼうこう奇形、その他の疾患によるぼうこう機能障害	
	直腸機能障害	鎖肛	人工肛門造設及び閉鎖術も対象とする。排便コントロール、排便トレーニング、ストマ（人工肛門）ケアのための通院も対象とする。
		直腸瘻、その他の疾患による直腸機能障害	
	小腸	小腸機能障害	中心静脈栄養療法及びこれに伴う治療も対象とする。
	先天性消化器系機能障害	食道閉鎖	内視鏡的ブジー施行のみは対象としない。
		肥厚性幽門狭窄、十二指腸閉鎖、腸閉鎖	
		巨大結腸症(ヒルシュスプルング病)	人工肛門造設及び閉鎖術も対象とする。排便トレーニング、ストマ（人工肛門）ケアのための通院も対象とする。
		腸回転異常、横隔膜ヘルニア	
		胆道閉鎖症、胆道拡張症(総胆管嚢腫)	先天性に限る。内科的治療のみの場合、小児慢性特定疾患の対象となる場合がある。
		その他の先天性消化器系機能障害	メッケル憩室
	先天性腎・泌尿器障害	水腎症	育成医療と併せて、「両側性で腎機能低下の場合」又は「泌尿器科的手術が必要な場合」は、小児慢性特定疾患の対象となる場合があるので紹介する。
		尿道下裂、尿道閉鎖、膀胱尿管逆流症(VUR)	
		その他の腎・泌尿器系機能障害	「機能障害の状況」が繰り返す尿路感染でも対象とする。尿管瘤は「機能障害の状況」が繰り返す尿路感染で対象とする。
	その他の疾患による先天性内臓機能障害	停留精巣（睾丸）	造精機能障害、妊孕性の障害があるもののみ対象とする。
		その他の先天性内臓機能障害	卵巣疾患等

8-5 精神障害者入院医療費助成 市

精

精神疾患により 6 か月以上入院している方の医療自己負担額の 1/4 が助成されます。

対象者	助成内容
精神疾患により 6 か月以上継続して入院している方で、次の①～③のいずれかに該当する方 ①国保、社保、共済組合、後期高齢者医療制度等の保険に加入中で、習志野市に 1 年以上住民登録がある方 ②習志野市の国民健康保険に住所地特例等によって加入中で、入院前に習志野市に 1 年以上住民登録があった方 ③千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者として住所地特例により加入し、入院前に習志野市に 1 年以上住民登録のあった方	健康保険適用の医療費の自己負担額のうち 1/4 を助成 （付加給付等を除く。） 

必要書類	①申請書　②診断書　③印鑑　④健康保険の資格情報が分かるもの ⑤通帳（コピー可。本人名義。18 歳未満は保護者名義でも可） ⑥課税証明書又は非課税証明書【習志野市で課税状況の確認ができない方のみ】
その他	所得制限有り。同一保険世帯の市民税所得割額（合算額）が 235,000 円未満であること。
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

8-6 後期高齢者医療制度の早期加入 国

身 知 精

一定の障がいがある方は、通常 75 歳から加入する後期高齢者医療制度に 65 歳から加入できます。

対象者	制度内容
65 歳から 74 歳までの方で、次の①～④のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳　1級、2級、3級、4級（音声、言語、下肢1号、3号、4号） ②療育手帳　重度の区分 ③精神障害者保健福祉手帳　1級、2級 ④障害年金　1級、2級 ※P11～12「身体障害者障害程度等級表」、P13「療育手帳障害程度基準表」、P14「精神障害者保健福祉手帳障害等級表」参照	医療費の自己負担の割合が、所得に応じて 1 割から 3 割になります。

必要書類	①障がいの状態を確認できるもの（障害年金証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など） ②個人番号（マイナンバー）に関する書類
その他	保険料や給付等の内容が現在の保険と異なるので、事前に担当窓口へご確認ください。
窓　口	習志野市 国保年金課（市役所 GF） 電話 047-453-9351　FAX 047-453-9317

8-7 特定疾病療養受療証 国

身

人工透析等の医療費の自己負担が月 10,000 円になります。※1 医療機関（入院・外来別）ごとに負担

対象者	制度内容
次の①～③のいずれかに該当する方 ①人工透析の必要な慢性腎不全 ②先天性血液凝固因子障害の一部（血友病） ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含む）	医療機関で提示すると、医療費の自己負担額が、1 か月 10,000 円になります。 ※人工透析を受ける 70 歳未満の方は、所得により 1 か月 20,000 円になる場合あり

窓　口	・国民健康保険、後期高齢者医療の方 …習志野市 国保年金課（市役所 GF） 電話 047-453-9209 FAX 047-453-9317 ・社会保険の方…加入している健康保険組合

8-8 指定難病医療費助成制度 国

身 難

指定難病の治療に関する医療費（薬代含む。）の助成が受けられます。

対象者	対象医療	助成内容
指定難病と診断され、次の①～②のいずれかに該当する方 ① 国の定めた病状の基準を満たす方 ② ①を満たさないが、申請日の属する月以前の12か月間で指定難病に関する総医療費が33,330円を超える月が3月以上ある方（軽症高額該当者）	指定難病に関する医療（診察、治療、手術、入院、薬、訪問看護等） P55～56 「指定難病医療費対象疾病一覧表」参照	・患者負担割合は2割 ・所得に応じて、月当たりの自己負担限度額が設定され、それを超える自己負担は免除になります（下表参照）。

	階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
自己負担限度額（月額）	生活保護	－		0円	0円	0円
	低所得Ⅰ	市民税非課税世帯	本人年収826,500円以下	2,500円	2,500円	1,000円
	低所得Ⅱ		本人年収826,500円超	5,000円	5,000円	
	一般所得Ⅰ	市民税課税額7.1万円未満		10,000円	5,000円	
	一般所得Ⅱ	市民税課税額7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
	上位所得	市民税課税額25.1万円以上		30,000円	20,000円	
	入院時の食事			全額自己負担（生活保護を除く）		

必要書類

【新規申請に必要な主な書類】※申請される方のご状況により、申請に必要な書類が異なる場合があります。詳細については、下記までお問合せください。

①申請書
②臨床調査個人票（診断書） ※指定様式があります。
③保険情報の確認ができる書類の写し(保険者交付の「資格情報お知らせ」「資格確認書」、マイナポータルの「資格情報画面」を印刷したもの)
④個人番号にかかる調書
⑤マイナンバーカード(裏面)の写し、個人番号通知カードの写し（氏名、住所等に変更がないもの）、マイナンバーが記載された住民票の原本のいずれか
⑥申請者の身元確認書類(マイナンバーカード(表面)の写し、運転免許証の写し、パスポート等の写し 等)

・被用者保険(社保・共済組合等)の方：患者本人と被保険者分
・被用者保険以外(国保・後期高齢者等)の方：同世帯の同保険加入者全員分

※⑦～⑨の書類は該当者のみ
⑦同意書（共済組合加入者で市民税非課税の方）
⑧指定難病受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証（世帯内に同保険加入の左記受給者がいる場合）
⑨医療費申告書、領収書の写し（軽症高額該当者）

【更新申請に必要な書類】
各受給者宛てに個別に案内しています。

申請先

千葉県難病助成事務センター 〒260-8690 千葉中央郵便局私書箱第7号
電話 043-307-1765（平日9時～17時） ※申請は原則郵送となります。



指定難病医療費対象疾病一覧表 ①

番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1 関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症

番号	疾病名
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	免疫性血小板減少症
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性 ADH 分泌異常症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC 症候群
104	コステロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF 受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤

番号	疾病名
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1 関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状 20 番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19 関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER 症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患

指定難病医療費対象疾病一覧表 ②

番号	疾病名
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR－X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36 欠失症候群
198	4p 欠失症候群
199	5p 欠失症候群
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2 欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱 X 症候群関連疾患
206	脆弱 X 症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
230	肺胞低換気症候群
231	α１－アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症

番号	疾病名
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症 1 型
242	高チロシン血症 2 型
243	高チロシン血症 3 型
244	メープルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1 欠損症
249	グルタル酸血症 1 型
250	グルタル酸血症 2 型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース－1－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳腱黄色腫症
264	無β リポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
279	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
280	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球癆
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア

番号	疾病名
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膵炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
320	先天性ｸﾞﾘｺｼﾙﾎｽﾌｧﾁｼﾞﾙｲﾉｼﾄｰﾙ（GPI）欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β －ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	~~特発性血栓症~~（~~遺伝性血栓性素因~~によるものに限る。）
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャッスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2 重複症候群
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群含む。）
341	TRPV4 異常症
342	LMNB1 関連大脳白質脳症
343	PURA 関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
345	乳児発症 STING 関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	ロウ症候群

8-9 その他の医療関係の制度

名　称	対象者	内　容	窓　口
小児慢性特定疾病医療費助成制度 国	次の①及び②のどちらにも該当している児童等 ①新規申請は 18 歳未満の児童（更新申請は 20 歳未満） ②対象疾病に罹患し、保険診療による治療を受けている者で、当該疾病の状態が国の定める認定基準に該当する方 （対象になるか等、詳細は事前にお問い合わせください。） 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	指定医療機関で行った、対象疾病に関する治療にともなう医療費（保険診療のもの）について助成 （保護者の市町村民税や児童等の状態などに応じて自己負担限度額《月額》が異なります。）	千葉県難病助成事務センター 〒260-8690 千葉中央郵便局 私書箱第 7 号 電話 043-307-1765 （平日 9 時～17 時） ※申請は原則郵送となります。
高齢者肺炎球菌感染症予防接種 国 身	次の①又は②のどちらかに該当している方 ①65 歳の方で未接種の希望者 ②60 歳から 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳 1 級又は同程度の診断を受けている方で未接種の希望者	生涯に 1 回限り（過去に自費又は公費で接種済の方は対象外） 自己負担金：3,500 円 （生活保護受給者は自己負担金免除）	習志野市 健康支援課 （市役所 1 階） 電話 047-453-2922 FAX 047-451-4822 ※詳細は市ホームページをご確認ください。 
帯状疱疹予防接種 国 身	①65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳または 100 歳を迎える方 ②60 歳から 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳 1 級又は同程度の診断を受けている方で希望者	生涯に 1 回限り制度適用 自己負担金 ・生ワクチン 1 回 2,500 円 ・不活化ワクチン 1 回 6,500 円 （2 回まで） （生活保護受給者は自己負担金免除）	
高齢者インフルエンザ予防接種 国 市 身	次の①又は②のどちらかに該当している方 ①65 歳以上の方（昭和 36 年 12 月 31 日までに生まれた方）で希望者 ②60 歳から 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳 1 級又は同程度の診断を受けている方で希望者	10 月～12 月の間に 1 回接種 自己負担金：標準量　1,000 円 高用量　2,000 円 （生活保護受給者は自己負担金免除）	
新型コロナウイルス感染症 国 身	①65 歳以上の方 ②60 歳から 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳 1 級又は同程度の診断を受けている方で希望者	10 月～3 月の間に 1 回接種 自己負担金：4,500 円	

<table>
<tr><th>名　称</th><th>対象者</th><th>内　容</th><th>窓　口</th></tr>
<tr>
<td>（任意接種）
帯状疱疹
予防接種費用
助成事業
市</td>
<td>接種日に本市に住民登録がある 50 歳～64 歳の方</td>
<td>
<table>
<tr><th>ワクチン</th><th>助成額</th><th>助成回数</th></tr>
<tr><td>ビケン
（生ワクチン）</td><td>上限 2,000 円</td><td>1 人 1 回</td></tr>
<tr><td>シングリックス
（不活化ワクチン）</td><td>1 回につき
上限 5,000 円</td><td>1 人 2 回
まで</td></tr>
</table>
※助成は生涯に 1 回限りでいずれか一方のみ
本助成利用者は定期接種の対象外
</td>
<td>習志野市　健康支援課
（市役所 1 階）
電話
047-453-2922
FAX
047-451-4822
※詳細は市ホームページをご確認ください。</td>
</tr>
<tr>
<td>はり・きゅう・
マッサージ等
費用助成
市
身</td>
<td>次の①及び②のどちらかにも該当している方
①65 歳以上の高齢者又は 18 歳以上の身体障害者手帳の所持者
②本人及びその属する世帯の主たる生計維持者が、市民税非課税又は均等割のみ課税であること</td>
<td>1 回につき 700 円を助成(利用券を 1 カ月当たり 2 枚交付)
・市内の登録施術者
・医療保険適用は対象外</td>
<td>習志野市　高齢者支援課
（市役所 1 階）
電話
047-454-7533
FAX
047-453-9309</td>
</tr>
</table>

9　税金、公共料金

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

9-1　所得税・住民税の控除　身 知 精

確定申告や年末調整で下記の控除を申告されると、所得税や住民税の控除を受けられます。

①障害者控除

本人又は本人が扶養している配偶者や親族に障がいがある場合、障害者控除の適用を受けることができます。

区　分	対象者	所得控除額		必要書類
		所得税	市県民税	
障害者	・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳　Bの1・2 ・精神障害者保健福祉手帳2･3級	1 人当たり 27 万円	1 人当たり 26 万円	障がい者手帳
特別障害者	・身体障害者手帳1級･2級 ・療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 人当たり 40 万円	1 人当たり 30 万円	
同居特別障害者	扶養されている親族が特別障害者で、かつ同居している場合 →加算が付き、右記の額となります	1 人当たり 75 万円	1 人当たり 53 万円	

②小規模企業共済等掛金控除

共済に加入し、掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。

対象者	必要書類
心身障害者扶養共済制度に加入されている方	共済掛金の領収書

③医療費控除（おむつ代）

おむつ代が、医療費控除の対象となります。（注 1）

対象者	必要書類（注 2）
ケガや病気等で 6 か月以上寝たきりで、医師による治療が必要であり、使用が必要と認められる方	1. 医療費控除の明細書 2. おむつ使用証明書（医師が作成） ※「2. おむつ使用証明書」については、習志野市介護保険課の発行する証明書でも可（介護認定を受けている方）

④医療費控除（ストーマ用装具代）

ストーマ用装具代が、医療費控除の対象となります。（注 1）

対象者	必要書類（注 2）
ストーマ用装具を使用されている方	1. 医療費控除の明細書 2. ストーマ用装具使用証明書（医師が作成）

⑤医療費控除（在宅介護費）

在宅で寝たきり等の状態にある方の介護サービス費用等が、医療費控除の対象になります。（注 1）

対象者	必要書類（注 2）
医師の継続診療を受けていて、医師との連携をもとにした在宅介護サービス（食事、排泄、更衣、入浴等）を受けている方	1. 医療費控除の明細書 2. 在宅介護費用証明書（介護事業者が作成）

③～⑤の各証明書の用紙は、障がい福祉課にあります。

窓　口

・所得税……千葉西税務署　　電話 043-274-2111　〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520

・市県民税…習志野市 市民税課（市役所 GF）　電話 047-453-9244　FAX 047-453-9248

（注 1）本人又は本人と生計を一にする親族のために支払ったものに限ります。

（注 2）医療費控除の適用を受ける場合には、確定申告期限等から 5 年間、医療費の領収書をご自宅等で保管する必要があります。

9-2 自動車税の減免

身 知 精

次の場合、自動車税が減免となります。

<table>
<tr><td rowspan="6">対象者</td><td colspan="9">次の障がい者手帳等を所持し、車の所有者が本人又は本人と生計を一にする方であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">身体</td><td>視覚</td><td>1～3級と4級の1</td><td>聴覚</td><td>2～3級</td><td>音声言語</td><td colspan="3">3級（喉頭摘出に係るものに限る。）</td></tr>
<tr><td>平衡</td><td>3級</td><td>上肢</td><td>1～2級</td><td>下肢</td><td>1～6級</td><td>体幹</td><td>1～3及び5級</td></tr>
<tr><td colspan="5">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸</td><td>1・3・4級</td><td>免疫</td><td>1～3級</td></tr>
<tr><td colspan="5">肝臓</td><td colspan="3">1～4級</td></tr>
<tr><td colspan="5">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能</td><td colspan="3">（上肢）1～2級、（移動）1～6級</td></tr>
<tr><td>療育</td><td colspan="8">Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2
（A の2は、音声、言語、上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級の記載がある方）</td></tr>
<tr><td>精神</td><td colspan="8">1級</td></tr>
<tr><td>減免内容</td><td colspan="9">全額減免（申請日等により異なることがあります。）</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td colspan="9">①障がい者手帳等
②自動車検査証記録事項が記載された書類※住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること。
③運転免許証（写）又はマイナ免許証(マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類)
※住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は両面の写し。
④生計同一証明書【自動車の所有者又は運転者が、障がい者本人以外の同居家族等である場合】
発行窓口 身体・療育…市役所障がい福祉課
精神…習志野健康福祉センター（保健所）　※世帯全員の住民票が必要
※生計同一証明書に代えて、使用目的を証する書類でも申請することができます。
⑤常時介護証明書【障がい者のみの世帯で、所有者が障がい者本人、かつ運転者が同居していない介護者である場合】
発行窓口 身体・療育…市役所障がい福祉課
精神…習志野健康福祉センター（保健所）　※世帯全員の住民票が必要
⑥移転登録後の自動車検査証記録事項（写）【前減免車を移転登録（名義変更）した場合】
⑦抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書（写）等）【前減免車を抹消登録した場合】
※④⑤を取得するには、①～③（③は運転者のもの）が必要になります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請期限</td><td colspan="9">・3 月 31 日以前から自動車を所有している方　→納税通知書の納期限
・障がい者手帳を新規に交付された方　→交付日から 1 か月以内
（等級変更で新たに減免対象となる方を含む。）
・自動車を新規に取得する方　→自動車の新規登録日から 1 か月以内
・減免を受けている自動車を乗り換えされる方　→新自動車の新規登録日又は旧自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から 1 か月以内</td></tr>
<tr><td colspan="9">（注）期限を過ぎて申請があった場合、翌年度からの減免となります。
申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録（名義変更）の場合の申請期限は、翌年度の納期限です。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="9">・自動車の所有者、運転者は、障がい者本人又は同居の家族等に限られます。
・入院中である等、障がい者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象外です。</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td colspan="9">・船橋県税事務所　電話 047-433-1275　FAX 047-437-3843　〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18
・千葉西県税事務所　電話 043-279-7111　FAX 043-279-9271　〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4
・その他の県税事務所、千葉県自動車税事務所</td></tr>
</table>



9-3 軽自動車税の減免

身 知 精

次の場合、軽自動車税が減免になります。

対象者	減免内容
「9-2 自動車税の減免」対象の等級の障がい者手帳等を所持し、車の所有者が本人であること（18歳未満、知的又は精神障がいの場合、所有者は本人と生計を一にする方でも可）。	全額減免 （1人1台に限る）

必要書類	①障がい者手帳等 ②軽自動車車検証（写）　※電子車検証の場合は「電子車検証（写）」と「自動車検査記録事項（写）」が必要。住所が住民票と同じであること。 ③運転免許証（写）　※住所が住民票と同じであること。 ※マイナ免許証の場合は、アプリを使用し免許証等画像を紙に印刷したものが必要。 ④納税通知書 ⑤マイナンバーカード又は個人番号通知カード　※納税義務者のもの ⑥委任状と代理人の本人確認書類 【代理人が申請する場合のみ】 ⑦誓約書・軽自動車運行計画書【運転者が障がい者の住所と異なる場合のみ】 ※運行計画書には、障がい者の常時介護に使用することがわかる内容を記入してください。
申請期限	対象年度の賦課期日後より納期日まで →申請期限を過ぎると、その年度の減免申請は習志野市税条例の規定により受付(申請)できませんので、ご注意ください。
窓　口	習志野市　税制課（市役所 GF）　電話 047-451-1311　FAX 047-453-9248



9-4 相続税の控除

身 知 精

相続人が 85 歳未満であり、かつ、一定の障がい者に該当する場合、障害者控除の適用を受けることができます。

	対象者	控除額
障害者	・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳　Bの1、Bの2 ・精神障害者保健福祉手帳2･3級	（85 歳－障がい者の年齢）×10 万円を相続税額から控除
特別障害者	・身体障害者手帳1･2級 ・療育手帳　Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	（85 歳－障がい者の年齢）×20 万円を相続税額から控除
窓　口	・被相続人（死亡した方）の住所地を所轄する税務署	

9-5 贈与税の非課税

身 知 精

特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合、信託受益権の価額のうち、非課税対象限度額まで贈与税がかかりません。

特定障害者とは	次のいずれかに該当する方 ①特別障害者 ②特別障害者以外で精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障がいがあるものとして一定の要件に当てはまる人	
対象者及び非課税対象限度額	対象者	非課税対象限度額
	①特別障害者 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳　Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち 6,000 万円まで
	②特別障害者以外の特定障害者 ・療育手帳　Bの1、Bの2 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級	信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち 3,000 万円まで
窓　口	・信託会社　　・信託業務を営む金融機関	

9-6 その他の税金関係の制度

名　称	対象者	内　容	窓　口
個人事業税関係 身	両眼失明又は万国式試視力表による両眼の視力（屈折異常がある場合は矯正視力）が 0.06 以下の方	あんま、はり等医業に類する事業によって得た所得は事業税の対象外	千葉西県税事務所 電話　043-279-7111 FAX　043-279-9271 〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4
少額預金非課税（マル優） 少額公債非課税（特別マル優） 身 知 精	・身体障害者手帳　・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害年金受給者 ・その他、要件を満たす方	元本 350 万円の預貯金や国債などを対象として利子を非課税にできます。	郵便局、銀行等 各金融機関
介護保険適用除外施設入所者の国民健康保険料介護分について 身 知 精	国民健康保険に加入している 40 歳以上 65 歳未満の方で、介護保険適用除外施設に入所した方 ※入所した施設の種類によってその他の対象条件があります。	届け出をすることで入所期間中は介護保険の被保険者ではなくなり、介護分を納付する必要がなくなります。 ※入退所時は必ず届け出をお願いします。	習志野市国保年金課 （市役所 GF） 電話 047-453-9208 FAX　047-453-9317

9-7 NHK 受信料の免除

身 知 精

以下の対象世帯の①、②のいずれかに該当する場合、NHK 受信料が免除になります。

対象世帯		免除内容
① 市民税非課税世帯	世帯構成全員が市民税非課税であり、身体障害者手帳、療育手帳または判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持。	全額免除
② 視覚、聴覚重度障がい者世帯	世帯主が受信契約者で次のいずれかに該当する世帯 ・視覚障がい又は聴覚障がい ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級) ・療育手帳Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級) 	半額免除
必要書類	①障がい者手帳　②印鑑	
窓　口	・習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) ・NHK ふれあいセンター　ナビダイヤル　電話 0570-077-077	

基準内容

	対　象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合

半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

9-8 千葉県企業局水道料金の一部免除

身 知 精

以下の対象世帯の①②いずれかに該当する場合、千葉県企業局(県水道事業)の水道料金が一部免除になります。

対象世帯	減免内容
①次のいずれかの手帳を所持する方がいて、かつ市民税所得割非課税の世帯 ・身体障害者手帳1級･2級 ・療育手帳　Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ②特別児童扶養手当受給世帯 	基本料金と従量料金の合計額の 8%相当額（10 円未満切捨て）

必要書類	①障がい者手帳等　　②印鑑
窓　口	・習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851(聴覚･言語障がい者専用) ・千葉県企業局県水お客様センター　電話 0570-001-245(ナビダイヤル) 電話 043-310-0321(ナビダイヤルを利用できない場合)　FAX 043-272-3333

9-9 無料電話番号案内(NTT ふれあい案内)

身 知 精

電話番号の案内を無料で利用できます。

対象者	内　容
・身体障害者手帳(視覚1～6級、上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1～2級) ・聴覚障がい2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし) ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい(3、4級) ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	電話番号案内サービスが無料 

必要手続	事前に NTT に登録が必要です。下記のフリーダイヤルへお電話ください。
窓　口	【番号案内窓口】NTT ふれあい案内センター ※ふれあい案内登録済の方はこちら TEL　0120-104-565　　FAX　0120-000-104 9:00～17:00(年中無休) 【登録窓口】NTT ふれあい案内事務局 TEL　0120-104-174　　FAX　0120-104-134 9:00～17:00(月～金曜日)　※土・日・祝日及び年末年始は休業 ※FAX によるお問い合わせの注意事項 〇FAX でお申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付られません。 誤って送付された場合は破棄とします。 〇返信は FAX で行うので、FAX を受信できる方のみのお問い合わせになります。

9-10 携帯電話の基本使用料金の割引

身 知 精 難

障がい者手帳を持っている方は、携帯電話の料金が割引になる場合があります。

対象者	減免内容
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証	基本料金等の割引 （携帯会社により、対象者や割引内容が異なります。）



必要書類	各携帯電話会社のショップにお問い合わせください。
窓　口	各携帯電話会社のショップ

9-11 はがきの無償配付（青い鳥郵便葉書）

身 知

重度の身体又は知的障がいがある方で、ご希望された方に、郵便局からはがきが配付されます。

対象者	内　容
・身体障害者手帳1級･2級 ・療育手帳　Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2	郵便局から、郵便はがき 20 枚が配付されます。 ＜はがきの種類（申請時にご指定ください。）＞ 通常郵便はがき 【種類：無地、インクジェット紙、くぼみ入り】

必要手続	・毎年 4 月～5 月に申請が必要です。お近くの郵便局に手帳を持参し、ご申請ください。 ・後日ご自宅に郵送されます。
窓　口	・各郵便局

9-12 公共施設の使用料の免除

身 知 精

運動やお出かけ、サークル活動等がしやすくなるよう、公共施設の使用料が無料になります。
令和 3 年度より障がい者手帳アプリ『ミライロ ID』の利用も可能となりました。
『ミライロ ID』とは、スマートフォンに手帳情報を登録することで、手帳情報を画面上に表示することができるアプリです。

対象者			必要書類
・身体障害者手帳　・療育手帳　・精神障害者保健福祉手帳			障がい者手帳
対象施設		電　話	無料対象者
①	袖ケ浦テニスコート	047-452-4380	本人、介護者 ※①～⑧は面単位で利用料金がかかります。障がい者手帳を持っている方が少ないなど利用者の構成によっては無料とならない場合がありますので、事前に各施設へお問い合わせください。
②	実籾テニスコート	047-477-9219	
③	第一カッターフィールド（秋津サッカー場）	047-451-5661	
④	第一カッター球場（秋津野球場）	047-451-5661	
⑤	秋津テニスコート	047-452-6155	
⑥	芝園テニスコート・フットサル場	047-451-0280	
⑦	袖ケ浦体育館	047-452-4380	
⑧	東部体育館	047-493-7900	
⑨	中央公園体育館	047-429-8001	
⑩	中央公園テニスコート	047-429-8001	
⑪	中央公園パークゴルフ場	047-429-8001	
⑫	茜浜パークゴルフ場	047-453-7666	
⑬	富士吉田青年の家	0555-23-6853	本人、介護者
⑭	富士吉田体育館	0555-23-6853	本人、介護者
⑮	谷津バラ園	047-453-3772	本人、介護者
⑯	谷津干潟自然観察センター	047-454-8416	本人、介護者

9-13 公共施設の使用料の減免

身 知 精



サークル活動等がしやすくなるよう、公共施設の使用料が減額又は免除になります。

対象者			必要書類
障がい福祉関係のサークル活動を行う団体等			各施設へお問い合わせください。
対象施設		電　話	対象者
①	中央公民館	047-476-3213	使用目的等により対象になるか個別に判断します。
②	菊田公民館	047-452-7711	
③	実花公民館	047-477-8899	
④	袖ケ浦公民館	047-451-6776	
⑤	谷津公民館	047-452-1509	
⑥	新習志野公民館	047-453-3400	
⑦	谷津コミュニティセンター	047-471-2071	
⑧	東習志野コミュニティセンター	047-475-9901	
⑨	市民プラザ大久保	047-470-8171	
⑩	実籾コミュニティホール	047-455-6500	

10　交通機関、自動車

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

10-1　鉄道運賃割引

身 知 精

全国の JR や私鉄の運賃が半額になります。制度及びご利用方法の詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。
各手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が「第〇種」になっているかご確認ください。
また、有効期限が切れた手帳では割引が受けられませんので、ご注意ください。

JR 東日本

種　別		乗車する人	距離制限	割引適用乗車券	割引率
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	第1種	本人のみ	片道 100 キロを超える場合	普通乗車券	5 割
		本人と介護者	距離制限なし	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	
	第2種	本人のみ	片道 100 キロを超える場合	普通乗車券	
		本人（12 歳未満）と介護者	距離制限なし	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	
窓　口	JR 東日本　お問い合わせセンター　電話　050-2016-1600				

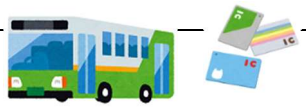
京成電鉄

種　別		乗車する人	距離制限	割引適用乗車券	割引率
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	第1種	本人のみ	距離制限なし	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	5 割
		本人と介護者			
	第2種	本人のみ			
		本人と介護者			
窓　口	京成電鉄　お客様ダイヤル　電話　0570-081-160				

10-2　バス運賃割引

身 知 精

全国のバス運賃が半額になります。



対象者	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・同行する介護者		
割引内容		乗車券種類	割引率
	第1、2種共通	普通乗車券 定期乗車券	半額（定期は 3 割引）
	※精神障害者保健福祉手帳の方は、バス会社により対象とならない場合があります。		
利用方法	運賃支払い時、定期券購入時に障がい者手帳を提示。IC カード（Suica、PASMO 等）利用可		
窓　口	・各バス会社		

10-3 航空運賃割引（国内線のみ）

身 知 精

国内線の航空運賃が割引されます。

対象者	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者（12 歳以上） ・同行する介護者
割引内容	運賃の割引　※航空会社や路線により異なります。
利用方法	チケット購入及び搭乗の際に障がい者手帳を提示
窓　口	各航空会社



10-4 タクシー運賃割引

身 知

全国のタクシー運賃が 1 割引きになります。



対象者	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者
割引内容	1 割引き（迎車料金等は含みません）
利用方法	乗車時等において、身体障害者手帳、療育手帳または、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示により割引（手帳を提示する際は、写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。）
窓　口	・各タクシー会社　　・一般社団法人千葉県タクシー協会　電話　043-307-7002 ・一般社団法人千葉県個人タクシー協会　電話　043-308-6763

10-5 習志野市福祉タクシー券 市

身 知 精

重度の障がいがあり、かつ市民税が非課税の方に年 3 万円分のタクシー券が交付されます。

対象者	次のいずれかに該当し、本人（18 歳未満は世帯全員）の市民税が非課税又は生活保護の方	
	身体障害者手帳	・1級、2級又は視覚・下肢・体幹障がいの3級 ・人工透析のために通院を要するじん臓機能障がいによる3級、4級
	療育手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2
	精神障害者保健福祉手帳	1級
	65 歳以上	要介護3、4、5
内　容	・1枚 500 円のタクシー券を年 60 枚（3 万円分）交付 ・年度の途中に申請された場合は、3月までの残り月数分を交付します。1 月あたり5枚（2, 500円分）	
必要書類	①申請書 ②申請者（代理人を含む）の身分証明書 ③前住所地の非課税証明書（転入等により習志野市で課税状況の確認ができない方）	
利用方法	・障がい者手帳又は介護保険証を提示した上で、タクシー券で運賃を支払う。 （おつりは出ませんので、500 円未満の端数は現金でお支払いください。） ・タクシー券は運賃（送迎回送料金を含む。）のみに利用できます。 ・利用できるタクシー会社は習志野市と契約している会社に限られます。事前に「習志野市福祉タクシー券利用の手引き」等でご確認ください。	
その他	2 年目以降は、毎年 1 月頃にご自宅に送付するタクシー券申請書を提出いただくことで、3 月末にご自宅にタクシー券を郵送します。	
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）	



障がいのない 75 歳以上の方向けのタクシー券もあります！（高齢者外出支援事業）

【対象】市民税が非課税の世帯（同一建物に 3 親等以内の市民税課税世帯がいない）であり、
①75 歳以上の方のみで構成される　②75 歳以上の方と障がい者のみで構成される
のどちらかに該当する世帯
【内容】1 世帯当たり 1 枚 500 円のタクシー券を年最大 36 枚（18,000 円分）交付
【注意】75 歳以上の世帯員全員が、福祉タクシー券を利用している場合は対象外
【窓口】習志野市 高齢者支援課（市役所 1 階）

10-6 有料道路の割引

身 知

有料道路の通行料金が半額になります。
身体障害者手帳、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が「第〇種」になっているかご確認ください。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者			
割引内容		割引対象の運転者	事前登録できる自動車の所有者	割引率
	第1種（身体、療育）	本人 介護者（本人が同乗）	①本人　②配偶者 ③直系血族　④直系血族の配偶者 ⑤兄弟姉妹　⑥兄弟姉妹の配偶者 ⑦同居の親族　等	半額
	第2種（身体のみ）	本人		
必要書類	①申請書　②身体障害者手帳または療育手帳 ③自動車検査証（軽自動車届済証※電子車検証の場合は車検証と副本） ④自動車検査証記録事項【電子車検証の場合のみ】 ⑤運転免許証またはマイナ免許証【本人が運転される場合のみ】 ⑥割賦契約書又はリース契約書【割賦契約又は長期リースの場合】 【ETCを利用される場合】※更新時に変更がない場合は不要 ・ETCカード（本人名義。20歳未満は親権者その他法定代理人等名義でも可） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等			
利用方法	・ETC を利用されない場合→料金所で係員に障がい者手帳を提示 ・ETC を利用される場合→ETC 利用登録完了後、料金所で ETC レーンを通過 ※必ず手帳も携行してください。 ・事前登録されていない自動車（知人の車、レンタカー、タクシー等）も、一定の要件のもとで割引が受けられます。 ・オンラインによる申請も可能です。（自家用車を事前登録のうえ、ETC を利用する場合のみ）			
その他	・2 年ごとの更新が必要です。 ・更新手続きは割引有効期限の 2 か月前より可能です。			
窓　口	・習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用） ・有料道路 ETC 割引登録係　電話 045-477-1233　FAX 045-474-1110			

10-7 施設通所交通費の助成 市

身 知 精 難

障がい者施設に通うための交通費の一部が助成されます。

対象者	障がい者施設等に通う方（児童の場合は保護者）かつ生活保護受給世帯ではない方 （対象施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス）			
助成内容		電車、バス	通所用有料バス	車、バイク、自転車、車いす
	障がい者手帳あり	定期代又は実経費の半額（月額上限 5,000 円）	半額（月額上限 5,000 円）	1 日 100 円（月額上限 1,000 円）
	障がい者手帳なし	定期代又は実経費の 3/4（月額上限 5,000 円）		
	障がい者施設等が交通費を助成している場合、上記により算定された金額から控除した金額を助成。1 か月の合計金額から 10 円未満の端数は切り捨て。			
支給月	10 月（3 月～8 月通所分）、4 月（9 月～2 月通所分）			
必要書類	①受給資格認定申請書　②助成金支給申請書（施設長による通所日数の証明が必要）			
手続きの流れ	1 受給資格認定申請書を提出する。（申請者→障がい福祉課） 2 審査の上、認定通知書が送付される。（障がい福祉課→申請者） 3 助成金支給申請書が施設経由で届く。（8 月、2 月）（障がい福祉課→障がい者施設→申請者） 4 助成金支給申請書を市へ提出する。（申請者→障がい福祉課） 5 助成金が口座振り込みで支給される。（障がい福祉課→申請者）			
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）			

10-8 市営駐輪場年間利用整理手数料の免除 市

身 知 精 難

市営駐輪場を年間利用登録する場合、年間利用整理手数料が免除になります。



対象者	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・難病患者の方（習志野市難病患者見舞金支給条例第 2 条第 1 号に該当する方）
内　容	年間利用整理手数料の免除
必要書類	①申請書　②身体障害者手帳等
その他	・免除対象者の方で、毎年度継続的に市営駐輪場を利用する場合は、毎年度利用及び免除の申請手続きが必要です。 ・申込者数が多い駐輪場については抽選となり、落選する場合があります。
窓　口	習志野市 くらし安全課（市役所 4 階）　電話 047-453-9304　FAX 047-453-5578

10-9 JR 東日本ジパング倶楽部特別会員の入会

身

JR を利用して旅を楽しまれる方向けの「ジパング倶楽部」の年会費が割引になります。

対象者	身体障害者手帳所持者（男性-60 歳以上、女性-55 歳以上）
内　容	年会費 1,400 円 【きっぷの割引内容】

割引エリア	日本全国の JR 線
回数・割引率	1～3 回目：20%割引、4～20 回目：30%割引
割引条件	片道で 101km 以上利用の場合
割引対象	指定席特急券、自由席特急券、急行券、グリーン券、指定席券（新幹線「のぞみ」「みずほ」等の特急料金は割引対象外。その他はご確認ください。） ※普通乗車券は「10-1　鉄道割引運賃」のとおり割引があります。
発売箇所	JR の主な駅及び旅行センターなどの窓口
利用できない期間	ゴールデンウィーク（4 月 27 日～5 月 6 日）、お盆（8 月 10 日～8 月 19 日）、年末年始（12 月 28 日～1 月 6 日）

必要書類	下記窓口へお問い合わせください。
窓　口	（福）千葉県身体障害者福祉協会　電話 043-245-1746　FAX 043-245-1578 〒260-0026　千葉市中央区千葉港 4-5　千葉県社会福祉センター

10-10 駐車禁止除外車両標章の交付

身 知 精

駐車禁止の場所に、ある程度の時間であれば駐車ができる標章が警察より交付されます。

対象者	身体障害者手帳	視覚	1～3 級と 4 級の 1	聴覚	2～3 級	平衡	3 級
		上肢	1 級と 2 級の 1・2	下肢	1～4 級	体幹	1～3 級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能					1～2 級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓					1～3 級
	療育手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、A の1、A の2			精神障害者保健福祉手帳		1級

必要書類	【本人申請】…障がい者手帳の写し（2部）　詳しくは習志野警察でお尋ねください。
その他	申請から交付まで概ね 1 か月かかります。
窓　口	習志野警察署　交通課　平日 9:00～16:00 電話 047-474-0110　〒275-0015　習志野市鷺沼台 2-4-1

10-11 ちば障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)県

身 知 精

車いすマークのある駐車場(駐車区画)の利用者の範囲を県が定め、利用証を交付するものです。

対象者	身体障害者手帳	視覚	1～4級	聴覚	2級、3級	平衡	3級、5級
		上肢、脳原性運動機能(上肢)			1級、2級	体幹	1～3、5級
		下肢、脳原性運動機能(下肢)			1～6級	内部	1～4級
	療育手帳	Ⓐ、Ⓐの1、Ⓐの2、A の1、A の2			精神障害者保健福祉手帳		1級
	けが人等	医師の診断書等により、障害者等用駐車区画の使用が必要であると認められる方					
必要書類	【本人申請】…手帳又は診断書 【代理人申請】代理人の身分証明書及び手帳(診断書)						
その他	郵送交付の場合、申請書の他提出書類があるので、詳細はお問合せください。						
窓　口	【申請、内容について】 習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用) 【申請、変更、ご意見等について】 千葉県健康福祉部健康福祉指導課 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 電話 043-223-3924 ※市役所は窓口での申請・交付のみ(郵送での申請・交付は千葉県への手続きのみ)						

10-12 自動車改造費の助成 市

身

肢体不自由の方が自動車を運転するために必要な改造費が助成されます。



対象者	身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹機能障がい)1級、2級
内　容	自動車の操縦装置の改造費用を助成。限度額 10 万円。
必要書類	【1　申請時　※改造前の申請が必要です】 ①申請書　②身体障害者手帳(コピー可)　③運転免許証(コピー可) ④装置のパンフレット等(改造の箇所が確認できるもの) ⑤見積書(改造分の費用が確認できるもの) ⑥自動車検査証(コピー可　※登録済みの場合のみ)　⑦印鑑 【2　改造後】 ①請求書 ②領収書(原本) ③通帳(コピー可) ④改造箇所が確認できる写真
手続の流れ	1 改造前に、市役所障がい福祉課へ上記【1　申請時】の必要書類を提出する。 2 市役所障がい福祉課での審査の上、決定通知書と請求書の用紙が送付される。(おおよそ 1 週間後) 3 市役所障がい福祉課に、上記【2　改造後】の必要書類を提出する。 4 助成金が口座に振り込まれる。(3 の提出後 30 日以内)
窓　口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

10-13 自動車運転免許取得経費の助成 市

身

身体障がいのある方が自動車運転免許を取得するのに必要な費用の一部が助成されます。



対象者	身体障害者手帳　1～4級
内　容	運転免許取得に要した費用(教習所の料金、免許試験手数料、免許証交付手数料等)の 2/3 を助成。限度額 10 万円。
必要書類	①申請書　②受領証明書又は領収書(原本)　③運転免許証(コピー可) ④身体障害者手帳(コピー可)　⑤通帳(コピー可)　⑥印鑑
手続の流れ	1 運転免許取得後 6 か月以内に、市役所障がい福祉課へ上記の必要書類を提出する。 2 市役所障がい福祉課での審査の上、決定通知書が送付される。(おおよそ 1 週間後) 3 助成金が口座に振り込まれる。(おおよそ 2 週間～4 週間後)
窓　口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

10-14 自動車運転適性相談、検査

身

身体障がいやご病気により運転適性に疑いがある方は、運転適性検査を受ける必要があります。

対象者	次の①～②いずれかに該当する方 ①病気や身体に障がい等がある方で運転免許証を取得しようとする方 ②運転免許取得後に病気や身体に障がい等を負った方 ※視力、視野・深視力、聴力、色彩識別能力、運動能力（四肢又は体幹）
内　容	・病気や身体に障がい等がある方に対する運転免許の相談や適性検査についての教示 （適性検査は予約制で行っております。詳細は窓口へ電話等でお問い合わせください。）
必要書類	運転免許証、障がい者手帳、身分証明書（健康保険証、学生証、パスポート等） （診断書の提出を依頼する場合があります。要否や必要な内容はお問い合わせ時にご説明します。）
窓　口	千葉運転免許センター安全運転相談係 〒261-8560　千葉市美浜区浜田 2-1 電話　＃8080 または 043-274-2000 （音声ガイダンスに従い、1→52→1 の順番でダイヤルしてください。） FAX　043-273-6844 受付時間　月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。） 9:00～16:00



11　日常生活支援

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

11-1　ごみ出しの支援（戸口収集）市

身 知 精



ごみをごみ集積所まで出すことが困難な方は、ご自宅玄関前等まで収集に伺います。

対象者	利用方法
自分でごみをごみ集積所まで出すことが困難な次の①又は②に該当する方の世帯で、他の方の協力を得られない市内在住の方 ※粗大ごみについては、粗大ごみ処理券の購入が必要となります。 ①介護保険の認定（要介護1～要介護5）を受けている方 ②障害者手帳を取得している方のうち、必要と判断した方 ※①、②に該当しない同居人がいる場合は、対象となりません。	収集日の朝 8:00 までに玄関先等の指定の場所にお出しください。 **収集回数** 燃えるごみ…週 1 回 燃えないごみ、有害ごみ、資源物…月 1 回

必要書類	①申請書　②障害者手帳又は介護保険被保険者証（コピー可）
窓　口	習志野市 クリーンセンター管理課　電話 047-453-5374　FAX 047-452-8299 E メールアドレス　gyomu-s@city.narashino.lg.jp 習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

11-2　配食安否確認サービス 市

在宅の高齢者のご自宅に夕食の弁当をお届けします。また、ご本人に手渡しでお届けし安否確認を行います。

対象者	利用者負担額
加齢又は傷病等の理由により居宅において自立した食生活を営むことが困難な方で、次の①～②いずれかに該当する方 ①おおむね 65 歳以上の 1 人暮らしの世帯 ②おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯 	1 食あたり　500 円 （市民税非課税又は均等割のみ課税、生活保護の方は 400 円） **配達日時** 月～金曜日のうち、希望される曜日（祝日・年末年始を除く。）の 15:00～17:00

安否確認	弁当の配達時にご本人が不在であったり、異常が見られた場合には、事前に登録いただいたご家族等の緊急連絡先に連絡します。
その他	・申請受付後、職員（管理栄養士）がご自宅へ訪問したうえで、可否を決定します。 ・どのような弁当かお試し利用でご確認いただくこともできます。（500 円、1 回限り）
窓　口	習志野市 高齢者支援課（市役所 1 階）　電話 047-454-7533　FAX 047-453-9309

11-3　市営住宅の入居優遇 市

身 知 精

障がい者手帳等をお持ちの場合、お住いの住居の状況により、当選確率が高くなる場合があります。

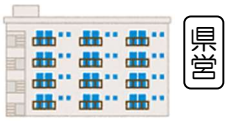
対象者	優遇内容
・身体障害者手帳（1～4級） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※所得制限有り	市営住宅の当選確率が高くなる場合があります。  市営

対象市営住宅	鷺沼、鷺沼台、泉町、東習志野、香澄、屋敷の 6 団地（香澄団地には身体障がい者世帯向け住宅あり）
申込時期	入居登録募集は年 1 回、4 月中旬から下旬にかけて実施
窓　口	習志野市 住宅課（市役所 4 階）　電話 047-453-9296　FAX 047-453-9311

11-4 県営住宅の入居優遇 県

身 知 精

障がい者手帳をお持ちの方が県営住宅に申し込むと、当選確率が高くなります。

対象者	優遇内容
・身体障害者手帳（1～4級） ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※所得制限有り	県営住宅の当選確率が高くなります。 
対象県営住宅	詳細は「県営住宅空家入居募集案内書」参照
申込時期	入居募集は 4、7、10、1 月の年 4 回、募集月の 1～15 日に受付
窓　口	千葉県住宅供給公社　県営住宅管理部募集課　　電話　043-222-9200 〒260-0016　千葉市中央区栄町1-16

11-5 車いすの貸出し（在宅福祉活動支援事業）

車いすを最大 3 か月まで借りることができます。

対象者	貸出期間	利用料
次の①～③のすべてに該当する市内在住の方 ①けがや病気等により、一時的に車いすの利用が必要 ②介護保険や障害者総合支援法等の公的サービスでは車いすを利用できない方 ③在宅生活の方（施設入所中、入院中の方は対象外です。）	最大 3 か月 	1 か月　500 円 （1 週間以内の短期利用は無料）
その他	まずは下記にお電話ください。在庫状況の確認や必要な物のご案内をします。	
窓　口	習志野市社会福祉協議会　生活支援課　　電話 047-452-4161　　FAX　047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1　総合福祉センター2階	

11-6 車いすの貸出し事業

車いすを借りることができます。

対象者	貸出期間	利用料
次の①～②どちらかに該当する方（在宅の方のみ） ①けがや病気等により一時的に車椅子の使用が必要 ※介護保険で車いすを利用できない方 ②障がいをお持ちの 20 才までの方	①最高 3 か月 ②最高 1 年 	①貸与日から 1ヶ月間まで＝500 円 2ヶ月間まで＝1,000 円 3ヶ月間まで＝1,500 円 ②無料
手続きの流れ	1 電話で在庫状況を確認する。　（申請者→協会） 2 協会で申請書を記入し、身分証明書(免許証等)提示のうえ　（申請者→協会） 貸与	
その他	貸出中に車いすの破損や付属品の紛失等があった場合は、修理又は実費弁償が必要です。	
窓　口	（公財）千葉県肢体不自由児協会　　電話　043-245-1732　　FAX　043-245-1742 〒260-0026　千葉市中央区千葉港4-5　千葉県社会福祉センター4階	

11-7 福祉車両の貸出し

車いすのままで乗降できる福祉車両を借りることができます。

対象者	利用回数・時間	利用料
市内にお住まいの車いすを必要とする方	・月 2 回まで ・8:30～17:00 （点検含）	無料

申込期間	・毎月1日より、翌月分の予約受付を開始　・利用希望日の2週間前までに福祉車両の空き状況を確認してください。
その他	運転者が身近にいない場合で、運転ボランティアによる送迎を希望される方は、ご相談ください。 ※運転ボランティア利用の場合は、利用者は原則として、介助者をつけてください。 ※その他、利用条件がありますので、詳細はお問合わせください。
窓　口	習志野市ボランティア・市民活動センター　電話 047-451-7899 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1 総合福祉センター2階（習志野市社会福祉協議会内）

11-8 福祉サービス利用援助事業

福祉サービスの利用契約、金銭管理、財産保全についてサポートを受けられます。

対象者	障がいのある方又は高齢の方で、支援計画の内容が理解できる方		
内　容	①福祉サービス利用援助	介護保険の申請や手続き、事業者との利用契約や利用料金の支払いなど、制度を安心してご利用できるようにサポートします。	
	②財産管理サービス	生活費などの預貯金の出し入れ、公共料金・税金・医療費の支払いなど、暮らしに欠かせないお金の管理をお手伝いします。	
	③財産保全サービス	大切な財産を金融機関の貸金庫に保管します。（年金証書、通帳、不動産権利証、契約書類、実印、銀行印など）	
利用料	①福祉サービス利用援助 ②財産管理サービス	年会費	3,600 円（月額 300 円）
		生活支援員によるサービス費	1 回 1,500 円
	③財産保全サービス	年会費	3,000 円（月額 250 円）
	※生活保護世帯は①～③いずれも無料		
窓　口	習志野市社会福祉協議会　生活支援課　電話 047-452-4161 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1 総合福祉センター2階		



11-9 成年後見制度

判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

対象者		認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方
内　容		・本人の生活、医療、介護、福祉などにおいて、財産管理や契約などの法律行為を行います。 ・家庭裁判所は、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などから成年後見人等を選任します。
種類	法定後見制度	すでに本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が適任者を成年後見人等に選任する制度です。判断能力の程度により、後見(こうけん)、保佐(ほさ)、補助(ほじょ)の3つがあります。 たとえばこんなときに利用できます ・判断能力が低下している障がい者本人が消費者被害にあっているようだ。
	任意後見制度	本人が十分な判断能力があるうちに、能力が低下した場合に備えてあらかじめ公正証書による任意後見契約を結び、任意後見人を決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。 たとえばこんなときに利用できます ・将来認知症になったときには、自分が判断できないことをこの人に決めてほしい。 ・「初期アルツハイマー病」と診断された。病気進行後のことを任せる人を決めておきたい。
窓　口		・法定後見制度…千葉家庭裁判所　電話 043-333-5321　〒260-0013 千葉市中央区中央 4-11-27 ・任意後見制度…最寄りの公証人役場(任意後見監督人選任の申立ては、千葉家庭裁判所)

成年後見制度に関する問合わせ先

名　称	所在地	問合せ・予約
習志野市成年後見センター (習志野市社会福祉協議会)	〒275-0025　習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター2 階	電話　047-452-4161 FAX　047-451-8211
日本司法支援センター千葉地方事務所(法テラス千葉)	〒260-0013　千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる)2 階	電話　0570-078315 (IP 電話利用者)　050-3383-5381
(公社)成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	〒261-0001　千葉市美浜区幸町 2-2-1 千葉司法書士会館内	電話　043-301-7831
(一社)千葉県社会福祉士会・権利擁護センターぱあとなあ千葉	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4 番 5 号 千葉県社会福祉センター5 階	電話　043-238-2866 FAX　043-238-2867

～習志野市役所　障がい福祉課では次の2つの支援を行っています～

1　市長による審判請求

対象者	次の①及び②の両方に該当する方 ①習志野市に住民票がある方(居住地特例含む) ②成年後見制度を必要とし、以下のア・イのいずれかに該当する方 ア. 知的障がい者　イ. 精神障がい者　※65 歳以上の高齢者は高齢者支援課で対応
内　容	配偶者や親族がいないなどの理由で、後見、保佐、補助の制度を利用することが困難な方について、市長が審判請求をすることができます。

2　申立て費用等の報酬の助成

対象者	次の①～③のすべてに該当する方 ①習志野市に住民登録がある方(居住地特例含む。) ②成年後見制度を必要とし、以下のア・イのいずれかに該当する方 ア. 知的障がい者　イ. 精神障がい者　※65 歳以上の高齢者は高齢者支援課で対応 ③生活保護を受けている方又は費用の負担が困難な方＋財産 100 万円未満
内　容	審判申立て時の費用や成年後見人等に支払うべき報酬等を助成します。
窓　口	習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用)

11-10 ストラップ型ヘルプマーク、ヘルプカード 県

障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の人に知らせるためのものです。

対象者	・外見からは援助等を必要としていることが分かりにくい方 （義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、 妊娠初期の方、認知症の方など） ・突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方 ・視覚障がいや聴覚障がい等の状況把握が難しい方　など
利用方法	・ストラップ型ヘルプマーク…カバン等に付けて周囲の人にわかるようにします。 ・ヘルプカード…カードに名前、連絡先、障がい名、配慮してほしいことなどを記入し、携帯します。
配布場所	障がい福祉課（市役所１階）　※数に限りがあり、在庫がない場合があります。郵送配布は行っていません。
お問合せ	習志野市 障がい福祉課（市役所１階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用） 千葉県 障害者福祉推進課　電話 043-223-2340　FAX 043-221-3977



ストラップ型
ヘルプマーク



ヘルプカード

見つけた方はこんな手助けを

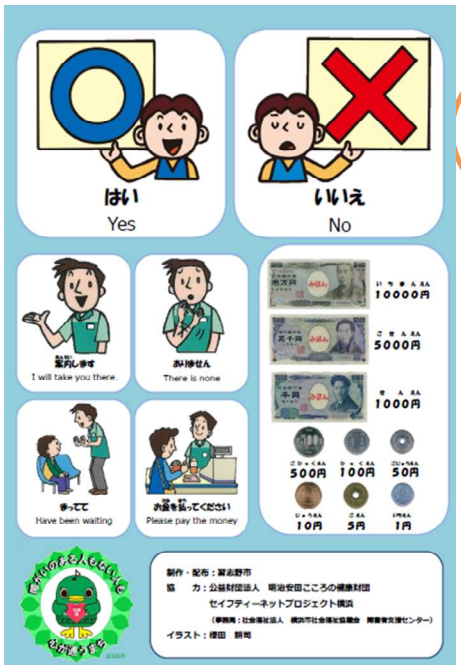
- 電車やバスで席をお譲りください。
- 駅や商店施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。

11-11 習志野市オリジナル「コミュニケーションボード」

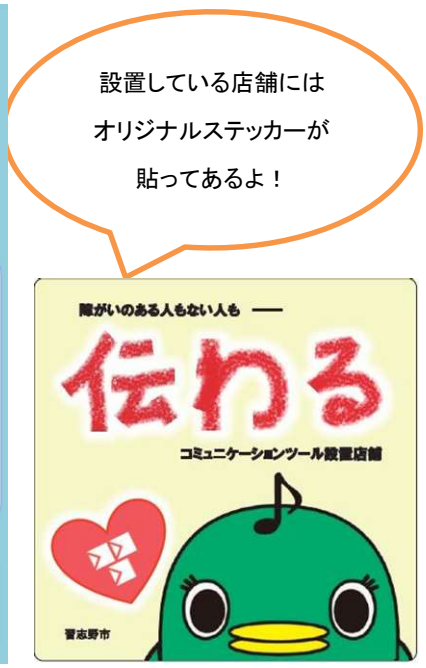
障がいのある人など、言葉で上手く意思や状況を伝えられない場合に、わかりやすいイラストを指差しながら意思を伝えるツールの一つとして、「コミュニケーションボード」を用意し、市内の協力店などに設置しています。



コミュニケーションボード（表面）



コミュニケーションボード（裏面）



ステッカー

対象者	事業者
必要書類	コミュニケーションボード申込書を障がい福祉課へ提出
窓　口	習志野市 障がい福祉課（市役所１階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

12　障がい別支援（①聴覚）

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

12-1　意思疎通支援（手話、要約筆記）国　身　聴覚

聴覚障がいのある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

対象者	内　容	利用料
・聴覚障がい者 ・その他市長が必要と認める方 	手話通訳者又は要約筆記者をご指定の場所に派遣し、意思疎通の支援を行います。 ※事前に利用登録申請の手続きが必要です。 ※緊急時や遠方での通訳については、状況に応じて対応しますので、ご相談ください。	無料 （手話通訳者等の入場料や参加費が必要な場合は、ご負担いただきます。）

必要書類	①申請書　②身体障害者手帳（コピー可）
手続きの流れ	1 3日前までに申請書を提出する。（窓口又はFAX）（申請者→障がい福祉課） 2 ご自宅に決定通知書が送付される。（障がい福祉課→申請者） 3 ご指定の日時、場所で合流し、通訳等を行います。（申請者、手話通訳者等→待ち合わせ場所）
窓　口	習志野市　障がい福祉課（市役所1階）　電話　047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用） Eメールアドレス　tyokaku@city.narashino.lg.jp　（聴覚障がい者専用）

12-2　電話リレーサービス　身　聴覚

聴覚障がい者、言語障がい者と聞こえる人との会話を通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

対象者	内　容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 ※障害者手帳の所持は問いません。	・法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。 ・24時間365日対応なので、かけたい時にいつでも電話でき、相手からの電話も受け取れます。 ・仕事のやり取りや急な困りごとをはじめ、災害時や緊急時に110、119、118へ連絡できます。 ※事前の利用登録手続きが必要です。	通話料は、発信者の負担となります。 聴覚障がい者、言語障がい者は、2通りの料金体系から選んでください。 〈月額料なしプラン〉 月額料：無料 通話料：16.5円/分（固定電話着） 44円/分（携帯電話着） 〈月額料ありプラン〉 月額料：178.2円/月 通話料：5.5円/分（固定電話着） 33円/分（携帯電話着） ※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。

手続きの流れ	①お持ちのインターネットにつながる端末（スマートフォン、タブレットなど）に電話リレーサービスのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。パソコンをご利用の方は郵送での申請が可能です。 ②後日、電話リレーサービス用電話番号が郵送されます。
窓　口	総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　（一財）日本財団電話リレーサービス 電話リレーサービス　カスタマーセンター（年末年始を除く 9:30~17:00） HP https://www.nftrs.or.jp/contact/（手話・文字チャット・メールでお問合せができます） 電話　0120-528-071 FAX 03-6275-0913
その他	高齢の方やスマートフォンに慣れていない方など、利用者登録が難しい方向けに、個別の相談を行っております。 専用アドレス:trs-kakudai@chibadeaf.or.jp　FAX　043-308-5562

12-3 ヨメテル

身 聴覚

電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字で読むことができる電話アプリです。

対象者	内　容	利用料
電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人 ※障害者手帳の所持は問いません。	・法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。 ・24 時間 365 日対応なので、かけたい時にいつでも電話でき、相手からの電話も受け取れます。 ・仕事のやり取りや急な困りごとをはじめ、災害時や緊急時に 110、119、118 へ連絡できます。 ※事前の利用登録手続きが必要です。	通話料は、発信者の負担となります。 2 通りの料金体系から選んでください。 〈月額料なしプラン〉 月額料：無料 通話料：16.5 円/分(固定電話着) 44 円/分(携帯電話着) 〈月額料ありプラン〉 月額料：178.2 円/月 通話料：5.5 円/分(固定電話着) 33 円/分(携帯電話着) ※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。
手続きの流れ	①お持ちのインターネットにつながる端末(スマートフォン)にヨメテルのアプリをダウンロードし、利用者登録をしてください。 ②オンラインにて本人確認が認証されたら、すぐに番号が発行されます。	
窓　口	総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　(一財)日本財団電話リレーサービス ヨメテル　カスタマーセンター(年末年始を除く 9:30~17:00) HP https://www.yometel.jp/contact (文字チャット・ビデオ通話・メールでお問合せができます) 電話 0120-328-123	

12-4 FAX119 番通報、病院案内 市

身 聴覚

電話で 119 番通報ができない方は、FAX で 119 番通報ができます。

対象者	内　容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 	ちば北西部消防指令センターでは、救急車や消防車の 119 番通報を、FAX でも受け付けています。 習志野市消防本部では、病院の問い合わせについて FAX でも受け付けています。 	無料 (通信料はかかります。)
手続きの流れ	①事前の登録手続き等は必要ありません。 ②「FAX119 通報書」に通報内容(火事・救急・その他、住所、氏名、FAX 番号、何があったのか)を書いて、**119 番へ FAX** を送ってください。FAX を受信後、返信の FAX が送られてきて消防車や救急車等が向かいます。 ※「FAX119 通報書」は、市役所障がい福祉課でお配りしています。 ※「FAX119 通報書」がないときは、任意の用紙に通報内容を記入して送ってください。 ③火事の場合は、FAX を送信後、すぐに安全な場所に逃げてください。	
その他	①状況に応じて、手話通訳者等が自宅や病院等へ伺います。 ②病院の問い合わせは、習志野市中央消防署の直通 FAX(047－451－6569)で受け付けています。 ③市役所閉庁時に、緊急で手話通訳者等が必要な場合の派遣依頼も、習志野市中央消防署の直通 FAX(047－451－6569)で受け付けています。	
窓　口	習志野市中央消防署　　電話 047-452-1212　FAX 047-451-6569	

12-5 NET119 緊急通報システム 市

身 聴覚

音声通話で 119 番通報ができない方は、スマートフォン等の電子文字情報で 119 番通報ができます。

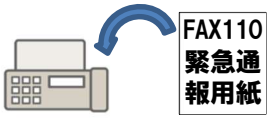
対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 	ちば北西部消防指令センターでは、救急車や消防車の 119 番通報をインターネットに接続可能なスマートフォンや携帯電話等で受け付けています。 指令センターとチャット形式で 119 番通報をやりとりします 	無料 （通信料はかかります。）

手続きの流れ	①ご利用するには事前の登録手続きが必要となります。 ②登録をご希望の方は、所定の申請書をご記入いただき、下記窓口へ提出してください。 ③登録の手続きについては、NET119 に対応しているスマートフォンや携帯電話等から、メールの送受信にて行います。 ④登録が完了したのち、消防本部にて登録内容の確認を行い、承認のメールを送信します。 ⑤受信したメールに添付されている URL をスマートフォン等のホーム画面やブックマーク等に登録して、緊急時にすぐ使用できるようにします。 ⑥登録完了後は、練習通報を実施して使用方法を確認してください。
その他	①利用対象者は、聴覚・言語機能の障がいがあり、市内在住の中学生以上の方となります。 ②未成年の方は、保護者同伴又は保護者の方が申請してください。 ③迷惑メールの設定をしている方は、設定の変更が必要となる場合があります。 ④申請及び登録手続きについては、直接、下記窓口にて行ってください。 ⑤NET119 の詳細については、消防本部のホームページをご覧いただくか、下記窓口へお問い合わせください。
窓 口	習志野市消防本部警防課（消防庁舎 3 階） 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 電話 047-452-1283 FAX 047-451-6569

12-6 FAX110 番緊急通報 県

身 聴覚

音声による 110 番通報が困難な方は、FAX で 110 番通報ができます。

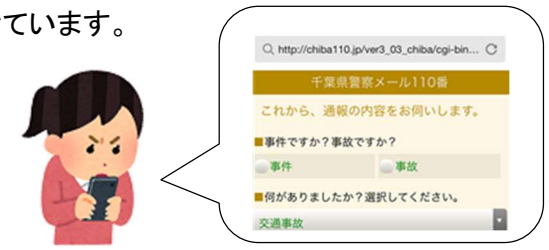
対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	千葉県警察では、事件や事故の 110 番通報を FAX でも受け付けています。 	無料 （通信料はかかります。）

手続きの流れ	①「FAX110 番緊急通報用紙」に通報内容（泥棒、交通事故など）、住所、氏名、FAX 番号、を記入して、0120-110-294 へ FAX を送ってください。 ※「FAX110 番緊急通報用紙」がないときは、任意の用紙で結構です。 ※「FAX110 番緊急通報用紙」は、市役所障がい福祉課でもお配りしています。 ②必要に応じて警察署・交番等から連絡をする場合があります。
その他	事前の登録手続きは必要ありません。
窓 口	千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110（代表） FAX 0120-110-294 習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用） Eメールアドレス tyokaku@city.narashino.lg.jp（聴覚障がい者専用）

12-7 メール 110 番システム 県

身 聴覚

音声による 110 番通報が困難な方は、携帯電話やパソコンのインターネットを使用して 110 番通報ができます。

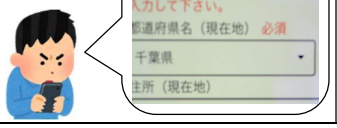
対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 	千葉県警察では、事件や事故の 110 番通報を、メールでも受け付けています。 	無料 （通信料はかかります。）

手続きの流れ	①「千葉県警察メール 110 番」(https://chiba110.jp) へアクセスする。 ②必要事項を入力して、送信する。 ③通信指令室と文字対話形式による質疑応答により、詳しい内容を通報することができます。
その他	・事前の登録手続きは必要ありません。 ・画像の送信も可能です。
窓 口	千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110（代表） FAX 0120-110-294 習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) Eメールアドレス tyokaku@city.narashino.lg.jp（聴覚障がい者専用）

12-8 110 番アプリシステム 県

身 聴覚

音声による 110 番通報が困難の方は、スマートフォンなどを利用して 110 番通報ができます。

対象者	内 容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者 	警察では、事件や事故の 110 番通報をスマートフォンなどのアプリケーションでも受け付けています。 ※「練習モード」で通報要領の確認ができます。 	無料 （通信料はかかります。）

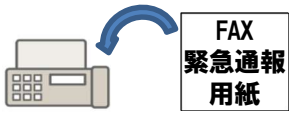
手続きの流れ	①iPhone の方は AppStore から、Android の方は GooglePlay で「110 番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。 ※フィーチャーフォンを持っている方は、インターネット上のウェブページからアクセスすることができます。 ②説明に沿って氏名・電話番号・パスワード等を入力してください。 ③通信指令室と文字対話形式による質疑応答により詳しい内容を通報することができます。
その他	・事前の登録手続きが必要です。 ・ボタン操作のみ外国語の対応で、通報は日本語のみになります。
窓 口	千葉県警察本部 通信指令課 電話 043-201-0110（代表） FAX 0120-110-294 習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階) 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) Eメールアドレス tyokaku@city.narashino.lg.jp（聴覚障がい者専用）

12-9 FAX によるガス漏れ通報

身 聴覚

電話で通報が困難な方は、FAX でガス漏れ通報ができます。

対象者	内　容	利用料
・聴覚障がい者 ・言語障がい者	習志野市企業局では、ガス漏れ通報を FAX でも受け付けています。	無料 （通信料はかかります。）

手続きの流れ	①「耳や言葉のご不自由なお客さま専用　ガス漏れ通報　ファックス連絡用紙」に通報内容、住所、氏名、FAX 番号を記入して、047-477-8984（平日　日中（8:30～17:00）） または、047-475-3251（土日祝日・平日　日中以外）へ FAX を送ってください。 ②受け取り後折り返しFAXさせていただきます。 連絡用紙は習志野市ホームページに掲載されています。印刷してご利用ください。 習志野市ホームページ「ガスくさいとき」 https://www.city.narashino.lg.jp/kigyoukyoku/about/gas/smell_gas.html
その他	事前の登録手続きは必要ありません。  ≪安全確保のためのお願い≫ ①火は使わないでください。また、換気扇や照明などの電気製品は操作しないでください。 ②部屋の中でガス臭い場合、窓を開けて換気してください。できない場合は屋外へ避難してください。 ③ガス機器に接続されたガス栓やガスメーターの元栓を閉めてください。
窓　口	習志野市企業局　ガス水道保安課 電話 047-475-3321（代表） FAX 047-477-8984（平日　日中（8:30～17:00）） FAX 047-475-3251（土日祝日・平日　日中以外）

12-10 聴導犬の給付 県

身 聴覚

聴覚障がいのある方のために、ブザー音、電話の呼出音、人の声等を聞き分け、必要によって音源への誘導を行う聴導犬の給付が受けられます。

対象者	内　容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に 1 年以上居住する 18 歳以上の方 ②聴覚障がい　2級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められること ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が 396 万円以下 ⑤聴導犬を適切に利用し、飼育できること ⑥家屋の所有者又は管理者の承認があること	聴導犬を給付 	無料

必要書類	①申請書　②同意書（家屋所有者又は管理者）
手続きの流れ	1 ①申請書、②同意書を提出する。（申請者→障がい福祉課→県） 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考（県→障がい福祉課→申請者） 3 聴導犬に関わる訓練を受ける。（申請者） 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。（県→障がい福祉課→申請者） ※別途、犬の登録が必要です。
窓　口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851 (聴覚・言語障がい者専用) 犬の登録 クリーン推進課(市役所4階)　電話 047-453-5579 FAX 047-453-7384

12-11 手話通訳者の設置

身 聴覚

障がい福祉課では、手話通訳のできる職員が在籍しており、事前予約をしていただくと、窓口等での相談対応が可能です。詳しくは、下記のアドレス等へご連絡ください。

窓　口	習志野市　障がい福祉課(市役所１階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851(聴覚･言語障がい者専用) Eメールアドレス　tyokaku@city.narashino.lg.jp　(聴覚障がい者専用)

12-12 軽度･中等度難聴児補聴器購入費助成 県

身 聴覚

難聴のお子さんで、身体障害者手帳に該当しない場合に、補聴器の購入費用の一部が助成されます。

対象者	内　容
次の①～④すべてに該当する 18 歳未満の方 ①習志野市内に住所があること ②両耳の聴力レベルが原則として 30dB 以上 70dB 未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと ③補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断していること ④同一世帯内に市民税の所得割額が 46 万円以上の方がいないこと	税抜きの補聴器購入額(基準価格内)に、1.03 を乗じた額の 2/3 を助成します。 ※千円未満切り捨て

基準価格

補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの(補聴器本体以外)	耐用年数
軽度･中等度難聴用ポケット型	43,200 円	イヤモールド※1	5 年
軽度･中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケット型	43,200 円		
高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
重度難聴用ポケット型	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳あな型(レディメイド)	87,000 円	―	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	―	
骨導式ポケット型	70,100 円	①骨導レシーバー ②ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	平面レンズ※2	
FM 型補聴器の場合、右のものを追加できます。	①FM 型受信機 80,000 円 ②ワイアレスマイク 98,000 円 ③オーディオシュー 5,000 円		

※1 イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除く。
※2 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,600 円を除く。

必要書類

【申請時】 ①申請書　②医師の意見書　③見積書　④印鑑　⑤通帳(申請者である保護者名義)
※購入前の申請が必要です。
【購入後】 ⑥請求書　⑦領収書

手続きの流れ

1. 下記窓口へ問い合わせをする。(申請者→障がい福祉課)
2. 上記「必要書類【申請時】」の①～⑤を提出する。(申請者→障がい福祉課)
3. 審査の上、交付決定通知書が送付される。(障がい福祉課→ご自宅へ郵送)
4. 補聴器を購入する。(申請者)
5. 上記「必要書類【購入後】」の⑥と⑦を提出する。(申請者→障がい福祉課)
6. 助成金が口座に振り込まれる。(障がい福祉課→申請者又は販売業者)

窓　口

習志野市 障がい福祉課(市役所１階)　電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851(聴覚･言語障がい者専用)
Eメールアドレス　tyokaku@city.narashino.lg.jp(聴覚障がい者専用)





12-13 高齢者の補聴器購入費用助成

身 聴覚

聴力機能の低下により日常生活に支障が生じている高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者	内　容
下記①～④の要件に該当する方 ①補聴器購入日において、習志野市に住民票があり、現に居住している 65 歳以上の方 ②聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方（申請中の方は助成対象外） ③医師により補聴器の使用が必要と認められた方 ④市町村民税が非課税の方	20,000 円を上限として購入費用を助成。 ※1 人 1 回限り。 ※片耳、両耳問わず上限は 20,000 円。 ※助成対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ。 （集音機・附属品購入費・修理費用等は対象外）
必要書類	①申請書　②医師が発行した証明書 ③領収書（補聴器購入費用を支払ったことを証しており、購入日、購入者氏名、購入額及び購入品目が記載されている書類） ※当該年 1 月 1 日現在、市外に住民票があった方は、前住所地の非課税証明書の提出が必要。 ※申請書の提出期限は、補聴器を購入した日から翌年 3 月 31 日まで。
手続きの流れ	1 下記窓口へ問い合わせをする　（申請者 → 高齢者支援課） 2 耳鼻咽喉科を受診し、医師が発行した証明書を取得する　（申請者） 3 補聴器を購入する　（申請者） 4 上記必要書類を提出する　（申請者 → 高齢者支援課） 5 助成金が口座に振り込まれる　（高齢者支援課 → 申請者）
窓　口	習志野市 高齢者支援課（市役所1階） 電話 047-453-9225 FAX 047-453-9309

12-14 その他の聴覚障がい者支援

身 聴覚

名　称	対象者	内　容	窓　口
ろうあ者日曜教室	聴覚障がい者	社会生活に必要な知識及び芸術文化に関する講座の開催を支援	(福)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター 電話 043-308-6372 FAX 043-308-5562
ろうあ者相談事業	聴覚障がい者及び関係者	健康・医療・就労など日常生活一般の相談を行う。	
無料法律相談コーナー	聴覚障がい者及び関係者	法律に関する問題など聴覚障がい者の弁護士につなぎます。（予約制 1 人当たり 45 分間）	
聴覚障害者向け映像ライブラリー	・聴覚障がい者（児）及び家族 ・聴覚障がい者団体、施設、教育機関	DVD1 回 6 本まで、貸出期間は 10 日間以内（登録制で貸出料は無料、返送料は自己負担）	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12
ろうあ者 指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	聴覚障がい者（児）及び関係者	障害福祉サービスの利用計画、各種福祉サービスの紹介等	
※手話通訳等の派遣が必要な場合は、習志野市障がい福祉課までご相談ください。			

13　障がい別支援（②視覚）

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

13-1　広報習志野（声の広報、点字広報）　市　身　視覚

視覚障がいのある方にも「広報習志野」の内容を確認していただけるようCD版や点字版の広報を郵送します。

対象者	内　容	利用料
視覚障がい者 CD版…1級、2級 点字版…1級～6級 ナラシド♪ 	①「広報習志野」を読み上げたCD版又は点訳した点字版をご自宅に郵送します。毎月2回（1日号、15日号）。 ②「ふくし習志野」を読み上げた CD 版又は点訳した点字版をご自宅に郵送します。年4回。	無料 
その他	声の広報（CD版）は視覚障がい者用ポータブルレコーダーでのみ再生可能です。	
窓　口	①習志野市　障がい福祉課（市役所1階）　電話 047-453-9206　FAX 047-453-9309 ②習志野市社会福祉協議会　企画総務課　電話 047-452-4161　FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1　総合福祉センター1階	

13-2　県民だより（声の広報紙、点字広報紙）　県　身　視覚

視覚障がいのある方にも「県民だより」の内容を確認していただけるよう、CD版や点字版の広報を郵送します。

対象者	内　容	利用料
視覚障がい者 チーバくん 	「ちば県民だより」や「ちば県議会だより」等から記事を編集し、発行された声の広報紙又は点字広報紙をご自宅に郵送します。毎月1回。	無料 
その他	・声の広報紙→テープまたはCD-RWに録音　・点字広報紙→点字用紙に印刷	
窓　口	視覚障害者総合支援センターちば（（福）千葉県視覚障害者福祉協会） 電話 043-424-2501　〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

13-3　中途視覚障害者自立更生支援事業　県　身　視覚

中途視覚障がいの方に、歩行、日常生活動作、コミュニケーションの能力回復のための支援を行います。

対象者	内　容	訓練の方法
視覚障がい者 （18歳以上） 	①歩行訓練 屋内での移動訓練、白杖を使用しての屋外の歩行訓練 ②日常生活動作訓練 身辺管理、家事管理等の日常生活動作の訓練 ③コミュニケーション訓練 点字訓練、音声ワープロ訓練、電子メール利用訓練など ④相談 補装具（白杖の選定等）、日常生活用具やその他サービスに関する相談など	・専門職員がご自宅へ訪問 ・通所による訓練 **訓練の期間** 最長1年（訓練ごと） **利用料** 無料（ただし、ご本人の移動に伴う交通費、食費等は自己負担となります。）
窓　口	申込み…習志野市　障がい福祉課（市役所1階）　電話 047-453-9206　FAX 047-453-9309 問合せ…視覚障害者総合支援センターちば（（福）千葉県視覚障害者福祉協会） 電話 043-424-2582　〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

13-4 視覚障害者社会生活訓練教室開催事業 県

身 視覚

視覚障がいのある方に、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設けています。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者 （主に女性）	①教養、趣味に関すること（手芸・編み物・アロマテラピー） ②その他、盲婦人の家庭生活に必要なもの	無料 （材料費等は実費負担）
視覚障がい者	①スポーツ教室 卓球（サウンドテーブルテニス） 野球（グランドソフトボール） ②ボウリング大会 ③カラオケ交流会 ※囲碁、将棋、健康麻雀、コーラス等のサークル紹介もしています。	無料
窓 口	（福）千葉県視覚障害者福祉協会 電話（代表） 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

13-5 視覚障がい者 点字教室 県

身 視覚

点字を勉強したい視覚障がいのある方に対して、点字教室を開設しています。

対象者	内 容	日 時
視覚障がい者 	点字の読み書き習得のため、マンツーマンの個別指導で支援	原則毎月第 1・第 3 水曜日 10:00～12:00、 13:00～15:00 この他の曜日・時間については応相談
		利用料
		無料
窓 口	（福）千葉県視覚障害者福祉協会 電話（代表） 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

13-6 視覚障がい者 IT 教室 県

身 視覚

視覚障がいのある方の読み書き、コミュニケーション手段の向上のために、IT 教室を開設しています。

対象者	内 容	日 時
視覚障がい者 	・画面読み上げソフトを使用したパソコンの操作方法、メール・インターネット・ワード・エクセルの使用方法 ・iPhone やスマートフォンの操作方法	下記窓口の①～③の各教室に直接お問い合わせください。
		利用料
		無料
窓 口	①㈱あかね 電話 047-333-7285 〒273-0035 船橋市本中山3-22-22 ATビル1F ②NPO法人 トライアングル西千葉 電話 043-206-7101 〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台2-6-1 京成稲毛ビル205号 ③（福）千葉県視覚障害者福祉協会 電話 043-424-2546 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば内	

13-7 穴あき封筒の使用 市

身 視覚

市役所障がい福祉課の封筒には、目の不自由な方にもわかりやすいよう丸い穴が開いています。

13-8 盲導犬の給付 県

身 視覚

視覚障がいのある方が外出しやすくなるよう、盲導犬の給付が受けられます。

対象者	内 容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に 1 年以上居住する 18 歳以上の方 ②視覚障がい 1級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められること ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が 396 万円以下 ⑤盲導犬を適切に利用し、飼育できること ⑥家屋の所有者又は管理者の承認があること	盲導犬を給付 	無料

必要書類	①申請書 ②同意書（家屋所有者又は管理者）
手続きの流れ	1 ①申請書、②同意書を提出する。（申請者→障がい福祉課→県） 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考（県→障がい福祉課→申請者） 3 盲導犬に関わる訓練を受ける。（申請者） 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。（県→障がい福祉課→申請者） ※別途、犬の登録が必要です。
窓 口	習志野市 障がい福祉課(市役所1階) 電話 047-453-9206 FAX 047-453-9309 犬の登録 クリーン推進課(市役所4階) 電話 047-453-5579 FAX 047-453-7384

13-9 点字・音声即時情報ネットワーク 県

身 視覚

視覚障がいのある方に、パソコン等を利用して点字や音声による情報を提供します。

対象者	内 容	利用料
視覚障がい者	毎日の経済・社会・福祉関係のニュースを点字印刷物・電話ナビゲーション・電子メールで提供	無料
窓 口	（福）千葉県視覚障害者福祉協会 電話（代表） 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3	

13-10 視覚障がい者 相談支援室 県

身 視覚

視覚障がいのある方が、生きがいを持って生活できるよう、視覚障がいの当事者が相談に当たります。

対象者	内 容	日 時	利用料
視覚障がい者	視覚障がいのある方、ご家族、関係者からの各種ご相談に、視覚障がいの当事者が経験を踏まえて応じます。	原則（第 1,第 2,第 3）水曜日 10:00～16:00	無料
窓 口	（福）千葉県視覚障害者福祉協会 電話（代表） 043-421-5199 FAX 043-421-5179 〒284-0005 四街道市四街道1-9-3 電話（視覚障害者のための相談支援室直通） 043-421-6910 080-7153-8228		

13-11 視覚障がい者用図書の貸出し 市 身 視覚

通常の活字での読書が難しい方にも読書を楽しんでいただけるよう、録音図書等の貸出しを行っています。

対象者	内　容	利用料
視覚障がい者等	録音図書、点字図書の貸出し（郵送やお届け可）等	無料
窓　口	申込み・問合せ…習志野市立中央図書館 電話　047-475-3213　〒275-0012　習志野市本大久保3-8-19	

13-12 視覚障がい者用図書の貸出し 身 視覚

通常の活字での読書が難しい方に、ボランティア団体が録音図書の貸出しを行っています。

対象者	内　容	利用料
視覚障がい者	①習志野市愛朗会による、録音図書の貸出し ②朗読サークル言の葉会による、録音図書の貸出し、季刊オリジナル CD「言の葉だより」の貸出し	無料
窓　口	問合せ…習志野市ボランティア・市民活動センター 電話 047-451-7899	

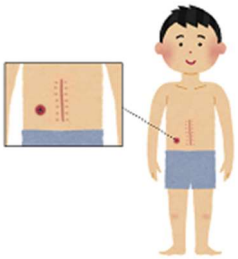
14　障がい別支援（③その他）

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

14-1　オストメイト社会適応訓練　県

身　ぼうこう・直腸

オストメイトの方がストーマ用装具を使用できるよう、講習、相談会等を行います

対象者	内　容	利用料
人工肛門・人工膀胱を造設した方 	ストーマ用装具の使用や社会生活上の基本的事項に関する講習を開催し、相談に応じます。	無料
窓　口	（公社）日本オストミー協会　千葉県支部　電話　043-309-7571　FAX　043-309-7572 〒260-0026　千葉市中央区千葉港4-5　千葉県社会福祉センター4階	

14-2　オストメイトトイレ設置場所

身　ぼうこう・直腸

	設置場所	所在地
1	実花公民館（1 階）	東習志野 6-7-2
2	京成実籾駅（駅構内）	実籾 1-1-1
3	習志野市役所（1 階）	鷺沼 2-1-1
4	習志野市消防庁舎（1 階）	鷺沼 2-1-43
5	京成大久保駅（駅構内）	本大久保 3-10-1
6	習志野保健所（習志野健康福祉センター）（1 階）	本大久保 5-7-14
7	JR津田沼駅（駅構内）	津田沼 1-1-1
8	京成津田沼駅（駅構内）	津田沼 3-1-1
9	京成津田沼駅ビル　サンロード津田沼（6 階）	津田沼 5-12-12
10	香澄公園（管理棟裏）	香澄 5-16-1
11	JR 新習志野駅（駅構内）	茜浜 2-1-1
12	JR 新習志野駅前自転車等駐車場（1 階）	茜浜 2-1-1
13	総合福祉センターⅡ期棟　さくらの家・いずみの家（1 階）	秋津 3-4-1
14	ひまわり発達相談センター	秋津 3-5-1
15	谷津干潟自然観察センター（1 階）	秋津 5-1-1
16	谷津公民館（1 階）	谷津 4-7-10
17	京成谷津駅（駅構内）	谷津 5-4-5
18	プラッツ習志野（北館 1 階、2 階、南館 1 階、市民ホール）	本大久保 3-8-19
19	東部体育館（1 階）	東習志野 3-4-5

※上記以外にも、ショッピングモールなど、多くの民間施設にもオストメイトトイレは設置されています。

14-3 音声機能障害者発声訓練 県

身 音声

咽頭摘出等により声を失った方に対して、第 2 の声を習得するための発声訓練を行います。

対象者	内　容	利用料
咽頭等摘出者	原則として毎週金曜日の午後に発声講習会を開催して、発声訓練を行っています。	受講に係る費用は不要。 京葉喉友会への入会を希望する場合は、入会金 3,200 円、年会費 3,000 円が必要となります。
窓　口	京葉喉友会事務局　E-mail　ishibashi.2413@vega.ocn.ne.jp	

14-4 介助犬の給付 県

身 肢体不自由

肢体不自由の方のために、落とした物を拾う、ドアの開閉、指示された物を持ってくる、人を呼びに行く等の日常生活の手助けをする介助犬の給付が受けられます。

対象者	内　容	利用料
次の①～⑥すべてに該当する方 ①県内に 1 年以上居住する 18 歳以上の方 ②肢体不自由　1級、2級 ③就労等社会活動への参加に効果があると認められる ④本人又は同一世帯の扶養義務者の前年分所得税額が 396 万円以下 ⑤介助犬を適切に利用し、飼育できる ⑥家屋の所有者又は管理者の承認がある	介助犬を給付 	無料

必要書類	①申請書　②同意書（家屋所有者又は管理者）
手続きの流れ	1 ①申請書、②同意書を提出する。（申請者→障がい福祉課→県） 2 千葉県での審査の上、給付候補者を選考。（県→障がい福祉課→申請者） 3 介助犬に関わる訓練を受ける。（申請者） 4 訓練結果に基づき、給付が決定される。（県→障がい福祉課→申請者） ※別途、犬の登録が必要です。
窓　口	習志野市　障がい福祉課（市役所1階）　電話　047-453-9206　FAX　047-453-9309 犬の登録　クリーン推進課(市役所4階)　電話　047-453-5579　FAX　047-453-7384

14-5 訓練器具の貸与

身 肢体不自由児

在宅の肢体不自由児に、訓練器具をお貸しします。

対象者	内　容	貸与期間	利用料
20 歳以下の肢体不自由児（施設入所していない方）	訓練器具（訓練イス、歩行器等）を借りることができます。	訓練器具（2 年以内）	無料

必要書類	①申請書　②医師の意見書
手続きの流れ	1 電話で在庫状況を確認する。（申請者→協会） 2 郵送された申請書に記入し、返送する。（申請者→協会） 3 貸与の決定通知が郵送される。（協会→申請者） 4 協会まで受け取りに行く。（申請者→協会） 
その他	千葉県肢体不自由児協会では、お子様の療育相談も行っています。お気軽にご相談ください。
窓　口	（公財）千葉県肢体不自由児協会　電話　043-245-1732　FAX　043-245-1742 〒260-0026　千葉市中央区千葉港4-5　千葉県社会福祉センター4階

14-6 在宅人工呼吸器療養者支援事業 難

難病患者の方が人工呼吸器関連機器を購入する場合に補助金が交付されます。

<table>
<tr><th>対象者</th><th colspan="2">内　容、助成額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">下記の①及び②を満たす方
①千葉県内に住所を有する方
②在宅で人工呼吸器を使用する難病患者（指定難病、小児慢性特定疾病）で、主治医が必要と認める方</td><td colspan="2">購入額又は基準額のうち少ない方の 8 割を補助
（千円未満切捨て）
※市町村の補助対象とならないもの</td></tr>
<tr><td>対象医療機器の種類</td><td>基準額</td></tr>
<tr><td>吸引器</td><td>170,000 円</td></tr>
<tr><td>吸入器</td><td>170,000 円</td></tr>
<tr><td>パルスオキシメーター</td><td>200,000 円</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td colspan="2">【申請時】①申請書　②内訳書　③患者状況調べ　④見積書（2社以上）　⑤機器のカタログ
【請求時】⑥請求書　⑦口座振替依頼書
【購入後】⑧報告書　⑨領収書</td></tr>
<tr><td>手続きの流れ</td><td colspan="2">1 上記【申請時】の①～⑤の必要書類を提出する。　（申請者→千葉ヘルス財団）
2 交付決定通知書が送付される。　（千葉ヘルス財団→ご自宅へ郵送）
3 上記【請求時】の⑥、⑦の必要書類を提出する。　（申請者→千葉ヘルス財団）
4 助成金が口座に振り込まれる。　（千葉ヘルス財団→申請者）
5 医療機器を購入する。　（申請者）
6 上記【購入後】の⑧、⑨の必要書類を提出する。　（申請者→千葉ヘルス財団）</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td colspan="2">（公財）千葉ヘルス財団　事務局　　電話　043-223-2663　　FAX　043-224-8910
〒260-8667　千葉市中央区市場町1-1　千葉県健康福祉部疾病対策課内（千葉県庁11階）</td></tr>
</table>

15　就労支援

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

15-1　ハローワーク船橋　身 知 精 難

ハローワークでは障がいのある方専門の就職支援を行っています。また、企業には、従業員の一部は障がいのある人を雇用することが義務付けられているため、手帳をお持ちの方は障がい者限定の求人情報を探すこともできます。

対象者	内　容
・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい ・難病 ※手帳の有無は問いません 	①職業相談（仕事の探し方、履歴書の書き方） ②障がい者の求職登録 ③職業紹介（希望や適性に応じた仕事の紹介） ④新たな技能を身につけるための職業訓練（受講料無料）の案内 ⑤職業能力や仕事の適性を把握するための職業評価（無料）の案内 ⑥就職後のサポート

必要書類	障がい者手帳（お持ちの方のみ）又は主治医の意見書等
窓　口	ハローワーク船橋（第二庁舎）　専門援助部門　　電話 047-420-8609（部門コード 45＃） FAX 047-420-2260　〒273-0005 船橋市本町 2-1-1　船橋スクエア 21 ビル 7 階

15-2　千葉障害者職業センター　身 知 精 難

ハローワークと連携しながら、就職や職場復帰の支援を行っています。

対象者	内　容
①障がいのある方 ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・難病 ・高次脳機能障がい ・発達障がい  ※障がい者手帳の所持の有無は問いません ②障がいのある方を雇用している（雇用したい）会社の方 ③就労支援機関等の支援者の方	就職・復職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連のサービスをハローワーク、就労支援機関、医療機関、教育機関等の関係する機関と連携し行います。 （相談例） ・自分の特徴や体調を踏まえて無理なく働く方法を考えてみたい ・自分の力が発揮できる働き方を考えたい ・疲労・ストレスについて、自分にあった対処方法を知りたい ・職場に配慮してほしい内容を整理して、あらかじめまとめておきたい ・ジョブコーチ支援や職業準備支援などの利用を検討したい ・復職前に少しウォーミングアップしてから職場復帰したい

必要書類	・障がい者手帳（お持ちの方のみ） ・相談等の予約時にあらかじめお伝えしたもの
その他	・完全予約制のため、まずはお電話等でセンターへご連絡ください。 ・無料。センターまでの交通費、昼食代は自己負担になります。
窓　口	千葉障害者職業センター　　電話 043-204-2080　　FAX 043-204-2083 〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3　ハローワーク千葉合同庁舎 4 階

15-3 障害者就業・生活支援センター　あかね園　身 知 精

障がいのある方の就職と生活の支援を一体的に行います。千葉県では 16 か所が指定され、習志野市は「あかね園」が担当のセンターになっています。

対象者	内　容
・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい  （相談例） ・仕事のことで悩んでいるが、相談できる人がいない ・どんな会社や仕事があるのか情報がほしい ・自立した生活を送りたい ・障がい者雇用について知りたい ・自身の働く力を確かめたい	障がいのある方々の就労や生活の支援を行います。 就業支援 ①就職に向けた支援 …相談面接（職業評価・基礎訓練・職場実習）等のあっせん、職場開拓 ②雇用継続のための支援 …職場訪問、電話相談・面談、在職者交流会の開催 ③離職後の支援 …ハローワーク等他機関との連携支援 ④企業への支援 …在職者についての相談、新規雇用に向けた相談、情報提供 生活支援 ①職業生活に係る支援 …日常生活や社会生活上のトラブルに関するサポート ②地域生活に係る支援 …情報提供（グループホーム、余暇活動等）

出張窓口 （月 2 回）	あかね園までお越しになるのが難しい方のために、京成津田沼駅ビルで出張窓口を開設しています。 【日時】毎月第 2、第 4 木曜日　9:00～12:00。※要予約。あかね園へご連絡ください。 【会場】サンロード津田沼（京成津田沼駅ビル）6 階　市民相談室 〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12　サンロード津田沼 6 階
窓　口	障害者就業・生活支援センター　あかね園　　電話 047-452-2718　　FAX 047-452-2693 〒275-0024 習志野市茜浜 3-4-5

15-4 千葉県立障害者テクノスクール　身 知 精

障がいのある方が就職に必要な知識を習得し、職業人として自立するための職業訓練を行っています。

対象者	内　容
ハローワークに求職登録をされ、下記のいずれかの障がいのある方 ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい （発達障がいを含む） 	障がいのある方が適切な就業の場を得るために必要とされる職業訓練を実施 ①パソコンの技術を習得するコース ②作業を通して職場適応力の習得を目指すコース 期　間 1 年コース：4 月入校、6 ヶ月コース：7 月、1 月入校 1～3 カ月コース：委託校での訓練。開始月はお問い合わせください。

必要書類	①入校願書（写真貼付）　②選考受付票　③障がい者手帳の写し ④主治医の意見書【精神障がいのみ（発達障がいを含む）】 ⑤社会生活等状況確認書【精神障がいのみ（発達障がいを含む）】
窓　口	【申込先】ハローワーク船橋（第二庁舎）専門援助部門　電話 047-420-8609（部門コード 45#）　FAX 047-420-2260 〒273-0005 船橋市本町 2-1-1　船橋スクエア 21 ビル 7 階 【訓練先】千葉県立障害者テクノスクール　〒266-0014 千葉市緑区大金沢町 470 電話 043-291-7744　　FAX 043-291-7745

16　経済的支援

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

16-1　生活福祉資金の貸付　身 知 精 難

資金の貸付と必要な相談支援を民生委員と共に行うことで、経済的な自立と生活の安定を図ります。

対象世帯	資金の種類	貸付用途（一部）
・比較的所得が少ない世帯 ・障がい者世帯は所得制限なし（それ以外の世帯には有り） ※他制度を利用できる方は、そちらの制度の利用が優先です。	①総合支援資金	・生活支援費　・住宅入居費　・一時生活再建費
	②福祉資金	・福祉費（障がい者用自動車や福祉用具の購入、住宅の増改築、介護サービスの経費）・緊急小口資金
	③教育支援資金	・教育支援費（高校、大学等の修学経費）
	④不動産担保型生活資金	・不動産担保型生活資金（高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費）

その他	・貸付金の利用目的、返済能力等を含めて個別に千葉県社会福祉協議会にて審査を行います。 ・契約に基づき返済義務のある貸付制度です。給付制度ではありません。 ・貸付限度額、償還期限、必要書類等は下記の窓口までお問い合わせください。
窓　口	習志野市社会福祉協議会　生活支援課　電話 047-452-4161　FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1　総合福祉センター2 階

16-2　らいふあっぷ習志野　身 知 精 難

生活と仕事の総合相談窓口です。ご相談を幅広くうかがい、問題を解決するための支援を行っています。

対象者	主な支援内容
生活や就労にお困りの方 （仕事探し、家計、お金、家族、将来など） らいふあっぷ習志野	①生活や就労の支援 ・お困りごとや心配ごとの相談、関係機関との連絡・調整、同行訪問 ・利用できる制度やサービスの案内、手続きの他、必要なサポート ・ハローワークへの同行訪問　など ②家計改善の支援 ・家計を見直し安定した生活が送れるようにするための支援 ・家賃や公共料金の滞納、債務についての相談 ・公的給付や減免制度の利用支援　など ③就労準備の支援 ・一般就労に向けた支援、就労体験　など

住居確保給付金の相談、申請	・家賃補助 【対象者】経済的に困窮し住居を喪失、又はその恐れのある方で、現在求職活動中の方 【上限額】単身者…46,000 円、2 人世帯…55,000 円、3 人以上世帯…59,800 円～ ・転居費用補助 【対象者】らいふあっぷ習志野の家計改善支援を受けている方で、転居することが自立の促進に必要と認められるが、その費用の捻出が難しい方 【上限額】転居先の住宅扶助額に 3 を乗じた額を上限とする
窓　口	らいふあっぷ習志野　電話 047-453-2090　FAX 047-406-5555 〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12　サンロード津田沼（京成津田沼駅ビル）6 階

16-3　生活保護　身 知 精 難

病気や障がいなどが原因で働けなくなったり、収入が減少して生活に困った場合に、最低生活を保障する制度です。

対象者	支給額
・病気やけがで働けなくなったり、働いていても国で定める最低生活費より収入が少なく、最低限度の生活を営むことが困難な方 【保護費の障害者加算の対象者】 ・身体障害者手帳　1～3級　・療育手帳　個別に判断 ・精神障害者保健福祉手帳　1～2級 ※療育と精神については、障害年金を受給していることが必要。	国が定める最低生活費に不足する分を支給 （働く能力やそれに伴う収入、利用できる資産、他の法律や制度で受けることができる給付、身内の援助などその他あらゆるものを活用しても不足する場合）

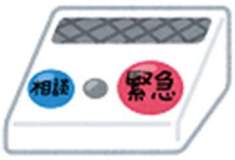
窓　口	習志野市　生活相談課（市役所 1 階）　電話 047-453-9205　FAX 047-453-9309

17　緊急時・災害時支援

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

17-1　緊急通報装置のレンタル　身

簡単な操作で看護師等が常駐するコールセンターへ通報できる装置をお貸しします。

対象者	利用できる制度	費用（自己負担分）
ひとり暮らし（日中独居含む） ・身体障害者手帳 1級、2級 ・高齢者（65 歳以上） 等	○緊急通報サービス事業 看護師等が常駐しているコールセンターへ簡単に通報できる装置を貸与。 緊急時はコールセンターから消防署へ通報します。  	月々のレンタル料 市民税課税世帯　3,300 円（税込） 市民税非課税世帯　500 円（税込） ※生活保護世帯は無料

必要書類	①申請書　②障がい者手帳（コピー可）　③利用者登録明細
窓　口	習志野市　障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851（聴覚言語障がい者専用） ※65 歳以上は、高齢者支援課（市役所 1 階）　電話 047-454-7533　FAX 047-453-9309

17-2　避難行動要支援者支援事業　身 知 精 難

災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、災害時の避難支援や安否確認に活用します。

名簿の対象者	内　容
在宅で次の①～④いずれかに該当し、災害時に自力で避難することが困難な方 ①障害福祉サービス（介護給付サービス）を受けている方 ②65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、独居又は高齢者のみの世帯に属する方 ③40 歳～64 歳の要支援又は要介護認定者で、独居又は高齢者のみの世帯に属する方 ④上記のほか地域の中で見守りが必要な方 ※御家族（65 歳未満）が仕事等で外出し、**日中に独居となる方も対象**となります。	・避難行動要支援者名簿への登載 （災害時における避難支援、安否確認に活用） ・平常時における民生委員・児童委員及び高齢者相談員からの声かけや見守り ・避難支援に関する情報について「個別避難計画」を作成

避難行動要支援者名簿	要支援者をスムーズに確認できるように名簿を作成し、関係機関で共有します。 ・共有者…市役所（健康福祉政策課、高齢者支援課、障がい福祉課、危機管理課、消防本部警防課）、民生委員児童委員、高齢者相談員、消防団 名簿の提供を希望した自主防災組織
窓　口	習志野市　健康福祉政策課（市役所 1 階）　電話 047-453-7375　FAX 047-453-9309

17-3 福祉避難所

災害時に、一般の避難所では生活が困難な方が避難生活を送る施設です。

対象者	内 容
・障がいのある方や高齢者等の要配慮者	学校体育館等の一般避難所での避難生活を送る上で特別な配慮を必要とする避難者のために、市の判断で開設される二次避難所です。

福祉避難所名	施設種別	所在地
① ブレーメン習志野	デイサービス、ショートステイ	東習志野 2-10-3
② あかしや	認知症高齢者グループホーム	東習志野 3-12-1
③ マイホーム習志野	特別養護老人ホーム	屋敷 1-1-1
④ 東部保健福祉センター	老人福祉センター、デイサービス	屋敷 4-6-6
⑤ 習志野偕生園	特別養護老人ホーム	新栄 1-10-2
⑥ あっとほーむ習志野	介護老人保健施設	大久保 4-2-11
⑦ 白鷺園	養護老人ホーム	鷺沼 3-6-44
⑧ 希望の虹レインボー学園	障害福祉サービス事業所	鷺沼台 2-19-30
⑨ あかね園	障害福祉サービス事業所	茜浜 3-4-5
⑩ さくらの家、いずみの家	老人福祉センター、地域福祉センター	秋津 3-4-1（総合福祉センター内）
⑪ 花の実園	障害福祉サービス事業所	秋津 3-4-1（総合福祉センター内）
⑫ あきつ園	障害福祉サービス事業所	秋津 3-4-2
⑬ ゆいまーる習志野	介護老人福祉施設	秋津 3-5-1
⑭ ケアセンター習志野	介護老人保健施設	秋津 3-5-2
⑮ セイワ習志野	介護老人福祉施設	秋津 3-5-3
⑯ 玲光苑習志野ローズ館	特別養護老人ホーム	谷津 3-14-7
⑰ サンクレール谷津	特別養護老人ホーム	谷津 4-6-10
⑱ かがやきの郷 福楽園	特別養護老人ホーム	東習志野 1-1-20

窓 口	習志野市 健康福祉政策課（市役所 1 階） 電話 047-453-9243 FAX 047-453-9309

17-4 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報、犯罪・防犯に関する情報などの緊急情報を、お持ちの携帯電話にリアルタイムに配信します。

対象者	内 容
どなたでも利用可	携帯電話、スマートフォン、パソコンへ市役所から緊急情報を配信します。

配信項目一覧	①火災	⑥市内犯罪発生状況
	②災害情報	⑦習志野市の緊急事態
	③光化学スモッグ・PM2.5	⑧防災行政無線の放送内容
	④不審者情報	⑨その他
	⑤迷子・行方不明者	
登録手続き	記載の QR コードから登録ができます。QR コードが読み取れない場合は、メールフォームにて、〔t-narashino@sg-p.jp〕を直接入力し空メールを送信の上、登録をお願いします。	
窓 口	習志野市 危機管理課（市役所 3 階） 電話 047-453-9211 FAX 047-453-9386	

17-5 ストーマ用装具の備蓄

身

災害に備えて、市内 4 か所のヘルスステーション、市役所障がい福祉課でストーマ用装具をお預かりします。

対象者	内　容
ストーマを造設されている方	・ストーマ用装具をお預かりし、市内 4 か所のヘルスステーション又は市役所障がい福祉課で災害時に備えて備蓄します。 ・災害時はご自身の備蓄先まで取りにお越しください。

必要書類（新規・交換）	①依頼書　②ストーマ用装具（1 週間分程度） ③装具の交換に必要なもの　④身体障害者手帳	
手続きの流れ	備蓄先がヘルスステーションの場合は、市役所障がい福祉課にご連絡ください。 備蓄先が市役所障がい福祉課の場合は、窓口にてお手続きください。	
装具の交換	ストーマ用装具は長期間保管すると劣化します。1 年を目安に新しいものに交換してください。 ※交換の場合もヘルスステーションの場合は、事前に障がい福祉課へご連絡ください。	
備蓄先	市内 5 か所（市内各ヘルスステーション又は市役所障がい福祉課）の備蓄先からお選びください。	
	機関名	所在地
	谷津ヘルスステーション	谷津 5-16-33（谷津ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内）
	秋津ヘルスステーション	秋津 3-4-1（総合福祉センター内）
	屋敷ヘルスステーション	屋敷 4-6-6（東部保健福祉センター内）
	東習志野ヘルスステーション	東習志野 2-10-3（地域交流プラザブレーメン習志野内）
	市役所障がい福祉課	鷺沼 2-1-1 習志野市役所 1 階
窓　口	習志野市　障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX 047-453-9309	

※市では、5台の災害時用オストメイト専用トイレを準備しています。被災状況に応じて、避難場所等に設置する予定です。

17-6 障がい者用「災害時支援・みまもり」スカーフ

身 知 精

災害時に障がい者が周囲から必要な支援や理解を得る手助けとして本市オリジナルのスカーフを配付しています。

対象者	内　容
・障がい者手帳所持者 ・発達障がい者	スカーフに記載されている内容を表にして首元等に巻くことが出来ます。 「伝えたいこと」の部分には、本人の状況、必要な支援を自由に書くことが出来ます。

スカーフの全体像



着用例



申込方法	障がい者手帳をお持ちの上、障がい福祉課にて申請をしてください。 ※障がい者手帳を持っていない方は事前にお問い合わせください。
窓　口	習志野市　障がい福祉課（市役所 1 階）　電話 047-453-9206　FAX047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用）

※災害時に備え、市内各避難所にも 10 枚ずつ備蓄しています。

18　選挙

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい、難…難病を示しています）

18-1　代理投票、点字投票　身

投票所において、字を書くことが困難な方には、係員が投票のお手伝いをします。

対象者	投票方法	内　容
①身体が不自由などのために字の書けない方	代理投票	係員がご本人の意思を確認の上、投票用紙に代筆します。
②点字を使用される方	点字投票	点字による投票が可能です。点字器は投票所に用意してあります。

窓　口	・各投票所 ・習志野市　選挙管理委員会事務局（市役所 2 階）　電話　047-453-9215　FAX 047-453-9219

18-2　郵便等による不在者投票　身

次に該当する選挙人は、ご自宅から郵便等による投票ができます。

対象者	投票方法
次の①～③のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳 両下肢、体幹、移動機能：1級もしくは2級 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸：1級もしくは3級 免疫、肝臓：1級から3級まで ②戦傷病者手帳 両下肢、体幹：特別項症から第2項症まで 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓：特別項症から第3項症まで ③介護保険の被保険者証 要介護状態の区分：要介護5	「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙等の請求をすると投票用紙と投票用封筒がご自宅に送付されます。 投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒を使って、選挙管理委員会事務局まで送付してください。

必要な手続き	「郵便等投票証明書」をあらかじめ交付されている必要があります。 郵便等による不在者投票を希望される方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。
代理記載	下記対象者に該当する方で、自ら字が書けない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票用紙の記載をしてもらうことができます。 【対象者】 ①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいが1級と記載されている方 ②戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいが特別項症から第2項症までと記載されている方
窓　口	習志野市　選挙管理委員会事務局（市役所2階）　電話　047-453-9215　FAX 047-453-9219





19　相談

19-1　習志野市障がい者相談支援事業所

障がいのある方やご家族からの相談や悩みをうかがい、一緒に考えながら、情報提供や助言、必要な福祉サービスのご案内や調整を継続的に行います。習志野市からの委託を受けた社会福祉法人が運営しています。

	身体障がい、知的障がい	精神障がい	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化（事業所への支援）など
事業所名	習志野玲光苑（ならしのれいこうえん）	旅人の木（たびびとのき）	基幹相談支援センター りん（きかんそうだんしえん）
所在地	〒275-0004 習志野市屋敷 4－6－6 （東部保健福祉センター内） 【県立実籾高校そば】	〒275-0016 習志野市津田沼 3－17－6 シティハウス津田沼 101 【京成津田沼駅北口徒歩 10 分】	〒275-0004 習志野市屋敷 4－6－6 （東部保健福祉センター内） 【県立実籾高校そば】
電　話	047－411－9616 （FAX　047-411-9617）	047－475－7350 （FAX　047-475-7350）	047－409－3423 （FAX　047-409-3424）

→詳しくは、裏表紙をご覧ください。

19-2　習志野市障がい者相談員

障がい者相談員は、市長の委嘱を受けて活動しており、さまざまな相談に応じています。
身体障がい者相談員はご自身やご家族に障がいがある方、知的障がい者相談員はお子さんに知的障がいがある方です。
※深夜・早朝のご相談はご遠慮ください。
※仕事や外出等により対応できない場合もありますので、予めご了承ください。

習志野市障がい者相談員

区　分	氏　名			電　話	FAX
身体障がい者相談員	小川　俊子	おがわ　としこ	（肢体不自由）	047-452-3566	047-452-3566
	山田　信治	やまだ　のぶじ	（肢体不自由）	090-8443-5466	047-474-5919
	丸茂　孝美	まるも　たかみ	（視覚障がい）		
	林﨑　直樹	はやしざき　なおき	（聴覚障がい）		047-406-5158
知的障がい者相談員	早川　早苗	はやかわ　さなえ		047-474-6275	047-474-6275
	岩根　信也	いわね　しんや		047-471-8229	047-471-8229

19-3 差別に関する相談

障がいを理由とする差別は、障害者差別解消法で禁止されています。不当な差別を受けた場合は、下記にご相談ください。また、障がいのある方が困っているときは「合理的配慮」をお願いします。

○不当な差別的な行為の禁止



拒否の禁止

きちんとした理由が無いのに障がいを理由として・・・

- 入店を拒否する。
- 学校の受験や入学を拒否する。
- 受付の対応を拒否する。
- 障がい者へは貸せないといって物件を紹介しない。
- 本人を無視して、付き添いのヘルパーや家族だけに話しかける。 など

○合理的配慮の提供義務


筆談

行政機関（市役所など）や民間事業者（お店・団体）は、障がいのある人が障がいによって妨げとなっているもの・ことを取り除いて欲しいという意思を示しているとき、負担が大き過ぎなければ、必要な変更や調整などの配慮をします。

例）・聴覚障がいのある方が来たので、筆談で話す。
・車いすの方が来るので、スロープを渡す。
・講演会やイベント等で障がい特性に応じて座席を決める。など

窓　口	・習志野市　障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 ・「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく、広域専門指導員（健康福祉センター内） 電話 047-474-1389　FAX 047-475-5122 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 ・千葉県障害者福祉推進課 電話 043-223-1020　FAX 043-221-3977　メール sjorei@pref.chiba.lg.jp 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00 ・「つなぐ窓口」（相談窓口） 障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事業を自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口です。 電話 0120-262-701　メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp 週 7 日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 （令和 7 年 9 月 1 日～）専用 web サイト　https://sabekai-tsunagu.go.jp/

19-4 障害者人権 110 番

障がいのある方、また家族の方が生活相談、家庭、地域、施設等における諸問題について、相談できます。

	内　容	受付時間	料　金
窓　口	①相談人による相談（電話または来所） ※相談時間以外でも留守番電話、FAX により受付可 ②弁護士による法律相談（来所）	①月曜～金曜日（祝日除く） 10:00～16:00 ②第 1 火曜日（要予約）	無料 （通話料のみ）
場　所	千葉県手をつなぐ育成会　電話 043-246-2181　FAX 043-242-6494 【相談専用電話】043-246-2282 〒260-0026　千葉市中央区千葉港 4-5　千葉県社会福祉センター4 階		

19-5 虐待に関する相談

障害者虐待防止法は、障がいのある方への虐待を禁じるとともに、発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護、家族の負担軽減などを定めています。

内　容
・障がいのある方への虐待の疑いがある場合は、早急に障がい者虐待防止センターへご連絡ください。 ・事実確認の上必要な対応をいたします。

これって「虐待」・・・？？？　　障がい者に対する虐待を発見した方は通報してください！

心理的虐待
暴言、拒絶的な対応など侮辱する言葉や態度で、精神的な苦痛を与える

身体的虐待
体に傷や痛みを負わせる、暴行する、正当な理由なく身体を拘束する

放棄・放任（ネグレクト）
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をしない

性的虐待
無理やりわいせつなことをしたり、させたり、見せたりする

経済的虐待
金銭を与えない、障がい者の同意なく本人の年金や財産を使う



通　報
（匿名でも構いません）

習志野市障がい者虐待防止センター（市役所 障がい福祉課）047-453-9206

窓　口	【月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00】 習志野市 障がい福祉課（市役所 1 階） 電話 047-453-9206 FAX 047-451-6851（聴覚・言語障がい者専用） 【夜間、休日】※緊急の場合 習志野市役所警備員室 電話 047-451-1151（市役所代表）

19-6 ひきこもり支援ステーション LeaLea

ひきこもりに関するご相談をお寄せください。ご本人からでもご家族からでも結構です。ご自宅訪問もします。

内　容	対象者	受付時間
ひきこもりの方とそのご家族の支援を行っています。相談員が、これからのことを一緒に考えます。	おおむね 6 か月以上ひきこもりの状態にある 16 歳～64 歳の方	月曜～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 9:00～18:00

相談の流れ	1 下記にお電話または、メールにてご連絡ください。担当者がお話を伺います。ご家族からでも結構です。 2 担当者がご希望に応じ、定期的に面談や訪問などをします。 3 ご本人の状況や意向に合わせて、外出の同行、他の支援やサービスの情報提供など必要な支援を継続して行います。
窓　口	社会福祉法人のうえい舎　ひきこもり支援ステーション LeaLea　電話　080-3498-4045 メール　lea-lea@herb.ocn.ne.jp

19-7 精神障がいに関する相談

①習志野市当事者交流会

	内　容	開催日時	料　金
交流会	精神科や心療内科に通院している方、ひきこもりの方の集いの場。情報交換や語り合いをする茶話会です。 ・外出の機会がない方 ・デイケアや地域活動支援センター等の利用に不安のある方 ・自分と同じような悩みを持っている方と交流したい方	毎月第 2 金曜日 13:15～14:15	無料 ※喫茶店での飲食代は自己負担となります
場　所	喫茶かりん　　〒275-0016 習志野市津田沼 3-9-8　京成ツダヌマビル 1 階		
事業者	社会福祉法人　のうえい舎		
窓　口	習志野市 障がい福祉課(市役所 1 階)　電話 047-453-9206　FAX 047-451-6851(聴覚･言語障がい者専用)		

②千葉県習志野保健所(習志野健康福祉センター)

	内　容	受付時間	料　金
電話及び面接相談	心の健康、精神疾患についての電話及び面接による相談。※予約制で精神科医による面接相談日もあり	月曜日～金曜日　9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) ※精神科医の定例相談日は相談時案内	無料 (通話料のみ)
窓　口	千葉県習志野保健所(習志野健康福祉センター)　地域保健課(精神保健福祉担当直通) 電話　047-475-5152　〒275-0012　習志野市本大久保 5-7-14		

③千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)

	内　容	受付時間	料　金
電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症(アルコール･薬物･ギャンブル等)、ひきこもり、思春期精神保健など、精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談。 ※面接相談(依存症とひきこもりのみ)は予約制 ※外来診療は、移転に伴い廃止されました。 ①こころの電話相談:電話 043-307-3360 ②依存症電話相談:電話　043-307-3781 ③ひきこもり電話相談:電話 043-307-3812	月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) ①こころの電話相談 9:00～18:30 ②依存症電話相談 9:30～16:30 ③ひきこもり電話相談 9:30～16:30	無料 (通話料のみ)
窓　口	千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)電話 043-307-8439　FAX 043-307-5891 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1		

④千葉県総合救急災害医療センター

	内　容	受付時間	料　金
電話相談	・精神科の患者さんやご家族等からのご相談を伺い、助言や情報提供をしています。 ・救急受診が必要な方からのご相談にも対応しています。	24 時間　年中無休 (ただし、夜間休日は千葉県内の方の救急受診の相談についてのみ対応)	無料 (通話料のみ)
窓　口	千葉県総合救急災害医療センター　　電話 043-239-3355(電話相談専用) 〒261-0024　千葉市美浜区豊砂 6-1		

⑤千葉いのちの電話

	内　容	受付時間	料　金
電話相談	自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方の電話相談 ①電話 043-227-3900（電話相談専用） ②フリーダイヤル 0120-783-556	①365 日　24 時間 （相談時間に変更がある場合ホームページでお知らせします。） ②毎日 16:00～21:00 毎月 10 日 8:00～翌 8:00	無料 （通話料のみ）
メール相談	誰にも話せない、誰にも相談できない、人と話すのが怖い。一人で抱えている思いをつづってください。 メール「千葉いのちの電話」のホームページへ	365 日　24 時間	無料
対面相談 （予約制）	仕事・家族・生き方・人間関係、誰にも言えないその想いを、お聴きします。 電話予約…043-222-4331	月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 （祝祭日を除く） 11:00～、13:00～、 14:30～	無料 （ただし、施設管理費として初回のみ 2,000 円）
SNS（LINE）相談	LINE を使用して皆様の心の悩みをお受けします QR コードからお友だち登録してお進みください	毎月第 2・3・4 日曜 16:00～19:00 受付	無料
窓　口	社会福祉法人　千葉いのちの電話事務局　電話 043-222-4416・4322　FAX 043-227-6911 〒260-0012 千葉市中央区本町 3-1-16 CID ビル内		

19-8　心配ごと相談所

「どこに相談したらいいかわからない」「こんなことで相談に行っていいの？」と悩まずにお気軽にお越しください。

	内　容	会　場	受付時間	料　金
面接相談 （予約不要）	心配ごと相談 ・障がいの有無にかかわらず、どなたでも相談いただけます ・予約は必要ありません	サンロード（京成津田沼駅ビル） 6 階　市民相談室 習志野市津田沼 5-12-12	月曜～木曜日（祝日は除く） 13:00～16:00 （受付:15:30 まで）	無料
		東習志野コミュニティセンター 3 階　講義室A 習志野市東習志野 3-1-20	毎月第 2 土曜日（祝日は除く） 13:00～16:00 （受付:15:30 まで）	無料
		総合福祉センター 2 階　心配ごと相談室 習志野市秋津 3-4-1		無料
電話相談		電話　047-451-9494（相談専用）		無料
窓　口	習志野市社会福祉協議会　生活支援課　電話 047-452-4161　FAX 047-451-8211 〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1　総合福祉センター2 階			

19-9 発達障がいに関する相談

発達障がいと診断された方もしくは疑いのある、ご本人やご家族もしくは関係機関の方が、相談できます。

	内 容	受付時間	料 金
相 談	電話相談・面談相談 ※要予約	月曜～土曜（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00	無料 （通話料のみ）
窓 口	千葉県発達障害者支援センター（CAS千葉） 電話 043-227-8557 FAX 043-227-8559 〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 601 号室		

19-10 こどもの発達に関する相談

①ひまわり発達相談支援センター

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、落ち着きがない等、お子さまの成長・発達についてご相談ください。

内 容	対象者	受付時間
お子さまの成長又は発達について、相談や支援等を行っています。 （まずは電話でお問い合わせください。）	18 歳未満の児童、保護者（主に就学前の児童の相談・支援等）	月曜～金曜日 （祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00

相 談	・センターへの電話相談、センターへの来所相談 ・幼稚園・保育所（園）・こども園等への巡回相談 
支援内容	・個別支援及びグループ支援（対象：就学前の児童） ・言語、発達、運動等 ・乳幼児個別支援計画の作成支援及び運用
職員職種	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、保健師、ケースワーカー等
窓 口	習志野市 ひまわり発達相談センター 電話 047-451-2922 FAX047-451-2002 〒275-0025 習志野市秋津 3-5-1 ゆいまーる習志野 1 階

ライフサポートファイルを作ってみませんか？

ライフサポートファイルは保護者の皆さんがお子さんの成長の記録として残したいことや、保育施設・学校・相談、医療機関などに伝えたい事をまとめるためのツールです。
詳しくは QR コードをご覧ください。各種書式のダウンロードもできます。

こどものそだち、あるある情報

子どもが成長していく中で、誰しも悩みを抱えることがあります。習志野市ホームページで保護者の体験談等を掲載しています。
こちらのQRコードから是非ご覧ください！

②きらっといっぽの会「おはなしサロン」

内　容	対象者	活動日
こどもの障がいや発達について、保護者同士が交流できる場を提供しています。	どなたでも	毎月第 4 水曜日 10:00～12:00
場　所	総合福祉センターまたはプラッツ習志野（中央公民館）	
窓　口	きらっといっぽの会　代表　伊藤希実子 ホームページ：https://kiratto-2017.jimdofree.com/ 電話　090-4812-2961　メール　kirattoippo2017+salon@gmail.com	

▼「あたたかく見守ってください」というポスターを市内掲示中です。▼

特性のある行動には理由があります



文字にしてあっても、不安が強くなって、自分の中で納得できるまで、質問を繰り返すことがあります。



あいまいな表現はわかりにくいため不安になることがあります。

場所や時間などは、具体的に伝えると安心できます。

19-11　高齢者・障がい者のための無料電話法律相談

ご高齢の方、障がいのある方、その支援者の方が財産管理等の法律問題を電話で相談できます。

	内　容	対象者	受付時間	料　金
電話相談	法律問題について、弁護士が直接ご相談を伺います。 ・お 1 人 20 分程度 ・同一内容のご相談は年 1 回限り	①　65 歳以上の方 ②　障がいのある方 ③　①や②を支援する立場の方	月曜 10:00～12:00 水曜 13:00～15:00 （年末年始、祝祭日を除く）	無料 （通話料のみ）
窓　口	千葉県弁護士会　　電話 043-227-1800（電話相談専用）　　〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-9			

20　関係機関



20-1　市役所・市の関係施設

機関名	所在地	電　話	FAX
あじさい療育支援センター	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1	047-451-6767	047-451-6729
ひまわり発達相談センター	〒275-0025 習志野市秋津 3-5-1	047-451-2922	047-451-2002
花の実園	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1	047-451-3921	047-451-3922
東部デイサービスセンター	〒275-0004 習志野市屋敷 4-6-6 東部保健福祉センター1,2 階	047-493-8021	047-493-8020

20-2　官公署

機関名	所在地	電　話	FAX
習志野健康福祉センター(保健所)	〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5151	047-475-5122
習志野警察署	〒275-0015 習志野市鷺沼台 2-4-1	047-474-0110	
千葉県障害福祉事業課	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3981	043-222-4133
千葉県障害者福祉推進課		043-223-2338	043-221-3977
千葉県健康福祉指導課		043-223-2318	043-222-6294
千葉県中央障害者相談センター	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉リハビリテーションセンター内	043-291-6872	043-291-8488
千葉県中央児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-2	043-253-4101	043-253-9022
千葉県精神保健福祉センター	〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1	043-307-8439	043-307-5891
千葉県発達障害者支援センター CAS(きゃす)	〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 601 号	043-227-8557	043-227-8559
高次脳機能障害支援センター	〒266-0005 千葉市緑区誉田町 1-45-2 千葉リハビリテーションセンター内	043-291-1831	043-291-1857
船橋県税事務所	〒273-8580 船橋市湊町 2-10-18	047-433-1275	047-437-3843
千葉西県税事務所	〒261-8508 千葉市美浜区真砂 4-1-4	043-279-7111	043-279-9271
千葉県自動車税事務所	〒260-8523 千葉市中央区問屋町 1-11	043-243-2721	043-243-2555
千葉西税務署	〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520	043-274-2111	
千葉運転免許センター	〒261-8560 千葉市美浜区浜田 2-1	043-274-2000	
幕張年金事務所	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621	043-273-4511
千葉障害者職業センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
ハローワーク船橋 専門援助部門(第二庁舎)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル　7 階	047-431-8287 (部門コード 41#)	047-420-2260
ハローワーク船橋(第二庁舎)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル	047-420-8609	047-420-2251
ふるさとハローワークならしの	〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼(京成津田沼駅ビル)4 階	047-408-0055	047-451-8888

20-3　福祉関係機関

機関名	所在地	電　話	FAX
習志野市社会福祉協議会	〒275-0025 習志野市秋津 3-4-1 総合福祉センター内	047-452-4161	047-451-8211
障害者就業・生活支援センター あかね園	〒275-0024 習志野市茜浜 3-4-5	047-452-2715	047-452-2693
中核地域生活支援センター まるっと	〒275-0002　習志野市実籾 3-4-25	047-409-6161	047-409-6162

20-4 障がい者団体

団体名	対象者	代表者	電　話
NPO 法人 習志野市手をつなぐ育成会	知的障がい者(児)の保護者	岩根　信也	047-489-5953
習志野市自閉症協会	自閉症者(児)・発達障がい者(児)の保護者	矢北　威郎	047-431-0866
習志野市聴覚障害者協会	聴覚障がい者	林﨑　直樹	FAX 047-406-5158
習志野肢体不自由児・者父母の会 あじさいの会	肢体不自由者（児）の保護者	小野寺　明美	047-453-6091
習志野ダウン症児者親の会 あひるの会	ダウン症児者の保護者	小林　紳一 小林　もゆる	047-401-1887 090-6792-3030
習志野八千代心の健康を 守る会	精神障がい者の家族	渡邊　節雄	047-453-6760
習志野障がい者ネットワーク	上記の 6 団体で構成	小川　俊子	047-452-3566
習志野市オストメイトの会	オストメイト（ストーマの保有者）	三國　久	E-mail narashinojoa@ gmail.com
習志野市身体障害者心和会	身体障がい者、傷痍軍人	山田　信治	090-8443-5466
習志野市視覚障害者福祉協会	視覚障がい者	渡井　澄江	090-2156-7218
よみ点会	視覚障がい者で点字を習いたい方 触読の講習を受けたい方	大野　眞知子	047-454-1241
公益社団法人 日本リウマチ友の会千葉支部	リウマチ患者とその家族	（事務局） 大沼　靖子	043-371-6294
習志野市原爆被爆者の会	原爆被爆者及びその子、参加者	山口　誠雄	047-451-1490
習志野断酒新生会	アルコール依存症からの回復を目指す市内の自助グループ	森田　裕介	080-8123-7446
AA（アルコホーリクス・アノニマス）	アルコール依存症からの回復を目指す自助グループ（匿名での参加可）	AA 関東甲信越セントラルオフィス 電話 03-5957-3506	
働く障害者団体協議会 https://www.doushokyo.org	障害者手帳をお持ちの方 全ての障がい者を受け入れています	藤代　洋行 Hiroyuki Fujishiro	E-mail fujishiro@doushokyo.org

20-5 障がい者協会

機関名	所在地	電　話	FAX
(福)千葉県視覚障害者福祉協会 (視覚障害者総合支援センターちば)	〒284-0005 四街道市四街道 1-9-3	043-421-5199	043-421-5179
(福)千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター	〒260-0022 千葉市中央区神明町 204-12	043-308-6372	043-308-5562
(福)千葉県身体障害者福祉協会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内	043-245-1746	043-245-1578
(公財)千葉県肢体不自由児協会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-245-1732	043-245-1742
(公社)日本オストミー協会 千葉県支部	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-309-7571	043-309-7572
千葉県発声講習会 京葉喉友会	〒264-0006 千葉市若葉区小倉台 2-4-13	043-231-9583	043-231-9583
千葉県中途失聴者・難聴者協会 (NPO千葉県中難協)	〒273-0005 船橋市本町 2-5-2	047-432-8039	047-432-8039
NPO法人千葉盲ろう者友の会	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階	043-310-3008	043-310-3008

20-6 障がい者向けスポーツサークル、教室

内　容	場　所	団体名（対象者）	電　話
サウンドテーブルテニス （月曜日（月数回）13:00～15:00）	東部体育館	習志野市視覚障害者福祉協会卓球部 （視覚障がい、その他誰でも参加可）	090-3434-1161 字引（じびき）
水泳 （日曜日（月数回）9:00～10:00）	CAC ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ 大久保 2-13-1	ラッコの会 (障がいのある方。未就学児～40 歳代が参加中)	047-477-1742 泉水（せんすい）
・水泳（月 2 回・基本日曜日 9:00～11:00）8 月休み ・ボウリング、柔道、卓球、陸上等	・水泳…千葉県国際水泳場 ・その他…県内各所	スペシャルオリンピックス日本・千葉 （知的発達障がい）	電話: 043-306-2066 FAX: 043-306-2077
スポーツ教室やイベントの開催、スポーツ団体の紹介　等	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-1 【千葉県障害者ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ】	千葉県障がい者スポーツ協会	電話: 043-253-6111 FAX: 043-253-9389

20-7 特別支援教育（市立小中学校）

学校名	所在地	電　話	特別支援学級		通級指導教室		
			知的障がい	自閉症・情緒障がい	言語障がい	難聴	LD・ADHD等
津田沼小学校	〒275-0016 津田沼 4-5-2	047-454-1326	○	○			
大久保小学校	〒275-0017 藤崎 6-9-28	047-474-1346	○	○			
谷津小学校	〒275-0026 谷津 5-1-32	047-477-8282	○	○			
鷺沼小学校	〒275-0014 鷺沼 3-1-1	047-454-1236	○	○			
実籾小学校	〒275-0002 実籾 1-25-1	047-474-1266	○	○			
大久保東小学校	〒275-0011 大久保 2-12-1	047-477-8181		○			○
袖ケ浦西小学校	〒275-0021 袖ケ浦 1-1-1	047-451-2423	○	○			
東習志野小学校	〒275-0001 東習志野 3-4-2	047-477-8484		○	○	○	
袖ケ浦東小学校	〒275-0021 袖ケ浦 5-11-1	047-451-2233		○	○		
屋敷小学校	〒275-0004 屋敷 2-1-1	047-476-4679	○	○			
藤崎小学校	〒275-0017 藤崎 4-12-1	047-472-4509		○			
実花小学校	〒275-0001 東習志野 6-7-2	047-477-3685		○			
向山小学校	〒275-0026 谷津 2-16-32	047-451-1717		○	○		
秋津小学校	〒275-0025 秋津 3-1-1	047-451-8111		○			
香澄小学校	〒275-0022 香澄 4-6-1	047-451-6399	○	○			
谷津南小学校	〒275-0026 谷津 3-1-36	047-453-1221		○			
第一中学校	〒275-0028 奏の杜 1-13-1	047-472-6165	○	○			
第二中学校	〒275-0002 実籾 1-44-1	047-472-5241	○	○			
第三中学校	〒275-0021 袖ケ浦 4-3-1	047-452-0330	○	○			
第四中学校	〒275-0001 東習志野 3-4-3	047-477-2727	○	○			
第五中学校	〒275-0017 藤崎 2-3-16	047-477-6622	○	○			
第六中学校	〒275-0004 屋敷 2-17-7	047-477-6633	○	○			
第七中学校	〒275-0022 香澄 6-1-1	047-451-8151		○			
窓　口	習志野市教育委員会　学習指導課　電話 047-451-1132　FAX 047-452-0786						

20-8 特別支援教育（近隣の特別支援学校）

種　別	学校名	学　部	所在地	電　話	FAX
視　覚	県立千葉盲学校　☆	幼･小･中･高･専	〒284-0001 四街道市大日 468-1	043-422-0231	043-424-4592
聴　覚	県立千葉聾学校　☆	幼･小･中･高･専	〒266-0011 千葉市緑区鎌取町 65-1	043-291-1371	043-291-5483
	筑波大学附属聴覚特別支援学校　☆	幼･小･中･高･専	〒272-8560 市川市国府台 2-2-1	電話 047-371-4135（代表） FAX 幼稚部 047-373-9112 FAX 小学部 047-373-9113 FAX 中学部 047-373-8773 FAX 高等部 047-372-3672	
肢体不自由	県立船橋特別支援学校	小	〒273-0046 船橋市上山町 3-507	047-439-5811	047-438-9948
	県立船橋夏見特別支援学校	中･高	〒273-0866 船橋市夏見台 5-6-1	047-429-6699	047-438-2099
	県立桜が丘特別支援学校	小･中･高	〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 1538	043-231-1449	043-231-3069
病　弱	県立仁戸名特別支援学校	小･中･高	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町 673	043-264-5400	043-268-5082
	県立四街道特別支援学校	小･中･高	〒284-0003 四街道市鹿渡 934-45	043-422-2609	043-424-4679
知　的	県立習志野特別支援学校	小	〒275-0021 習志野市袖ケ浦 5-11-1	047-470-7750	047-470-7752
	県立八千代特別支援学校	小･中･高	〒276-0040 八千代市緑が丘西 5-24	047-450-6321	047-450-1459
	県立特別支援学校流山高等学園　☆	高	〒270-0135 流山市野々下 2-496-1	04-7148-0200	04-7148-0066
	千葉大学教育学部附属特別支援学校	小･中･高	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町 312	043-258-1111	043-258-9303
	県立特別支援学校市川大野高等学校　☆	高	〒272-0805 市川市大野町 4-2274	047-303-8011	047-303-8191
	県立我孫子特別支援学校清新分校　☆	高	〒277-0941 柏市高柳 995 沼南高柳高校内	04-7193-6020	04-7193-6101
	県立柏特別支援学校流山分教室　☆	高	〒270-0114 流山市東初石 2-98 流山高校内	04-7152-1671	04-7155-1627
	県立印旛特別支援学校さくら分校　☆	高	〒285-0808 佐倉市太田 1956 佐倉南高校内	043-486-3781	043-486-3782

※☆印の学校には、職業教育課程があります。職業教育課程は公共の交通機関を利用しての自力通学が前提となっています。

※学用品費等を援助する特別支援教育就学奨励費制度が適用される場合があります。詳しくは、各学校又は習志野市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

※一番左の障がい種別の欄につきましては、主たる障がい種別となっております。詳しくは、各学校へ直接お問い合わせください。



21　シンボルマーク

障がい者に関するマークです。これらのマークを見かけたときは、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

東京都福祉保健局障害者施策推進部
計画課社会参加推進担当
TEL03-5320-4147

身体障害者標識



肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ方が運転する車に表示するマークです。
危険防止のやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

警察庁交通局交通企画課
TEL03-3581-0141（代）

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。
すべての障がい者を対象としています。

（財）日本障害者リハビリテーション協会
TEL03-5273-0601　FAX03-5273-1523

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられているマークです。

（福）日本盲人福祉委員会
TEL03-5291-7885

ハート・プラスマーク



身体内部（心臓、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある方を表すマークです。

NPO 法人ハート・プラスの会
TEL080-4824-9928

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備のあることを表すマークです。

（財）交通エコロジー・
モビリティ財団
TEL03-3221-6673
FAX03-3221-6674

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。公共交通機関以外の民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
TEL03-5253-1111(代)　FAX03-3503-1237

声とことばマーク



声やことばの疾患があり、話しにくい、スムーズに話せないなどの状態があることを示すマークです。

声とことばマーク運営委員
E-mail：koetokotobanokai
@gmail.com

聴覚障害者標識



聴覚障がいに関わる条件付き免許を持つ方が運転する車に表示するマークです。
危険防止のやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

警察庁交通局交通企画課
TEL03-3581-0141（代）

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。
自治体、病院、銀行などで、聴覚に障がいのある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。

（社）全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会
TEL03-3225-5600
FAX03-3354-0046

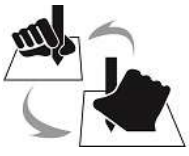
手話マーク



ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めていくマークです。
・手話で対応をお願いします
・手話で対応します
・手話でコミュニケーションできる人がいます

（財）全日本ろうあ連盟
TEL03-3268-8847　FAX03-3267-3445

筆談マーク



ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めていくマークです。
・筆談で対応します
・筆談で対応をお願いします

（財）全日本ろうあ連盟
TEL03-3268-8847　FAX03-3267-3445

22　習志野市の障がい者数（令和８年３月末現在）

（身…身体障がい、知…知的障がい、精…精神障がい）
習志野市には、障がい者手帳を持っている方が 7,000 名以上、
精神科に通院され、医療費の助成を受けている方が 3,000 名以上いらっしゃいます。

22-1　身体障がい（身体障害者手帳）　身

障害種別		人数（名）
視覚障がい		293
聴覚・平衡機能障がい		323
音声・言語・そしゃく機能障がい		61
肢体不自由		1,807
内部障がい	心臓機能障がい	790
	じん臓機能障がい	393
	呼吸器機能障がい	47
	ぼうこう・直腸機能障がい	297
	小腸機能障がい	4
	免疫機能障がい	44
	肝臓機能障がい	14
合　計		4,073



22-2　知的障がい（療育手帳）　知

障がい程度		人数（名）
最重度、重度	Ⓐ、A の1、A の2	462
中度	B の1	314
軽度	B の2	543
合　計		1,319



22-3　精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）　精

障がい等級	人数（名）
1級	186
2級	1,099
3級	878
合　計	2,163

手帳所持者数
合計 7,555
（一部重複障がい）

22-4　精神障がい（自立支援医療）　精

自立支援医療（精神通院）	人数（名）
受給者数	3,210



22-5　難病（手帳所持者を除く）

難病	人数（名）
（手帳所持者を除く）障害福祉サービス利用者数	6

千葉県指定
社会福祉法人 あひるの会
設立から 40 年
安心と信頼の実績

WORKING BASE

あかね園

近い将来に就職を目指している方、良い生活習慣や社会に出て必要なルール、マナー等を身につけて社会に出たいと考えている方、あかね園では 1 年間にたくさんの方が就職しますので、いつでも利用者を募集しています。



あかね園が選ばれる理由 1
「就職前にもっと学びたい」「力をつけたい」
利用率 98%！社会に出て、明らかに差が出る生活の訓練



あかね園が選ばれる理由 2
あなたに合った働き方、就職先が見つかる！
就労支援 約 40 年の実績。就職率は常に 95%以上

あかね園が選ばれる理由 3
就職後も「ずーっと安心」の定着支援
専属の担当者による長期フォロー支援。職場定着率 100% ※採用後 6 か月実績

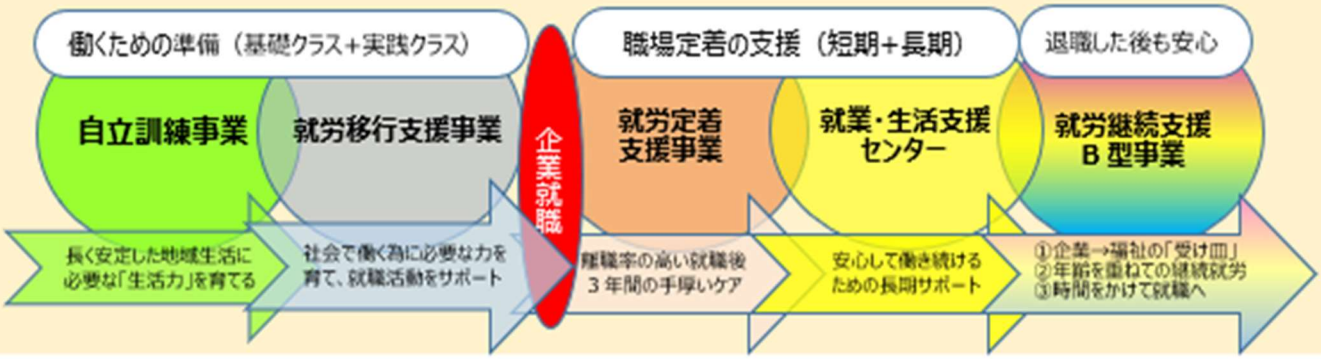


あかね園が選ばれる理由 4
自分らしい地域生活（家族同居・一人暮らし）をめざして
ステップアップ型のグループホームで「自分の事は自分で」の力がつく！



あかね園が選ばれる理由 5
大切な仲間と楽しくいつまでも。
あかね園は就職前も就職後も楽しい企画がいっぱい！

法人独自の『**長期伴走型**』 **多機能サービス** が選ばれているポイントです！ ※「働き続ける」を支える切れ目のないサービス



見学 **説明会** **体験** まずはお電話ください。





解放感抜群の屋上テラス



ゆったりとくつろげる食堂

就労支援施設としては国内最大規模！新園舎が完成！
・最新の防災設備 ・全館高性能の空調設備（感染症対策）
・国の基準を大きく上回る一人当たりのゆとりあるスペース
・昼休みは専属シェフの昼食とテラスでのリラックスタイムを！

〒275-0024 千葉県 習志野市 茜浜 3-4-5
電話 047-452-2715
Email main@akaneen.com

最寄駅：JR 京葉線 新習志野駅より徒歩 15 分
京成津田沼駅からの送迎バスもご利用いただけます

あかね園ホームページ http://www.akaneen.com

駅から徒歩1分のB型事業所

ぶろっさむ



誰にも咲かせるべき花＊blossom＊がきっとある！

開設18年目の地域密着の小規模事業所です。
「まちのなか」で働き、地域の様々な人たちとのかかわり合いを通じて
一人一人が成長していくことをテーマに活動しています。


配達配送


ポスティング


屋内軽作業


清掃・除草


リクリエーション

サービス提供時間

原則 平日9:00～16:00
（作業は、9:30～15:30）

その他

・定員20名
・ご自宅までの送迎あり



BLOSSOM_MIMOMI

アートプロジェクト

「ピノチとメロリ」店舗
平日10時～15時30分オープン

利用者募集中！お気軽にお問合せください♫

住所：習志野市実籾1-4-1 ゴールドショップ習志野23
（京成本線「実籾駅」下車 徒歩1分）
電話：047-405-2077 メール：npo1to1@yahoo.co.jp



介護タクシー：あすみ搬送

お問い合わせ



電話番号: 080-9466-2828
受付時間: 24hr

こんな時にご相談ください

- 病院への送迎・院内ご同行可
- 新幹線ご乗車サポート
- 空港チェックイン・サポート
- 四季を楽しむ外出
- 相撲観戦ご同行



旅行介助士資格保有

車両とドライバー

- 車いす用スロープ
- 車いす用電動ウィンチ

ご安全な乗降サポートを
させていただきます



民間救急認定
普通2種運転免許
介護職員初任者研修
（ヘルパー2級）
英語・タイ語対応

福祉タクシー券可
障害者割引　１割
クレジットカード、PayPay支払可



児童発達支援・放課後等デイサービス

■サービス提供時間

【児童発達支援】
月～金曜日：9時30分～17時
土・祝：9時30分～16時
【放課後等デイサービス】
月～金曜日：9時30分～17時
土・祝：9時30分～16時





■送迎

あり（ご相談ください）
※保育園への送迎も可能。

■教室の特徴

①**機能訓練士**による専門的支援
②**応用行動分析(ABA)**による科学的根拠に基づいた支援
③**AIシステム**を活用した子ども一人ひとりの特性分析による課題の抽出と提案

お気軽にお問い合わせください。

TEL：047-409-0320
（受付時間：営業日 9時～18時）

詳しくはこちら



児童発達支援
放課後等デイサービス

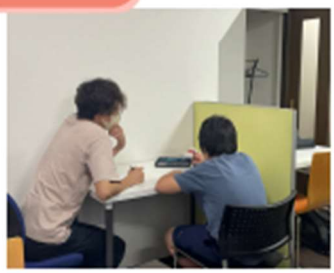
クラップ

未来を育み
夢を描く

こんなお悩みありませんか？

・語彙がすくない　・漢字の読み書きができない　・図形の問題が苦手
・落ち着きがない　・言葉使いや態度が荒くなる　・叱責に過剰に反応すす
などなど・・・

個別支援



一人ひとりのペースに合わせた学習と活動

クラップでは「楽しく！学ぼう！」をモットーに子どもたち一人ひとりのペースに合わせた学習と活動で支援を行っています。子どもたちの特性上、学習に苦手意識や嫌悪感を抱いていることも多いので、学ぶことを前向きに取り組めるようサポートを行っています。

成長を見守る



幼児から高校生までサポート

未就学のお子様においては2歳～支援をおこなっており、小学生になった後も継続的な支援を提供することができます。また学生においても、どの程度学習が進んでいるかなど、保護者様とのお話合いのもと、把握させていただき、その後の進路に向けた支援を行います。

情報共有



独自のシステムで円滑な情報共有

クラップオリジナルのアプリでお子様の様子や活動内容が日々更新され、いつでも確認することができます。またチャット機能では保護者様との細かな連絡など支援していく中で欠かせない情報共有が円滑に行うことはできます。

お問合せ

放課後等デイサービス
児童発達支援
クラップ

050-5526-4748

代表：クラップ習志野校

無料体験受付中！
詳しくはHPへ

ありのままのあなたには
数えきれない多くの強みがある

～就労継続支援Ｂ型事業所～



ネイル講座・資格受講料等
のサポート



季節ごとのイベントや
様々なプログラムもあります★





ポスティングや軽作業など
初めてでもやりやすいお仕事があります☺

昼食の提供🍽、送迎🚗も
実施しています！

～グループホーム～





見学・体験入居できますのでお気軽に
お問合せください🏠

体験(無料)・見学
いつでもできます！

〇グループホームクデロＧ
最寄り駅：京成大久保駅、津田沼駅、習志野駅など

〇特定相談支援事業所レリーフ
京成大久保駅より徒歩１分　習志野市大久保Ｉ-24-1　３階

〇レリゴ京成大久保（就労継続支援Ｂ型）
京成大久保駅より徒歩１分　習志野市大久保Ｉ-24-1

〇レリＢ（就労継続支援Ｂ型）
京成大久保駅より徒歩５分　習志野市大久保 2-5-7



船橋市内にレリゴ北習志野(Ｂ型)、グループホームもございます
各事業所お問合せは下記までご連絡下さい
✉：gh-lelig77@dearmilieus.com
☎：047—489—1110

Make the power to live
MinaAsuGroup

「障がいがあっても働きたい！」
アナタを応援します

就労継続支援 A 型　就労定着支援　就労選択支援

リンクアップ津田沼

雇用契約を結び、仕事を「継続」する力を養います。

習志野市津田沼 5-12-12　京成津田沼サンロードビル 4F/2F

☎ 047-429-8500

MAIL：info.linkup-tsudanuma@minaasu.co.jp

時給 1,140 円～
昇給制度あります

就労継続支援 B 型

ハーモニー津田沼

体調や生活リズムに合わせて、無理なく働き続ける力を育てます。

習志野市津田沼 5-12-12　京成津田沼サンロードビル 3F

☎ 047-489-5630

MAIL：info.harmony-tsudanuma@minaasu.co.jp

駅直結で通いやすい！
多目的トイレ・エレベーターも
あるから身体の不自由な方も
安心！



平均工賃：35,000 円以上

就労継続支援 B 型

アスナビ津田沼

一般就労に向けた訓練や実践的な作業を通じて、働く力を育みます。

習志野市津田沼 3-4-29 TRUSTbuilding 1F

☎ 047-405-9417

MAIL：asnv-t@minaasu.co.jp

2026 年 7 月 1 日 OPEN の
新しく綺麗な事業所です！



京成津田沼駅から徒歩 3 分

STEP01 お問い合わせ → STEP02 見学・体験 → STEP03 申請・利用開始

まずはお気軽にご連絡ください　**実際の雰囲気を体験していただけます**　**必要な手続きをサポートします**

A 型以外のサービスは、納得いただいた上で契約し、利用スタートです

A 型に関しては**1 日 4 時間以上、週 5 日以上出勤**できることが契約条件となります

全事業所：平日 9:00~17:00　各事業所に直接お問い合わせください。

株式会社ミナアス ☎ 047-411-7270
習志野市津田沼 5-12-12　京成津田沼サンロードビル

ホームページ
https://www.minaasu.co.jp/

就労継続支援B型事業所
ドリームクエスト津田沼
見学・体験受付中！



事業所直通 TEL
047-411-6414

代表 TEL
080-9003-3386



- ほぼ駅直結の駅から徒歩３秒！
- 在宅ワーク OK ！
- お仕事は PC 作業や軽作業
- 美味しい昼食＆送迎 無料！
- 狙える！高工賃

合同会社 WCT（ワクト）ウィズ
就労継続支援 B 型事業所 ドリームクエスト津田沼
〒275-0026 千葉県習志野市谷津 5-4-8 京成谷津駅前ビル３階
お問い合わせ：info@wctwith.com

お出掛けをお手伝い致します！

地元の福祉タクシー
ピエ

格安　安心　清潔

佐倉市上座1437-18
☎043-487-6157
090-2744-1329



まずはお気軽にお問い合わせください
車イス・ストレッチャー
乗ったまま乗車可能



スマホを見ながら歩きませんように
Please don't use mobilephones while walking
行走时请不要看手机　보행중 스마트폰 잠시 멈춤

習志野市で介護タクシーをお探しなら

CareTaxi LifeWill
ケアタクシーライフウィル

ご連絡はお気軽に！

（通話無料）真心こめたおでかけサポート
0800-808-3629



VISA
au PAY
d払い
PayPay

障害者手帳割引、各自治体福祉タクシー券もご利用いただけます。

通院 入退院　お買物　銀行 お役所　ご家族のご用事　冠婚葬祭

CareTaxi LifeWill（ライフウィル）
〒275-0017 千葉県習志野市藤崎 5丁目
https://lifewill.net QRコードからもアクセスできます

国土交通省運輸局許可事業 関自旅二第1328号
介護職員初任者研修修了 第FS2005173号
患者等搬送乗務員事業者 第5171号
日本防災士機構認定 防災士 No.048819
救命技能認定修了 T120013074

就労継続支援B型事業所
ドリーム習志野



ドリーム習志野は、創作活動や内職に取り組める事業所です。
得意なことを伸ばしたい方も
ものづくりが初めての方も
スタッフと相談しながら自分のペースで作業できます。

無理なく続けられる環境づくりを大切にしていますので
ゆったりとした雰囲気の中で
少しずつ“できること”が増えていきます。



〒275-0011
千葉県習志野市大久保3丁目11-22 ルノールビル5階

TEL：047-476-0088

京成大久保駅から徒歩7分
京成バス　大久保十字路バス停下車徒歩1分

ホームページ
Instagram
LINE
Googleマップ

あふれる笑顔　輝く明日

あきつ園



生活介護
短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ赤とんぼ）
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑふれ愛）
特定相談支援
日中一時支援
移動支援

社会福祉法人習愛会

〒275-0025
住所 千葉県習志野市秋津 3-4-2
電話 047-451-3315
FAX 047-451-3700
メール info@akitsuen.jp
URL http://www.akitsuen.jp

HP はこちら

社会福祉法人　習愛会

花の実園



一人ひとりの個性や能力を伸ばし、安心して充実した生活を送れるよう、これからも障がい者と共に歩み続けます。
○生活介護事業　○就労継続支援B型事業
○相談支援事業　○日中一時支援事業
●売店の管理運営
●園芸品、木工品等の製造販売
●封入、除草清掃、機器の解体等企業からの受注

◇住所　〒275-0025 習志野市秋津3－4－1
◇TEL　047-451-3921　◇FAX　047-451-3922
◇E-mail　info@hananomien.jp
◇ホームページ　http://www.hananomien.jp/

ナルプロ津田沼BASE ＜見学受付中＞

就労継続支援A型事業所

「一般就労につながる社会性とスキルの形成」







お仕事の内容

○ フラワーアレンジメント、ハンドメイド小物の製作
○ PCを使ったフォーム送信、データ入力業務
○ 検品、シール貼り、袋詰めなどの軽作業

利用者の方々に合ったお仕事を提供しています。

最寄り駅　京成津田沼駅 徒歩2分
住　所　千葉県習志野市津田沼4-10-33
TEL　047-407-0312
E-Mail　info@narupro.co.jp

HPはこちら

あなたのお出かけを快適にサポートいたします

ふくろう介護タクシー
―あおやま―





★ご要望があればどこへでもご案内します
通院、リハビリ、入退院
お食事、お買い物
お墓参り、冠婚葬祭、帰省など

予約専用
安心の女性ドライバー
20年以上介護経験あり
国家資格保有



080-2678-8229

お気軽にお電話ください！

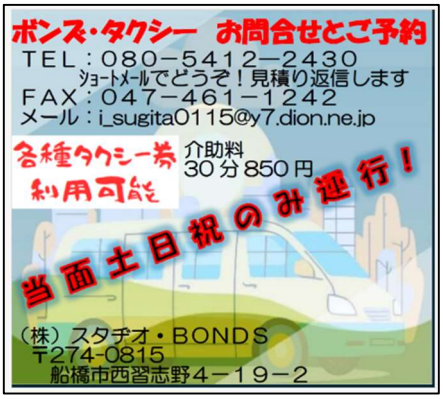
千葉県習志野市本大久保3丁目
国土交通省 関東運輸局許可事業 関自旅二第1663号

山口福祉タクシー

外出が不安な方、ご相談ください
ご予約 ： 080-3024-8054
E-mail ： y.f.taxi@chifukuken.com
ホームページからもご予約できます。

山口福祉タクシー 検索

千葉市消防局認定患者等搬送事業者
介護タクシーやすなが（株）
☎０４３－３０７－４６７１
・２４時間受付　・クレジットカード対応
ご相談、お見積りなどお気軽にご連絡ください





広告掲載のご案内

この障がい福祉のしおりは、費用の一部を広告収入により作成しております。
今年度も多くの事業所様からご協力をいただき、感謝申し上げます。
来年度のしおりへの広告掲載にご関心のある事業所様、法人様は、ぜひ障がい福祉課までご連絡ください。

習志野市　健康福祉部　障がい福祉課
047－453－9206（しおり担当）

障がいに関する各種記念日・週間

障がいに関する様々な記念日や週間があることを知っていますか。

毎年、4月2日は世界自閉症啓発デーです

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

毎年、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

毎年「世界自閉症啓発デー」の4月2日から4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいについて、社会全体の理解が進むよう、広く知っていただく機会としています。

市では、市庁舎5階通路・6階展望回廊を青色にライトアップして、啓発に努めています。

毎年、9月23日は「手話の日」「手話言語の国際デー」です

令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、毎年9月23日が「手話の日」となりました。また、毎年9月23日は国連が定めた「手話言語の国際デー」でもあり、手話の普及及び理解促進を図り、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共存社会の実現を目指します。

市では、市庁舎5階通路・6階展望回廊を国連や世界ろう連盟のロゴの色である青色にライトアップして、啓発に努めています。

毎年、12月3日は国際障害者デーです。

毎年、12月3日は国連が定めた「国際障害者デー」です。

毎年、12月3日から9日は「障害者週間」です。

毎年、「国際障害者デー」である12月3日から日本における「障害者の日」である12月9日までの1 週間を「障害者週間」とし、障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進しています。

市では、障がいのある人々の社会参加促進運動のシンボルマークである「イエローリボン」に関連して、市庁舎5階通路・6階展望回廊を黄色にライトアップして、啓発に努めています。

※上記以外にも、障がいに関する記念日や週間などがあります。

お困りごとのご相談はこちらへどうぞ
（習志野市障がい者相談支援事業所）

ご相談ください

無料



障がいのある方の生活やサービスのご相談は、下記の相談支援事業所でお伺いしています。ぜひご利用ください。ご事情に応じてご自宅への訪問も可能です。 ※市より委託を受けた社会福祉法人が運営しています。

対　象	身体障がい、知的障がい	精 神 障 がい
事業所名	習志野玲光苑（ならしのれいこうえん）	旅人の木（たびびとのき）
所在地	〒275-0004 習志野市屋敷 4-6-6 （東部保健福祉センター内） 【県立実籾高校そば】	〒275-0016 習志野市津田沼 3-17-6 シティハウス津田沼 101 【京成津田沼駅北口徒歩 10 分】
電　話	047-411-9616 （FAX　047-411-9617）	047-475-7350 （FAX　047-475-7350）
開所曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
休　み	土、日曜日、祝日	土、日曜日、祝日
窓口時間	8:30～17:30	9:00～18:00
事業者	社会福祉法人　豊立会	社会福祉法人　のうえい舎

≪ご相談のほかに、各種手続きも行えます≫

① 相談、情報提供

ご本人やご家族からのお悩みをうかがい、生活についてのアドバイス、利用できる各種の制度、サービス、事業所などをご案内します。

② 申請受付

市役所障がい福祉課へ提出する各種申請書の受付を行います。
〇障害福祉サービス　〇日常生活用具　〇重度心身障害者医療費助成
〇福祉タクシー券　など

内　容	障がいのある方やご家族からの総合的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化の取り組み（事業所への支援）などを行います。
事業所名	習志野市基幹相談支援センターりん（ならしのしきかんそうだんしえんセンターりん）
所在地	〒275-0004 習志野市屋敷 4-6-6 （東部保健福祉センター内）【県立実籾高校そば】
電　話	047－409－3423 （FAX　047-409-3424）
開所曜日	月曜日～金曜日
休　み	土、日曜日、祝日
窓口時間	8:30～17:30
事業者	社会福祉法人　豊立会